

受付欄	長官	次長	総務課審査	合議部課室	編り番号
	 16.2.17 秘書	 16.2.13 秘書	 16.2.5 受付		

審理室決裁文書

起案	平成16年 1月22日	発送区分	必親展、親展、書留、小包、 <u>普通</u> 電信、速達、使送、	浄書	
決裁	16.2.17	摘	法	照合	
記号番号	課審1-3 課総2-4 課個1-9 課資1-3 課法1-14 課酒1-6 課評1-4 課消1-5 査調1-2			個 a 資 a 法 a 諸 a 酒 a	発送
文書区分	告示、訓令、 <u>通達</u> 、伺い ( )	要	調 a 査 a	完結	
件名 「同業者団体等からの照会に対する文書回答の事務処理手続等について」 (事務運営指針)について					
受信者名	各 国 税 局 長 沖縄国税事務所長		発信者名	国 税 庁 長 官	
長官	次長	総務課長	課長補佐	総務第一係長	起案者 審理総括係長 
			 	 審査評価係長 	
主管部課室	課税部長 	審理室長 	課長補佐・企画専門官    	電話番号 番	
合議部課室			審理1係長 		
			審理2係長  		
			審理3係長 		
			審理4係長 		
(関係各課(室)は別途決裁)					

受付欄	長官	次長	総務課審査	合議部 課室	編てつ 番号

審理室 決裁文書

起案	平成16年 1月 22日	発送 区分	必親展、親展、書留、小包、 電信、速達、使送、 <b>普通</b>	浄書
決裁		摘 要	<b>法</b>  個 a 資 a 法 a 諸 a 酒 a  調 a 査 a	照合
記号 番号	課審1- 課総2- 課個1- 課資1- 課法1- 課酒1- 課評1- 課消1- 査調1-			発送
文書 区分	告示、訓令、 <b>通達</b> 伺い ( )			完結
件名 「同業者団体等からの照会に対する文書回答の事務処理手続等について」 (事務運営指針)について				
受信者名	各 国 税 局 長 沖縄国税事務所長		発信者名	国 税 庁 長 官
長官	次長	総務課長	課長補佐	総務第一係長
				審査評価係長
起案者	審理総括 係長 			
主管部 課室	課税部長	審理室長	課長補佐・企画専門官	
				電話番号 番
合議 部 課 室		課税総括課長	課長補佐	
				
		課税企画官	係長	
				
		(関係各課(室)は別途決裁)		

受付欄	長官	次長	総務課審査	合議部課室	編てつ 番号

審理室決裁文書

起案	平成16年 1月22日	発送区分	必親展、親展、書留、小包、 <u>普通</u> 、電信、速達、使送	浄書
決裁		摘	法	照合
記号 番号	課審1- 課総2- 課個1- 課資1- 課法1- 課酒1- 課評1- 課消1- 査調1-			個 a 資 a 法 a 諸 a 酒 a
文書 区分	告示、訓令、 <u>通達</u> 、伺い ( )	要	調 a 査 a	完結
件名 「同業者団体等からの照会に対する文書回答の事務処理手続等について」 (事務運営指針)について				
受信者名	各 国 税 局 長 沖縄国税事務所長		発信者名	国 税 庁 長 官
長官	次長	総務課長	課長補佐	総務第一係長 審査評価係長
起案者	審理総括係長 			
主管部課室	課税部長	審理室長	課長補佐・企画専門官	電話番号 番
合議部課室	個人課税課長 課長補佐    係長 係長  			
(関係各課(室)は別途決裁)				

受付欄	長官	次長	総務課審査	合議部課室	編てつ 番号

審理室決裁文書

起案	平成16年 1月22日	発送区分	必親展、親展、書留、小包、 <u>普通</u> 、 電信、速達、使送	浄書
決裁		摘	法	照合
記号 番号	課審1- 課総2- 課個1- 課資1- 課法1- 課酒1- 課評1- 課消1- 査調1-			個a資a法a諸a酒a
文書 区分	告示、訓令、 <u>通達</u> 、伺い ( )	要	調a査a	完結
件名 「同業者団体等からの照会に対する文書回答の事務処理手続等について」 (事務運営指針)について				
受信者名	各 国 税 局 長 沖縄国税事務所長		発信者名	国 税 庁 長 官
長官	次長	総務課長	課長補佐	総務第一係長 審査評価係長
起案者	審理総括係長 			
主管部課室	課税部長	審理室長	課長補佐・企画専門官	電話番号 番
合議部課室	資産課税課長  課長補佐  係長       (関係各課(室)は別途決裁)			



受付欄	長官	次長	総務課審査	合議部課室	編てつ 番号

審理室決裁文書

起案	平成16年 1月22日	発送区分	必親展、親展、書留、小包、 電信、速達、使送、 <b>普通</b>	浄書	
決裁		摘	<b>法</b>	照合	
記号 番号	課審1- 課総2- 課個1- 課資1- 課法1- 課酒1- 課評1- 課消1- 査調1-			個a資a法a諸a酒a	発送
文書 区分	告示、訓令、 <b>通達</b> 、伺い ( )	要	調a査a	完結	
件名 「同業者団体等からの照会に対する文書回答の事務処理手続等について」 (事務運営指針)について					
受信者名	各 国 税 局 長 沖縄国税事務所長		発信者名	国 税 庁 長 官	
長官	次長	総務課長	課長補佐	総務第一係長	起案者 審理総括 係長 
				審査評価係長	
主管部 課室	課税部長		審理室長 課長補佐・企画専門官		電話番号 番
合議 部 課 室	審議官 —		酒税課長	課長補佐	係長
				  	 
			酒税企画官	係長	 
					
			(関係各課(室)は別途決裁)		

受付欄	長官	次長	総務課審査	合議部課室	編てつ 番号

審理室決裁文書

起案	平成16年 1月22日	発送 区分	必親展、親展、書留、小包、 電信、速達、使送、 <b>普通</b>	浄書
決裁		摘	<b>法</b>	照合
記号 番号	課審1- 課総2- 課個1- 課資1- 課法1- 課酒1- 課評1- 課消1- 査調1-			個a資a法a諸a酒a
文書 区分	告示、訓令、 <b>通達</b> 伺い ( )	要	調a査a	完結
件名 「同業者団体等からの照会に対する文書回答の事務処理手続等について」 (事務運営指針)について				
受信者名	各 国 税 局 長 沖 縄 国 税 事 務 所 長		発信者名	国 税 庁 長 官
長官	次長	総務課長	課長補佐	総務第一係長
				審査評価係長
主管部 課室	課税部長		審理室長	課長補佐・企画専門官
合議 部 課 室		資産評価企画官	企画官補佐	
			係長	
				(関係各課(室)は別途決裁)
				起案者 審理総括 係長 
				電話番号 

受付欄	長官	次長	総務課審査	合議部課室	編てつ 番号

審理室決裁文書

起案	平成16年 1月22日	発送 区分	必親展、親展、書留、小包、 電信、速達、使送、 <b>普通</b>	浄書	
決裁		摘	<b>法</b>	照合	
記号 番号	課審1- 課総2- 課個1- 課資1- 課法1- 課酒1- 課評1- 課消1- 査調1-			個a資a法a諸a酒a	発送
文書 区分	告示、訓令、 <b>通達</b> 、伺い ( )	要	調a査a	完結	
件名 「同業者団体等からの照会に対する文書回答の事務処理手続等について」 (事務運営指針)について					
受信者名	各 国 税 局 長 沖縄国税事務所長		発信者名	国 税 庁 長 官	
長官	次長	総務課長	課長補佐	総務第一係長 審査評価係長	起案者 審理総括 係長 
主管部 課室	課税部長		審理室長	課長補佐・企画専門官  	電話番号 番
合議部 課室			消費税室長	課長補佐    係長  	
(関係各課(室)は別途決裁)					

受付欄	長官	次長	総務課審査	合議部課室	編てつ 番号

審理室決裁文書

起案	平成16年 1月 22日	発送 区分	必親展、親展、書留、小包、 電信、速達、使送、 <b>普通</b>	浄書
決裁		摘	<b>法</b>	照合
記号 番号	課審1- 課総2- 課個1- 課資1- 課法1- 課酒1- 課評1- 課消1- 査調1-			個 a 資 a 法 a 諸 a 酒 a
文書 区分	告示、訓令、 <b>通達</b> 、伺い ( )	要	調 a 査 a	完結
件名 「同業者団体等からの照会に対する文書回答の事務処理手続等について」 (事務運営指針)について				
受信者名	各 国 税 局 長 沖縄国税事務所長		発信者名	国 税 庁 長 官
長官	次長	総務課長	課長補佐	総務第一係長  審査評価係長
主管部 課室	課税部長		審理室長	課長補佐・企画専門官
合議部 課室	調査査察部長		調査課長	課長補佐
				主査
			係長	
(関係各課(室)は別途決裁)				
起案者 審理総括 係長 				
電話番号 				

## 伺　　い

文書回答手続は、納税者サービスの一環として、具体的な取引等に係る税法の適用等に関して、文書による回答を求める納税者からの申告期限前の照会（以下「事前照会」という。）に対して、一定の要件の下、回答を文書で行うとともに、その内容を公表することにより、他の納税者に対しても税法の適用等に関する予測可能性を与えることを目的として実施している。

今回、納税者の予測可能性の一層の向上の観点から、同業者団体等からの文書による回答を求める照会に関する事務処理手続等を別案のとおり定め、各国税局長及び沖縄国税事務所長あてに事務運営指針を発遣することとしたい（概要については、次ページのとおり）。

（注）なお、本文中で引用している平成 14 年 6 月 28 日付課審 1-14 ほか 8 課共同「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」（事務運営指針）については、本事務運営指針の制定と併せて一部改正中であり、本事務運営指針の発遣と同時に改正することを予定している。

## 同業者団体等からの照会に対する文書回答手続案の概要

### 1 基本的な考え方

(1) 平成14年6月28日付課審1-14ほか8課共同「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」(事務運営指針)(以下「個別文書回答に係る事務運営指針」という。)に基づく文書回答手続は、納税者サービスの一環として、具体的な取引等に係る税法の適用等に関して、文書による回答を求める納税者からの申告期限前の照会(以下「事前照会」という。)に対して、一定の要件の下、回答を文書で行うとともに、その内容を公表することにより、他の納税者に対しても税法の適用等に関する予測可能性を与えることを目的として実施している。

(2) 今回、個別文書回答に係る事務運営指針の一部改正により、文書回答に係る照会者については、自ら実際に取引等を行う者(その代理人を含む)に限定することとしている。

ただし、照会者が自ら取引等を行わない場合であっても、業界内に共通する取引等で事実認定を要しないものに関する税務上の一般的取扱いについて、業界団体や中央省庁が照会を行う場合に限り、国税当局としての一般的な見解を文書により示すための手続を新たに別途の事務運営指針(以下「本件事務運営指針」という。)で定めることとする。

### 2 本件事務運営指針と個別文書回答に係る事務運営指針との主な相違点等

(1) 特定の事業者の個別の取引等に係るものでなく、同様の業種・業態に共通する取引等に係る照会で、当該業種・業態の多数の納税者から照会されることが予想されるものであることを要件とする。

(注) 特定の事業者の個別の取引等に係るものについては、個別文書回答に係る事務運営指針に基づき処理する。

(2) 形式要件を充足していることに加え、税務上の取扱いに関する予測可能性の向上の観点等からみて有用である等、税務当局が適当と考える場合に限り文書回答を行う。

(3) 照会の受付、内容の具体的審査及び回答については、庁(審理室)又は局(審理課(官)、酒税課)とする。

(4) 照会・回答の内容は速やかに公表することとし、照会者の申出による公表時期の延期措置は設けない。

### 3 留意事項

(1) 文書回答の回答内容は、あくまで照会に係る事実関係を前提にした一般的な回答であり、個々の納税者が行う具体的な取引等に適用する場合には、改めて当該取引等に係る具体的な事実関係等を審査した上で判断する。なお、こうした文書回答の性質については各々の回答文書に明記することとする。

(2) 本件事務運営指針による取扱いは、所得税の確定申告期限後の平成16年3月29日より実施する。

配 付 要 領	総	個	資	法	諸	酒	管	徴	調	査
		a	a	a	a	a			a	a

④

課審 1-3

課総 2-4

課個 1-9

課資 1-3

課法 1-14

課酒 1-6

課評 1-4

課消 1-5

査調 1-2

平成16年 2月17日

国 税 局 長 殿  
沖縄国税事務所長

国 税 庁 長 官

同業者団体等からの照会に対する文書回答の  
事務処理手続等について（事務運営指針）

標題のことについて、下記のとおり定めたから、平成16年3月29日以降は、これにより適切に実施されたい。

（趣旨）

同業者団体等からの照会に対する文書回答は、納税者サービスの一環として、国税（関税、とん税及び特別とん税を除く。以下同じ。）に関する法令の適用等に関する同業者団体等からの事実認定を要しない一般的な照会のうち、一定の要件を満たすものに対する一般的な回答を文書により行い、その内容を公表することにより、同様の取引等を行う他の多数の納税者に対しても、国税に関する法令の適用等について予測可能性を与えることを目的として実施するものである。

今般、平成14年6月28日付課審1-14ほか8課共同「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」（事務運営指針）を一部改正することに伴い、併せて同業者団体等からの文書回答を求める照会（以下「照会」という。）に対する事務処理手続等（以下「本手続」という。）を定めたものである。

1 文書回答の対象となる照会の範囲

同業者団体等からの事実認定を要しない一般的な照会のうち、次の要件のすべてを満たすものであって、平成14年6月28日付課審1-14ほか8課共同「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」（事務運営指針）によらず、本手続により一般的に回答を行うことが、多数の納税者の国税に関する法令の適用等についての予測可能性の向上等の観点から適切と認められるものについては、同業者団体等の求める見解への回答を文書により行うこととする。

ただし、それぞれの趣旨・目的に基づいて別途事務運営指針等により手続が定められているものについては、当該事務運営指針等によることに留意する。

(注)

- 1 この事務運営指針において、「同業者団体等」とは、事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする、業種等を同じくする相当数の事業者の結合体又はその連合体（当該団体に連合会、中央会等の上部団体がある場合には、原則として、最も上部の団体に限る。）及びこれを所管する国又は地方公共団体の行政機関をいう。
  - 2 本手続による文書回答は、あくまで照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であるから、個々の納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、改めて当該取引等に係る具体的な事実関係等を審査した上で判断することになることに留意する。
- (1) 同業者団体の構成事業者が行う取引等に係る国税に関する法令の解釈・適用その他の税務上の取扱いに関する照会であること  
(注) 同業者団体が自ら行う取引等に係るものについては、平成14年6月28日付課審1-14ほか8課共同「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」（事務運営指針）により処理する。
  - (2) 特定の事業者の個別の取引等に係るものでなく、同様の業種・業態に共通する取引等に係る照会で、当該業種・業態の多数の納税者から照会されることが予想されるものであること  
(注) 特定の事業者の個別の取引等に係るものについては、平成14年6月28日付課審1-14ほか8課共同「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」（事務運営指針）により処理する。
  - (3) 照会を行う同業者団体等（以下「照会者」という。）が、照会の申出の際に、後記3(1)から(9)までに記載の資料を提出するとともに、照会内容の審査の際に、審査に必要な追加的な資料の提出に応じること
  - (4) 照会者名、照会内容及び回答内容が公表されること、公表に関して取引等関係者の了解を得ること、並びに仮に公表について取引等関係者間で紛争が起こった場合には、照会者の責任において処理することについて、照会者が同意していること
  - (5) 調査等の手続、徴収手続、酒類等の製造免許若しくは酒類の販売免許又は酒類行政に関係する照会でないこと

- (6) 取引等に係る税務上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去に公表された質疑事例等において明らかになっているものに係る照会でないこと
- (7) 事実関係の認定が伴う照会でないこと
- (8) 以上のほか、照会の内容が次に掲げるような性質を有しないものであること
  - イ 国税に関する法令以外の法令等に係る解釈等を必要とするもの
  - ロ 照会に係る取引等が、法令等に抵触し、又は抵触するおそれがあるもの
  - ハ 照会に係る取引等と同様の事案について、税務調査中・不服申立て中・税務訴訟中である等、税務上の紛争等が生じているもの
  - ニ 照会に係る取引等について、取引等関係者間で紛争中又は紛争のおそれが極めて高いもの
  - ホ 通常の経済取引としては不合理と認められるもの
  - ヘ 税の軽減を主要な目的とするもの
  - ト 一連の組み合わせられた取引等の一部のみを照会しているもの
  - チ 上記イからトまでのほか、本手続による文書回答が適切でないと認められるもの

(例示)

- ① 回答内容が歪曲して宣伝される等、文書回答が、国税に関する法令の適用等についての予測可能性を与えるという本来の目的に反する形で利用されるおそれがある場合
- ② 照会の前提となる国税に関する法令以外の法令等により決定されるべき事項が未解決である場合
- ③ 法令の改正過程にあるものであり、現状における文書回答が困難である場合

## 2 事務処理体制の概要

照会に対する文書回答に係る事務処理体制の概要については、次のとおりとする。

### (1) 照会文書の受付窓口

照会は、原則として、照会者の主たる事務所の所在地の所轄国税局（沖縄国税事務所を含む。以下「局」という。）の審理課（審理課が設置されていない局にあつては審理官、沖縄国税事務所にあつては課税総括課をいう。以下同じ。）において受け付ける。

ただし、次に掲げる照会は、それぞれ次に定める国税庁（以下「庁」という。）又は局の部署において受け付ける。

#### イ 酒税の照会

局の酒税課（沖縄国税事務所にあつては間税課をいう。以下同じ。）

#### ロ 間接諸税（印紙税を除く。）の照会

局の消費税課（沖縄国税事務所にあつては間税課をいう。以下同じ。）

#### ハ 国の行政機関（地方支分部局を除く。）からの照会（2(1)イ及びロを除く。）

庁の審理室

### (2) 局における審査事務の体制

局の部署で受け付けた照会は、局の審理課で審査を担当するが、この場合、局の課税総括課、個人課税課、資産課税課、資産評価官、法人課税課、消費税課及び調査管理課（関

東信越、東京、名古屋及び大阪国税局にあつては調査審理課、沖縄国税事務所にあつては調査課をいう。以下同じ。) (以下「局関係主務課等」という。) と必要に応じて協議を行うこととする。

ただし、酒税に関する審査等は、局の酒税課において行う。

(3) 庁への上申又は進達

局は、2(2)の照会のうち重要な先例となるような事案については庁(審理室又は酒税課)へ上申するほか、当該事案のうち庁において審査すべきと判断されるものについては庁へ進達する。

(注)

- 1 重要な先例となる事案とは、例えば、新たに創設された税制に関連した取引等に関する照会で、その取扱いが明らかにされていないもの等、局における判断が困難と認められるものをいう。
- 2 庁において審査すべきものとは、例えば、その内容が全国的に波及し、解釈や取扱いを統一する必要があるものをいう。

(4) 庁における審査事務の体制

局から庁に対して進達があつた照会及び庁の部署で受け付けた照会は、原則として庁の審理室が審査を担当するが、この場合、庁の課税総括課、個人課税課、資産課税課、資産評価企画官、法人課税課、消費税室及び調査課(以下「庁関係主務課等」という。)と必要に応じて協議を行うこととする。

ただし、酒税に関する審査等は、庁の酒税課において行う。

3 照会時の対応及び提出書類等

国税に関する法令の適用等に関して、照会者から文書による回答を求める照会があつた場合には、庁又は局の審理室(課)又は酒税課の文書回答担当者(照会文書に係る審査事務及び文書回答事務を担当する者をいう。以下同じ。)は、照会者に対して、本手続の趣旨・要件等を適切に説明するとともに、次の(1)から(7)までの事項を記載した書面並びに(8)及び(9)の書類(「次の事項を記載した書面」については別紙1の様式参照。以下、照会事項に関する参考資料を含めて「照会文書」という。)の提出を求めることとする。

(注) 照会者の主たる事務所の所在地の所轄局以外の局又は税務署(以下「所轄外部署」という。)に対して照会があつた場合には、照会者に対して、照会の窓口は2(1)に定める部署である旨説明するとともに、照会があつた旨等を同部署に対して速やかに連絡する。

- (1) 法令解釈・適用上の疑義の要約及びこれに対する照会者の求める見解の内容
- (2) 取引等における権利・義務関係などの具体的な事実関係
- (3) 3(2)の事実関係に対して法令の適用又は先例の適用等からなる照会者の求める見解となることの理由(具体的な根拠となる事例、裁判例、学説及び既に公表されている弁護士、税理士、公認会計士等の見解を含む。)
- (4) 関係する法令条項等

- (5) 審査に必要な資料の提出に照会者が同意する旨
- (6) 照会者名、照会内容及び回答内容が公表されること、公表に関して取引等関係者の了解を得ること、並びに仮に公表について取引等関係者間で紛争が起こった場合には、照会者の責任において処理することについて、照会者が同意する旨
- (7) 照会文書のうちに、日本語以外の言語で記述されているものが含まれている場合には、文書回答担当者の求めに応じて、照会文書に加え、その内容を網羅的に日本語に翻訳した資料（当該翻訳の責任者名の記述を含む。）を提出することに照会者が同意する旨
- (8) 照会に係る取引等に関するすべての関係書類
- (9) 「チェックシート（同業者団体等照会用）」（別紙1-4の様式参照）

#### 4 局における審査事務等

##### (1) 受理時の形式審査事務及び補正要求事務

文書回答担当者は、照会文書を受理した場合には、形式審査表（別紙2の様式参照）により、当該照会文書に3(1)から(7)までの事項の記載があること並びに(8)及び(9)の書類の提出があることを確認し、その記載事項に不明な点があるとき又は必要な参考資料が不足しているときには、照会者に対して記載事項の補正又は参考資料の提出等を速やかに求める。

（注）照会者の所轄外部署に照会文書の提出があった場合には、所轄外部署から所轄局へ当該照会文書を速やかに移送し、所轄局において処理するとともに、移送を行った旨を照会者に対して伝える。

##### (2) 実質審査事務

イ 文書回答に当たっての実質審査は、当該照会に係る税目を担当している文書回答担当者が行うが、複数税目にかかわる事案については、事案ごとに起案担当者を定めた上で、該当税目の担当者による合議体において、一体的に取り組むこととする。

なお、相続税等の財産評価に関する照会のうち、平成12年6月5日付課評1-5ほか2課共同「財産評価基本通達第5項《評価方法の定めのない財産の評価》及び第6項《この通達の定めにより難い場合の評価》の運用について」（事務運営指針）において局資産評価官に連絡するものとして定められている事案を把握した場合には、同事務運営指針に定めるところに従い、速やかに局の資産評価官に連絡し、処理方針等について協議する。

ロ 局の審理課に消費税及び間接諸税（以下「消費税等」という。）の専担者が配置されていない局における消費税等に関する照会については、原則として所得税又は法人税の担当者が事案を担当することとなるが、審査等に当たっては、局の消費税課との連絡・協調を密にして、次により行うこととする。

（イ）消費税に関する事案については、実質審査の早期の段階から局の消費税課と密接な協議を行う。

（ロ）印紙税に関する事案については、局の消費税課と共同して実質審査等を行う。

（ハ）印紙税を除く間接諸税に関する事案については、平成13年6月26日付課消4-17ほか4課共同「揮発油税等の審理事務の局間広域運営について」（事務運営指針）の

定めるところにより、東京局又は大阪局の審理課の消費税担当者が、同局の消費税課と共同して実質審査等を行う。

#### ハ 留意事項

文書回答は、照会文書上明らかにされた事実関係に基づいて行うのであるから、実質審査に当たっては、当該照会文書上明らかにされた事実関係のみでは判断が困難となるような場合には、文書回答担当者は、照会者に対して書面等の方法による補足資料の提出を求めるとする。その際、事実関係の認定が伴う照会であると判断される場合は、回答の対象とはならないことに留意する。また、照会者以外の取引等関係者への照会等は行わないこととする。

(注) 実質審査の内容は「文書回答等を行う照会の事績整理票（同業者団体等用）」（別紙3の様式参照）に記載する。

#### (3) 取下書処理事務

照会者から、前提となる事実関係の変更等により、当該照会文書を取り下げたい旨の申出があった場合には、文書回答担当者は、取下書（任意様式）の提出を求める。文書回答担当者は、取下書を受領した場合には、その処理のてん末を記録し、当該取下書に係る照会文書とともに、日付順又は項目別に編てつし、照会関係書類として保存する。

#### (4) 庁への上申又は進達

重要な先例となるような事案で、庁の判断が必要と認められるものについては、局は、庁の審理室又は酒税課へ連絡の上、局の回答案を付して庁へ上申を行うこととする。

ただし、重要な先例となるような事案のうち、照会内容からみて、庁において審査すべきと判断されるものについては、速やかに庁の審理室又は酒税課へ進達することとする。

(注) 庁への上申又は進達後に、照会者から局に対して取下書の提出があった場合には、庁に対し、取下書の写し（進達の場合は原本）を速やかに回付する。

### 5 回答及び公表

#### (1) 回答

実質審査を了した場合には、庁関係主務課等又は局関係主務課等にあらかじめ処理案を回付し、必要に応じ協議した上で、庁関係主務課等又は局関係主務課等との合議により決裁を了した後、その審査結果に応じて、それぞれ次により処理する。

なお、文書回答は、庁において受け付けた照会及び局から庁へ進達のあった照会については、庁の審理室長名又は酒税課長名（事案の内容に応じて庁の課税部長名）、それ以外のものについては、局の審理課長名（審理課が設置されていない局にあつては審理官名、沖縄国税事務所にあつては課税総括課長名）又は酒税課長名（沖縄国税事務所にあつては、間税課長名）で行うこととする。

(注) 照会に対する文書回答は、審査の結果、当該取引等に係る税務上の取扱い等が他の手段によって明らかにされておらず、多数の納税者の予測可能性の向上の観点から、文書回答を行うことにより明らかにすることが相当と考えられる場合について行うものであることに留意する。

## イ 文書回答を行う場合

審査の結果、文書回答を行うことが適当と考えられる場合には、次の区分に応じて、それぞれ処理する。

### (イ) 照会事項について、照会者の求める見解の内容が相当と認められる場合

「貴見のとおりで差し支えない」旨を回答する文書（別紙4の様式参照）を作成し、照会者に対して送付する。

なお、この場合、「回答内容は、あくまで照会に係る事実関係を前提とした一般的なものであり、個別具体的な取引等に適用する場合においては、回答内容と異なる課税関係が生ずることがある」旨及び「回答内容は国税局（国税庁）としての見解であり、照会者の構成事業者等の申告内容等を拘束するものではない」旨を必ず記載する。

### (ロ) 照会事項について、照会者の求める見解の内容が相当と認められない場合

照会者の求める見解の内容が相当と認められない理由を記載した「貴見のとおり取り扱われるとは限らない」旨を回答する文書（別紙5の様式参照）を作成し、照会者に対して送付する。

なお、この場合、「回答内容は国税局（国税庁）としての見解であり、照会者の構成事業者等の申告内容等を拘束するものではない」旨を必ず記載する。

## ロ 文書回答を行わない場合

照会文書に係る照会が文書回答の対象とならない照会に該当する場合や、審査中に文書回答の要件を満たさなくなった等の理由により、照会者に対して文書回答を行わない場合は、その理由を記載した「文書回答を行わない旨のお知らせ」（別紙6の様式参照）を作成し、照会者に対して送付する。

## (2) 公表

イ 5(1)のイに係る照会文書及び回答文書のうち同様の取引等を行う他の多数の納税者に対しても国税に関する法令の適用等について予測可能性を与えることとなる部分については、速やかに公表することとする。

ロ 公表は、各局又は庁のホームページにおいて照会及び回答の内容を項目別に掲載して行うほか、各局又は庁の閲覧窓口において閲覧に供する。

ハ 照会者等の同意があつたとしても、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や国税に関する法令上の守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を伏せて公表することに留意する。

## 6 関係部署への連絡等

### (1) 回答内容の連絡等

文書回答担当者は、当該照会文書に係る庁関係主務課等又は局関係主務課等に対して回答文書の写しを回付するなど、その処理結果を連絡する。また、すべての処理が終了した場合には、一切の関係書類を日付順又は項目別に編てつし、照会関係書類として保存する。

### (2) 庁審理室等への連絡等

局の文書回答担当者は、事後の事務処理の統一性を確保するために、「文書回答等を行う照会の事績整理票（同業者団体等用）」（別紙3の様式参照）を活用し、その処理事績を庁の審理室及び他局の文書回答担当者に連絡するとともに、連絡をした又は連絡を受けた庁又は局の文書回答担当者は、当該処理事績の内容に応じ、関係部署の職員に周知を図ることとする。

別紙 1

取引等に係る税務上の取扱い等に関する照会（同業者団体等用）

受付印  平成 年 月 日		① ※整理番号		
		〒		
国税局 審理課長（審理官）殿 酒税課長	照	② 所在地		
		③ (フリガナ) 団体の名称		電話番号
	会	④ (フリガナ) 代表者の氏名		Ⓜ
		(フリガナ) 担当者の氏名		電話番号
	者	⑤ 代理人 住所・居所		
		(フリガナ) 氏名		電話番号
⑥ 同意事項等 次の取引等に係る国税に関する法令の解釈・適用その他税務上の取扱い等について、次の「照会の趣旨」のとおり の見解で差し支えないかどうか文書による回答を受けたいので照会します。 なお、この照会に関して、添付した資料のほかに、審査のために必要な資料や、日本語以外の言語で記述され ている資料について日本語翻訳文の提出を求められた場合には、その提出に応じます。 また、照会者は、他の納税者に対しても税法の適用等について予測可能性を与えるため、照会者名、照会内容 及び回答内容が一般に公表されること、公表に関して取引等の関係者の了解を得ること、並びに仮に関係者間 で紛争が起こった場合には照会者の責任において処理することに同意します。				
⑦ 照会の趣旨（法令解釈・適用上の疑義の要約及び照会者の求める見解の内容）		別紙1-1のとおり		
⑧ 照会に係る取引等の事実関係（取引等関係者の名称、取引等における権利・義務関係等）		別紙1-2のとおり		
⑨ ⑧の事実関係に対して照会者の求める見解となること理由		別紙1-3のとおり		
⑩ 関係する法令条項等				
⑪ 添付書類		1 代理人による照会の場合は、その委任状 2 チェックシート（別紙1-4） 3 照会の趣旨及びその理由等の照会事項に関する参考資料 [ ]		

(注意事項)

- 照会の内容等によっては、資料を提出していただいても本手続による文書回答がなされない場合があります。特に、個別の事業者の取引等に係る照会については、取引等を行う当事者が別の手続で照会を行う必要があることにご留意ください。
- 本手続による回答は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、個々の具体的な取引等に適用する場合には、改めて当該取引等に係る具体的な事実関係等に則して判断することになります。
- 提出された資料につきましては返却いたしませんので、ご留意ください。

⑦ 照会の趣旨（法令解釈・適用上の疑義の要約及び照会者の求める見解の内容）

⑧ 照会に係る取引等の事実関係（取引等関係者の名称、取引等における権利・義務関係等）

⑨ ⑧の事実関係に対して照会者の求める見解となることの理由（具体的な根拠となる事例、裁判例、学説及び既に公表されている弁護士、税理士、公認会計士等の見解を含む。）

## 「取引等に係る税務上の取扱い等に関する照会（同業者団体等用）」の記載要領

### 1 提出先及び提出部数

照会に対する回答を文書により求めようとする方（以下「照会者」といいます。）は、この用紙（添付書類を含む。）に必要事項を記載の上、照会者の主たる事務所の所在地の所轄国税局の審理課（官）に1部提出してください。

ただし、次の照会については、それぞれ次に掲げる担当部署に提出してください。

#### ・酒税の照会

◇ 所轄国税局の酒税課（沖縄国税事務所にあつては間税課）

#### ・間接諸税（印紙税を除く。）の照会

◇ 所轄国税局の消費税課（沖縄国税事務所にあつては間税課）

### 2 「②所在地」

照会者の主たる事務所の所在地を記載してください。

### 3 「③ 団体の名称」及び「④代表者等」

③欄に照会者である団体の名称及び連絡先の電話番号を、④欄に代表者氏名を記載し、代表者の印を押してください。また、担当者の氏名及び連絡先の電話番号を記載してください。

### 4 「⑤ 代理人」

税理士等の代理人を選任している場合には、その方の住所又は居所及び氏名を記載し、押印してください。

### 5 「⑥ 同意事項等」

審査に必要な追加資料の提出や、照会内容・回答内容等の公表に関する同意事項をよくご確認ください。

### 6 「⑦照会の趣旨」

取引等に係る税務上の取扱い等に関する法令解釈・適用上の疑義を要約して記載するとともに、その疑義に対する照会者の求める見解の内容を必ず記載してください。

また、この欄に書ききれない場合は、適宜、用紙を追加してその内容を記載し、添付してください（記載事項⑧及び⑨についても、同様です。）。

### 7 「⑧照会に係る取引等の事実関係」

照会事項に係る当事者の名称、取引等における権利・義務関係など、課税関係を判断する上で必要と考えられる事実関係を、できる限り具体的に記載してください。

### 8 「⑨ ⑧の事実関係に対して照会者の求める見解となることの理由」

⑧の事実関係に対して法令の適用又は先例の適用等からなる照会者の求める見解となることの理由を、根拠となる事例、裁判例、学説、及び既に公表されている弁護士、税理士、公認会計士等の見解の引用も含めて、具体的、かつ、明確に記載してください。

### 9 「⑩ 関係する法令条項等」

⑨の見解となることの理由に係る法令及び法令解釈通達等の条項等を記載してください。

### 10 「⑪ 添付書類」

照会の趣旨及びその理由等の照会事項を説明するに当たり、関係する必要な資料を添付し、その資料の名称を（ ）内に簡単に記載してください。

## 11 その他留意事項

### (1) チェックシートの記載等

文書による回答の対象は、チェックシート記載の一定の要件を満たした上で、多数の納税者の国税に関する法令の適用等についての予測可能性の向上等の観点から、回答することが適切であると回答者が判断した照会である必要があります。したがって、照会の内容等によっては、文書による回答の対象とはならないものがありますので、ご注意ください（詳しくは、国税局等の窓口でご相談ください。）。

### (2) 公表等

本件照会及び回答文書の内容については、多数の納税者に係る国税に関する法令についての予測可能性の向上等の観点から、速やかに公表することとしています。事前照会に対するの文書回答手続のような公表の延期手続はありませんので、ご注意ください。

## チ ャ ッ ク シ ー ト

(同業者団体等照会用)

このチェックシートは、「取引等に係る税務上の取扱い等に関する照会（同業者団体等用）」を提出するに当たって、照会の内容等が文書による回答の対象であるかどうかを確認していただくための「一般的な事項」をまとめたものです。

確認が終わりましたら、照会文書と併せて提出してください。

項 目	チェック欄
(1) 照会者の構成事業者が行う取引等に係る照会である。	はい・いいえ
(2) 国税（関税、とん税及び特別とん税を除く。以下同じ。）に関する法令の解釈・適用その他税務上の取扱いに関する照会である。	はい・いいえ
(3) 特定の事業者の個別の取引等に係るものでなく、同様の業種・業態に共通する取引等に係る照会で、多数の納税者から照会されることが予想されるものである。	はい・いいえ
(4) 照会の申出の際に、審査に必要な資料を提出している。	はい・いいえ
(5) 照会内容の審査に必要な追加的な資料や翻訳文の提出に同意する。	はい・いいえ
(6) 照会者名、照会内容及び回答内容が公表されることに同意する。	はい・いいえ
(7) 照会者名、照会内容及び回答内容が公表されることについて、取引等の関係者の了解を得ること、並びに仮に関係者間で紛争が起こった場合には、照会者の責任において処理することに同意する。	はい・いいえ
(8) 調査等の手続、徴収手続、酒類等の製造免許若しくは酒類の販売業免許又は酒類行政に係る照会ではない。	はい・いいえ
(9) 取引等に係る税務上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去に公表された質疑事例等において明らかになっていない。	はい・いいえ
(10) 事実関係の認定が伴う照会ではない。	はい・いいえ
(11) 照会に係る取引等は、法令等に抵触しない又は抵触のおそれがないものである。	はい・いいえ
(12) 照会に係る取引等について、関係者間等で紛争中ではない又は紛争のおそれがない。	はい・いいえ
(13) 照会に係る取引等は、税の軽減を図ることを主要な目的として行われるものではない。	はい・いいえ
(14) 一連の組み合わされた取引等の一部のみの照会ではない。	はい・いいえ

(注) このチェックシートのすべての項目に該当する場合であっても、審査の結果、文書による回答がなされない場合もあります（詳細につきましては、国税局等の窓口でご相談ください。）。

照会者	所在地	
	団体等の名称 及び代表者名	印

形式審査表 (同業者団体等用)

照会者の名称		局 課		作成年月日
審査事項			確認	補正状況
記載事項	1	照会者の所在地・名称の記載がある	適・不適	・ ・
	2	押印漏れはない	適・不適	・ ・
	3	代理人の委任状等の書類はある	適・不適	・ ・
	4	照会の趣旨は明らかである	適・不適	・ ・
	5	取引等の事実関係は明らかである	適・不適	・ ・
	6	求める見解の理由は明らかである	適・不適	・ ・
	7	提出資料の漏れはない	適・不適	・ ・
要件事項	8	他の事務運営指針等により、別途処理手続が定められているものではない	適・不適	
	9	照会者の構成事業者が行う取引等である	適・不適	
	10	同様の業種・業態に共通する取引等で、多数の納税者からの照会が予想されるものである	適・不適	
	11	調査等の手続に関係するものではない	適・不適	
	12	既に取扱い等が明らかにされているものではない	適・不適	
	13	事実関係の認定が伴うものではない	適・不適	
	14	事務運営指針 1 (8) に規定する要件を満たしている	適・不適	
簡易補正	求めた方法	求めた年月日	求めた事項	
	面接・電話・文書	・ ・		
	面接・電話・文書	・ ・		
	面接・電話・文書	・ ・		
その他連絡事項				

## 〔形式審査表（同業者団体等用）の記載要領〕

- 1 この形式審査表は、「取引等に係る税務上の取扱い等に関する照会（同業者団体等用）」（以下「照会文書」という。）を受理した庁又は局の文書回答担当者が形式審査事務及び補正要求事務を行う際に使用する。
- 2 「記載事項」については照会文書の各記載事項について確認をした結果、「適」若しくは「不適」のいずれかを○で囲む。
- 3 「記載事項」の「補正状況」欄には、照会文書の各記載事項について補正がされた場合におけるその状況を、例えば、「○年○月○日文書訂正」又は「○年○月○日補正書提出」のように記載する。
- 4 「要件事項」については、各要件事項について、次の要件事項が記載されているかどうかを確認した結果、「適」又は「不適」のいずれかを○で囲む。
  - (1) 「8」欄……個別取引等に係る事前照会に対する文書回答等、別途事務運営指針等により、別途処理手続が定められているものではないこと。
  - (2) 「9」欄……照会者の構成事業者が行う取引等に係る照会であること。
  - (3) 「10」欄……特定の事業者の個別の取引等に係るものでなく、同様の業種・業態に共通する取引等で、当該業種・業態の多数の納税者から照会されることが予想されるものであること。
  - (4) 「11」欄……調査等の手続、徴収手続及び酒類等の製造免許又は酒類の販売業免許に関係する照会でないこと。
  - (5) 「12」欄……取引等に係る税務上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去の公表された質疑事例等において明らかになっているものに係る照会でないこと。
  - (6) 「13」欄……事実関係の認定が伴うものでないこと。
  - (7) 「14」欄……次のような性質を有するものでないこと。
    - イ 国税に関する法令以外の法令等に係る解釈等を必要とするもの
    - ロ 照会に係る取引等が、法令等に抵触又は抵触するおそれがあるもの
    - ハ 照会に係る取引等と同様の事案について、税務調査中・不服申立て中・税務訴訟中であるか、関係者間において紛争中又は紛争のおそれが極めて高いもの
    - ニ 通常の経済取引としては不合理と認められるもの
    - ホ 税の軽減を主要な目的とするもの
    - ヘ 一連の組み合わせられた取引等の一部のみを照会しているものト上記のほか、本手続による回答が適切でないと認められるもの（例示）
  - ① 文書回答が、税法の適用等についての予測可能性を与えるという本来の目的に反する形で利用されるおそれがある場合
  - ② 他の法令等により決定されるべき前提となる事項が未解決である場合
  - ③ 法令の改正過程にある問題であり、現状における回答が困難である場合
- 5 「簡易補正」欄には、上記3の記載事項の補正以外に必要なに応じて照会者に補正等を求めた場合に、その事項を記載する。
- 6 「その他連絡事項」欄には、局の文書回答担当者が庁の文書回答担当者に連絡すべき事項（例えば、文書回答を行わないことが適切であると思われる照会で、口頭による回答が可能な照会に対して、口頭による回答を行っているなどの事項）があれば、適宜記載する。

別紙 3

文書回答等を行う照会の事績整理票（同業者団体等用）

整理番号	決裁（合議）欄	課 名	課 長			
		審理課（審理官）				
		課				
		課				
局 名 担当者			関 係 課			担 当 者
照 会 者	(照会者名)			照会年月日	.	
	(担当者名)			審査開始日	.	
【照会事項】						
【事実関係】						
【照会要旨】						
【回答要旨等】						
処理年月日			処理態様	文書回答・非文書回答（口頭回答＝有・無）		

【検討内容】

別紙4 (同業者団体等用)

(文 書 番 号)  
平成 年 月 日

〒□□□-□□□□  
(所在地)

(名称)

\_\_\_\_\_ 殿

\_\_\_\_\_ 国税局

審理課長 \_\_\_\_\_ 印

\_\_\_\_\_ について

(平 . . . 付照会に対する回答)

(文案の例示)

標題のことについては、ご照会に係る事実関係を前提とする限り、貴見のとおりで差し支えありません。

ただし、次のことを申し添えます。

(1) この文書回答は、ご照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答ですので、個々の納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあります。

(2) この回答内容は \_\_\_\_\_ 国税局としての見解であり、照会者の構成事業者等の申告内容等を拘束するものではありません。

別紙5 (同業者団体等用)

(文 書 番 号)  
平成 年 月 日

〒□□□-□□□□  
(所在地)

\_\_\_\_\_  
(名称)

\_\_\_\_\_  
殿

\_\_\_\_\_  
国税局

\_\_\_\_\_  
審理課長 \_\_\_\_\_ 印

\_\_\_\_\_  
について

(平 . . . 付照会に対する回答)

(文案の例示)

標題のことについては、下記の理由から、貴見のとおり取り扱われるとは限りません。

なお、この回答内容は 国税局としての見解であり、照会者の構成事業者等の申告内容等を拘束するものではないことを申し添えます。

記

(理由)

別紙6 (同業者団体等用)

(文 書 番 号)  
平成 年 月 日

〒□□□-□□□□

(所在地)

\_\_\_\_\_  
(名称)

\_\_\_\_\_  
殿

\_\_\_\_\_  
国税局

\_\_\_\_\_  
審理課長 \_\_\_\_\_ 印

文書回答を行わない旨のお知らせ (通知)

(文案の例示)

同業者団体等からの照会に対する文書回答は、照会者に文書回答を行うとともに、その内容を公表することにより、同様の業種・業態に共通する取引等を行う他の多数の納税者に対しても国税に関する法令の適用等について予測可能性を与えるものとして、一定の要件に該当し、かつ、回答を行うことが適切と認められる照会を対象として行うこととしています。

しかしながら、平成 年 月 日に収受しました照会内容は、下記の理由から、文書回答を行いませんので、お知らせします。

記

(理由)

## 情報公開法チェックシート

開示	不開示	存否不明	部分開示	(不開示部分)
(不開示の根拠条文) 1号・2号(イ・ロ)・3号・4号・5号・6号(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)				
(理由)				
(不開示の場合の将来的判断)				
(保存期間) 10年		(文書分類) 大 5 中 1 小 6		
(行政文書ファイル名) 法令解釈通達および事務運営指針並びにその関係書類				

(注) 開示請求があった場合には、改めて法定の不開示情報の有無を確認の上、開示等の決定を行うものとする。

**【不開示情報】 情報公開法第5条**

- 1号 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
  - ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
  - ハ 当該個人が公務員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び職務遂行の内容に係る部分
- 2号 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
  - ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付すことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- 3号 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報
- 4号 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報
- 5号 国の機関及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- 6号 国の機関又は地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
  - ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
  - ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
  - ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
  - ホ 国又は地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ



受付欄	長官	次長	総務課審査	合議部課室	編てつ 番号

審 理 室 決 裁 文 書

起案	平成18年5月 日	発送 区分	必親展、親展、書留、小包、 電信、速達、使送、 <b>普通</b>	浄書
決裁		摘 要	<b>法</b>  個 a 資 a 法 a 諸 a 酒 a 調 a 査 a	照合
記号 番号	課審 1 - 課総 2 - 課個 1 - 課資 1 - 課法 1 - 課酒 1 - 課評 1 - 課消 1 - 査調 1 -			発送
文書 区分	告示、訓令 <b>通達</b> 、伺い ( )			完結
件 名 「同業者団体等からの照会に対する文書回答の事務処理手続等について」の 一部改正について (事務運営指針)				
受信者名	各 国 税 局 長 沖 縄 国 税 事 務 所 長		発信者名	国 税 庁 長 官
長 官	次 長	総務課長	課長補佐	総務第一係長
				審査評価係長
主管部課室	課 税 部 長		審理室長 課長補佐・訟務専門官・企画専門官	
				起案者 審理総括係長  電話番号 番
合議部課室		課税総括課長	課長補佐	
			 	
		課税企画官	係長	
			 	
		(関係各課 (室) は別途決裁)		

受付欄	長官	次長	総務課審査	合議部課室	編てつ番号

審理室決裁文書

起案	平成18年5月 日	発送区分	必親展、親展、書留、小包、 電信、速達、使送、 <b>普通</b>	浄書
決裁		摘 要	法  個 a 資 a 法 a 諸 a 酒 a 調 a 査 a	照合
記号 番号	課審1- 課総2- 課個1- 課資1- 課法1- 課酒1- 課評1- 課消1- 査調1-			発送
文書 区分	告示、訓令 <b>通達</b> 伺い ( )			完結
件名 「同業者団体等からの照会に対する文書回答の事務処理手続等について」の 一部改正について (事務運営指針)				
受信者名	各 国 税 局 長 沖 縄 国 税 事 務 所 長		発信者名	国 税 庁 長 官
長官	次長	総務課長	課長補佐	総務第一係長
				起案者
				審査評価係長
主管部課室	課税部長	審理室長	課長補佐・訟務専門官・企画専門官	
				審理総括係長   電話番号 番
合議部課室		個人課税課長	課長補佐	
				  係長 
		(関係各課(室)は別途決裁)		

受付欄	長官	次長	総務課審査	合議部課室	編てつ 番号

審理室 決裁文書

起案	平成18年5月 日	発送区分	必親展、親展、書留、小包、 電信、速達、使送、 <b>普通</b>	浄書	
決裁		摘要	<b>法</b>  個 a 資 a 法 a 諸 a 酒 a 調 a 査 a	照合	
記号 番号	課審1- 課総2- 課個1- 課資1- 課法1- 課酒1- 課評1- 課消1- 査調1-			発送	
文書 区分	告示、訓令、 <b>通達</b> 、伺い ( )			完結	
件名 「同業者団体等からの照会に対する文書回答の事務処理手続等について」の 一部改正について (事務運営指針)					
受信者名	各 国 税 局 長 沖 縄 国 税 事 務 所 長		発信者名	国 税 庁 長 官	
長官	次長	総務課長	課長補佐	総務第一係長	起案者
				審査評価係長	審理総括係長
主管部 課室	課 税 部 長		審理室長 課長補佐・訟務専門官・企画専門官		  電話番号 [REDACTED] 番
合議部 課室		資産課税課長	課長補佐		     係長      (関係各課(室)は別途決裁)

受付欄	長官	次長	総務課審査	合議部課室	編てつ 番号

審理室 決裁文書

起案	平成18年5月 日	発送区分	必親展、親展、書留、小包、 電信、速達、使送、 <b>普通</b>	浄書
決裁	18.5.25	摘要	<b>法</b>  個 a 資 a 法 a 諸 a 酒 a 調 a 査 a	照合
記号番号	課審1 - 課総2 - 課個1 - 課資1 - 課法1 - 課酒1 - 課評1 - 課消1 - 査調1 -			発送
文書区分	告示、訓令 <b>通達</b> 、伺い ( )			完結
件名 「同業者団体等からの照会に対する文書回答の事務処理手続等について」の 一部改正について (事務運営指針)				
受信者名	各 国 税 局 長 沖 縄 国 税 事 務 所 長		発信者名	国 税 庁 長 官
長官	次長	総務課長	課長補佐	総務第一係長  審査評価係長
主管部課室	課税部長		審理室長 課長補佐・訟務専門官・企画専門官  	
			電話番号 ■■■■■番	
合議部課室			法人課税課長 	課長補佐 
		係長 		  
(関係各課(室)は別途決裁)				

受付欄	長官	次長	総務課審査	合議部課室	編てつ 番号

審 理 室 決 裁 文 書

起案	平成18年5月 日	発送 区分	必親展、親展、書留、小包、 電信、速達、使送、 <b>普通</b>	浄書	
決裁		摘 要	<b>法</b>  個 a 資 a 法 a 諸 a 酒 a 調 a 査 a	照合	
記号 番号	課審1- 課総2- 課個1- 課資1- 課法1- 課酒1- 課評1- 課消1- 査調1-			発送	
文書 区分	告示、訓令 <b>通達</b> 、伺い ( )			完結	
件名 「同業者団体等からの照会に対する文書回答の事務処理手続等について」の 一部改正について (事務運営指針)					
受信者名	各 国 税 局 長 沖 縄 国 税 事 務 所 長		発信者名	国 税 庁 長 官	
長 官	次 長	総務課長	課長補佐	総務第一係長	起案者
				審査評価係長	審理総括係長
主管部課室	課 税 部 長		審理室長 課長補佐・訟務専門官・企画専門官		電話番号 番
合議部課室			酒税課長	課長補佐	係長
			(関係各課(室)は別途決裁)		

受付欄	長官	次長	総務課審査	合議部課室	編てつ 番号

審理室決裁文書

起案	平成18年5月 日	発送区分	必親展、親展、書留、小包、 電信、速達、使送、 <b>普通</b>	浄書
決裁		摘 要	法  個 a 資 a 法 a 諸 a 酒 a 調 a 査 a	照合
記号 番号	課審1 - 課総2 - 課個1 - 課資1 - 課法1 - 課酒1 - 課評1 - 課消1 - 査調1 -			發送
文書 区分	告示、訓令、 <b>通達</b> 、伺い ( )			完結
件名 「同業者団体等からの照会に対する文書回答の事務処理手続等について」の 一部改正について (事務運営指針)				
受信者名	各 国 税 局 長 沖 縄 国 税 事 務 所 長		発信者名	国 税 庁 長 官
長 官	次 長	総務課長	課長補佐	総務第一係長
				起案者
				審査評価係長
主管部課室	課 税 部 長	審理室長 課長補佐・訟務専門官・企画専門官		審理総括係長
				電話番号 番
合議部課室		資産評価企画官	企画官補佐	企画専門官
				係長
				(関係各課(室)は別途決裁)



受付欄	長官	次長	総務課審査	合議部課室	編てつ番号

審理室決裁文書

起案	平成18年5月 日	発送区分	必親展、親展、書留、小包、 <u>普通</u> 、 <u>普通</u> 、速達、使送、 <u>普通</u>	浄書
決裁		摘要	法  個 a 資 a 法 a 諸 a 酒 a 調 a 査 a	照合
記号番号	課審1- 課総2- 課個1- 課資1- 課法1- 課酒1- 課評1- 課消1- 査調1-			發送
文書区分	告示、訓令 <u>通達</u> 伺い ( )			完結
件名 「同業者団体等からの照会に対する文書回答の事務処理手続等について」の一部改正について (事務運営指針)				
受信者名	各 国 税 局 長 沖 縄 国 税 事 務 所 長		発信者名	国 税 庁 長 官
長官	次長	総務課長	課長補佐	総務第一係長
				起案者
				審査評価係長
主管部課室	課税部長	審理室長	課長補佐・訟務専門官・企画専門官	審理総括係長
				電話番号番
合議部課室		調査課長	課長補佐	
			主査	
			係長	
(関係各課(室)は別途決裁)				

## 伺　　い

文書回答手続は、納税者サービスの一環として、具体的な取引等に係る税法の適用等に関して、文書による回答を求める納税者からの照会（以下「事前照会」という。）に対して、一定の要件の下、回答を文書で行うとともに、その内容を公表することにより、他の納税者に対しても税法の適用等に関する予測可能性を与えることを目的として実施している。

今回、この文書回答手続について、事務処理の適正化及び納税者利便の一層の向上の観点から、照会文書が受付窓口に到達した日から原則3か月以内に行うよう努めることとし、所要の整備を行い、現行の事務運営指針を別案のとおり改正することとしたい。

（注）なお、「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」の一部改正について（事務運営指針）については、本事務運営指針の改正と同時に発遣することを予定している。

配 付 要 領	総	個	資	法	諸	酒	管	徴	調	査
	a	a	a	a	a				a	a

法

課審 1-7

課総 2-5

課個 1-20

課資 1-11

課法 1-31

課酒 1-31

課評 1-7

課消 1-20

査調 1-11

平成18年5月9日

国 税 局 長  
殿  
沖 縄 国 税 事 務 所 長

国 税 庁 長 官  
(官 印 省 略)

「同業者団体等からの照会に対する文書回答の事務処理  
手続等について」の一部改正について（事務運営指針）

標題のことについては、平成16年2月17日付課審1-3ほか8課共同「同業者団体等からの照会に対する文書回答の事務処理手続等について」（事務運営指針）の一部を下記のとおり改正したから、平成18年7月1日以後に受け付けた事前照会に対する文書回答手続等については、これにより適切に実施されたい。

（趣旨）

事前照会に対する文書回答の事務処理の適正化及び納税者利便の一層の向上の観点から、所要の整備を行うものである。

記

- 1 別添1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄のように改める。
- 2 別添2の別紙3付表を追加する。

(別添1)

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="360 424 904 496">同業者団体等からの照会に対する文書回答の 事務処理手続等について (事務運営指針)</p> <p data-bbox="170 549 1097 622">標題のことについて、下記のとおり定めたから、平成 16 年 3 月 29 日以降は、これにより適切に実施されたい。</p> <p data-bbox="188 715 264 746">(趣旨)</p> <p data-bbox="170 756 1097 1034">同業者団体等からの照会に対する文書回答は、納税者サービスの一環として、国税 (関税、とん税及び特別とん税を除く。以下同じ。) に関する法令の適用等に関する同業者団体等からの事実認定を要しない一般的な照会のうち、一定の要件を満たすものに対する一般的な回答を文書により行い、その内容を公表することにより、同様の取引等を行う他の多数の納税者に対しても、国税に関する法令の適用等について予測可能性を与えることを目的として実施するものである。</p> <p data-bbox="170 1043 1097 1244">今般、平成 14 年 6 月 28 日付課審 1-14 ほか 8 課共同「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」(事務運営指針) を一部改正することに伴い、併せて同業者団体等からの文書回答を求める照会 (以下「照会」という。) に対する事務処理手続等 (以下「本手続」という。) を定めたものである。</p> <p data-bbox="618 1254 651 1286">記</p>	<p data-bbox="1312 424 1856 496">同業者団体等からの照会に対する文書回答の 事務処理手続等について (事務運営指針)</p> <p data-bbox="1122 549 2049 622">標題のことについて、下記のとおり定めたから、平成 16 年 3 月 29 日以降は、これにより適切に実施されたい。</p> <p data-bbox="1140 715 1216 746">(趣旨)</p> <p data-bbox="1122 756 2049 1034">同業者団体等からの照会に対する文書回答は、納税者サービスの一環として、国税 (関税、とん税及び特別とん税を除く。以下同じ。) に関する法令の適用等に関する同業者団体等からの事実認定を要しない一般的な照会のうち、一定の要件を満たすものに対する一般的な回答を文書により行い、その内容を公表することにより、同様の取引等を行う他の多数の納税者に対しても、国税に関する法令の適用等について予測可能性を与えることを目的として実施するものである。</p> <p data-bbox="1122 1043 2049 1244">今般、平成 14 年 6 月 28 日付課審 1-14 ほか 8 課共同「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」(事務運営指針) を一部改正ことに伴い、併せて同業者団体等からの文書回答を求める照会 (以下「照会」という。) に対する事務処理手続等 (以下「本手続」という。) を定めたものである。</p> <p data-bbox="1570 1254 1603 1286">記</p>

1 文書回答の対象となる照会の範囲

同業者団体等からの事実認定を要しない一般的な照会のうち、次の要件のすべてを満たすものであって、平成14年6月28日付課審1-14ほか8課共同「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」（事務運営指針）によらず、本手続により一般的に回答を行うことが、多数の納税者の国税に関する法令の適用等についての予測可能性の向上等の観点から適切と認められるものについては、同業者団体等の求める見解への回答を文書により行うこととする。

ただし、それぞれの趣旨・目的に基づいて別途事務運営指針等により手続が定められているものについては、当該事務運営指針等によることに留意する。

(注)

- 1 この事務運営指針において、「同業者団体等」とは、事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする、業種等を同じくする相当数の事業者の結合体又はその連合体（当該団体に連合会、中央会等の上部団体がある場合には、原則として、最も上部の団体に限る。）及びこれを所管する国又は地方公共団体の行政機関をいう。
- 2 本手続による文書回答は、あくまで照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であるから、個々の納税者が行う具体的な取引等に適用する場合には、改めて当該取引等に係る具体的な事実関係等を審査した上で判断することになることに留意する。

(1) 同業者団体の構成事業者が行う取引等に係る国税に関する法令の解釈・適用その他の税務上の取扱いに関する照会であること

(注) 同業者団体が自ら行う取引等に係るものについては、平成14年6月28日付課審1-14ほか8課共同「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」（事務運営指針）により処理する。

(2) 特定の事業者の個別の取引等に係るものでなく、同様の業種・業態に共通する取引等に係る照会で、当該業種・業態の多数の納税者から照会

1 文書回答の対象となる照会の範囲

同業者団体等からの事実認定を要しない一般的な照会のうち、次の要件のすべてを満たすものであって、平成14年6月28日付課審1-14ほか8課共同「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」（事務運営指針）によらず、本手続により一般的に回答を行うことが、多数の納税者の国税に関する法令の適用等についての予測可能性の向上等の観点から適切と認められるものについては、同業者団体等の求める見解への回答を文書により行うこととする。

ただし、それぞれの趣旨・目的に基づいて別途事務運営指針等により手続が定められているものについては、当該事務運営指針等によることに留意する。

(注)

- 1 この事務運営指針において、「同業者団体等」とは、事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする、業種等を同じくする相当数の事業者の結合体又はその連合体（当該団体に連合会、中央会等の上部団体がある場合には、原則として、最も上部の団体に限る。）及びこれを所管する国又は地方公共団体の行政機関をいう。
- 2 本手続による文書回答は、あくまで照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であるから、個々の納税者が行う具体的な取引等に適用する場合には、改めて当該取引等に係る具体的な事実関係等を審査した上で判断することになることに留意する。

(1) 同業者団体の構成事業者が行う取引等に係る国税に関する法令の解釈・適用その他の税務上の取扱いに関する照会であること

(注) 同業者団体が自ら行う取引等に係るものについては、平成14年6月28日付課審1-14ほか8課共同「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」（事務運営指針）により処理する。

(2) 特定の事業者の個別の取引等に係るものでなく、同様の業種・業態に共通する取引等に係る照会で、当該業種・業態の多数の納税者から照会

されることが予想されるものであること

(注) 特定の事業者の個別の取引等に係るものについては、平成14年6月28日付課審1-14ほか8課共同「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」(事務運営指針)により処理する。

- (3) 照会を行う同業者団体等(以下「照会者」という。)が、照会の申出の際に、後記3(1)から(9)までに記載の資料を提出するとともに、照会内容の審査の際に、審査に必要な追加的な資料の提出に応じること
- (4) 照会者名、照会内容及び回答内容が公表されること、公表に関して取引等関係者の了解を得ること、並びに仮に公表について取引等関係者間で紛争が起こった場合には、照会者の責任において処理することについて、照会者が同意していること
- (5) 調査等の手続、徴収手続、酒類等の製造免許若しくは酒類の販売業免許又は酒類行政に係る照会でないこと
- (6) 取引等に係る税務上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去に公表された質疑事例等において明らかになっているものに係る照会でないこと
- (7) 事実関係の認定が伴う照会でないこと
- (8) 以上のほか、照会の内容が次に掲げるような性質を有しないものであること
  - イ 国税に関する法令以外の法令等に係る解釈等を必要とするもの
  - ロ 照会に係る取引等が、法令等に抵触し、又は抵触するおそれがあるもの
  - ハ 照会に係る取引等と同様の事案について、税務調査中・不服申立て中・税務訴訟中である等、税務上の紛争等が生じているもの
  - ニ 照会に係る取引等について、取引等関係者間で紛争中又は紛争のおそれが極めて高いもの
  - ホ 通常の経済取引としては不合理と認められるもの
  - ヘ 税の軽減を主要な目的とするもの
  - ト 一連の組み合わせられた取引等の一部のみを照会しているもの

されることが予想されるものであること

(注) 特定の事業者の個別の取引等に係るものについては、平成14年6月28日付課審1-14ほか8課共同「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」(事務運営指針)により処理する。

- (3) 照会を行う同業者団体等(以下「照会者」という。)が、照会の申出の際に、後記3(1)から(9)までに記載の資料を提出するとともに、照会内容の審査の際に、審査に必要な追加的な資料の提出に応じること
- (4) 照会者名、照会内容及び回答内容が公表されること、公表に関して取引等関係者の了解を得ること、並びに仮に公表について取引等関係者間で紛争が起こった場合には、照会者の責任において処理することについて、照会者が同意していること
- (5) 調査等の手続、徴収手続、酒類等の製造免許若しくは酒類の販売業免許又は酒類行政に係る照会でないこと
- (6) 取引等に係る税務上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去に公表された質疑事例等において明らかになっているものに係る照会でないこと
- (7) 事実関係の認定が伴う照会でないこと
- (8) 以上のほか、照会の内容が次に掲げるような性質を有しないものであること
  - イ 国税に関する法令以外の法令等に係る解釈等を必要とするもの
  - ロ 照会に係る取引等が、法令等に抵触し、又は抵触するおそれがあるもの
  - ハ 照会に係る取引等と同様の事案について、税務調査中・不服申立て中・税務訴訟中である等、税務上の紛争等が生じているもの
  - ニ 照会に係る取引等について、取引等関係者間で紛争中又は紛争のおそれが極めて高いもの
  - ホ 通常の経済取引としては不合理と認められるもの
  - ヘ 税の軽減を主要な目的とするもの
  - ト 一連の組み合わせられた取引等の一部のみを照会しているもの

チ 上記イからトまでのほか、本手続による文書回答が適切でないと認められるもの

(例示)

- ① 回答内容が歪曲して宣伝される等、文書回答が、国税に関する法令の適用等についての予測可能性を与えるという本来の目的に反する形で利用されるおそれがある場合
- ② 照会の前提となる国税に関する法令以外の法令等により決定されるべき事項が未解決である場合
- ③ 法令の改正過程にあるものであり、現状における文書回答が困難である場合

## 2 事務処理体制の概要

照会に対する文書回答に係る事務処理体制の概要については、次のとおりとする。

### (1) 照会文書の受付窓口

照会は、原則として、照会者の主たる事務所の所在地の所轄国税局（沖縄国税事務所を含む。以下「局」という。）の審理課（審理課が設置されていない局にあつては審理官、沖縄国税事務所にあつては課税総括課をいう。以下同じ。）において受け付ける。

ただし、次に掲げる照会は、それぞれ次に定める国税庁（以下「庁」という。）又は局の部署において受け付ける。

#### イ 酒税の照会

局の酒税課（沖縄国税事務所にあつては間税課をいう。以下同じ。）

#### ロ 間接諸税（印紙税を除く。）の照会

局の消費税課（沖縄国税事務所にあつては間税課をいう。以下同じ。）

#### ハ 国の行政機関（地方支分部局を除く。）からの照会（2(1)イ及びロを除く。）

庁の審理室

### (2) 局における審査事務の体制

チ 上記イからトまでのほか、本手続による文書回答が適切でないと認められるもの

(例示)

- ① 回答内容が歪曲して宣伝される等、文書回答が、国税に関する法令の適用等についての予測可能性を与えるという本来の目的に反する形で利用されるおそれがある場合
- ② 照会の前提となる国税に関する法令以外の法令等により決定されるべき事項が未解決である場合
- ④ 法令の改正過程にあるものであり、現状における文書回答が困難である場合

## 2 事務処理体制の概要

照会に対する文書回答に係る事務処理体制の概要については、次のとおりとする。

### (1) 照会文書の受付窓口

照会は、原則として、照会者の主たる事務所の所在地の所轄国税局（沖縄国税事務所を含む。以下「局」という。）の審理課（審理課が設置されていない局にあつては審理官、沖縄国税事務所にあつては課税総括課をいう。以下同じ。）において受け付ける。

ただし、次に掲げる照会は、それぞれ次に定める国税庁（以下「庁」という。）又は局の部署において受け付ける。

#### イ 酒税の照会

局の酒税課（沖縄国税事務所にあつては間税課をいう。以下同じ。）

#### ロ 間接諸税（印紙税を除く。）の照会

局の消費税課（沖縄国税事務所にあつては間税課をいう。以下同じ。）

#### ハ 国の行政機関（地方支分部局を除く。）からの照会（2(1)イ及びロを除く。）

庁の審理室

### (2) 局における審査事務の体制

局の部署で受け付けた照会は、局の審理課で審査を担当するが、この場合、局の課税総括課、個人課税課、資産課税課、資産評価官、法人課税課、消費税課及び調査管理課（関東信越、東京、名古屋及び大阪国税局にあっては調査審理課、沖縄国税事務所にあっては調査課をいう。以下同じ。）（以下「局関係主務課等」という。）と必要に応じて協議を行うこととする。

ただし、酒税に関する審査等は、局の酒税課において行う。

(3) 庁への上申又は進達

局は、2(2)の照会のうち重要な先例となるような事案については庁（審理室又は酒税課）へ上申するほか、当該事案のうち庁において審査すべきと判断されるものについては庁へ進達する。

(注)

- 1 重要な先例となる事案とは、例えば、新たに創設された税制に関連した取引等に関する照会で、その取扱いが明らかにされていないもの等、局における判断が困難と認められるものをいう。
- 2 庁において審査すべきものとは、例えば、その内容が全国的に波及し、解釈や取扱いを統一する必要のあるものをいう。

(4) 庁における審査事務の体制

局から庁に対して進達があった照会及び庁の部署で受け付けた照会は、原則として庁の審理室が審査を担当するが、この場合、庁の課税総括課、個人課税課、資産課税課、資産評価企画官、法人課税課、消費税室及び調査課（以下「庁関係主務課等」という。）と必要に応じて協議を行うこととする。

ただし、酒税に関する審査等は、庁の酒税課において行う。

3 照会時の対応及び提出書類等

国税に関する法令の適用等に関して、照会者から文書による回答を求めた照会があった場合には、庁又は局の審理室（課）又は酒税課の文書回答担当者（照会文書に係る審査事務及び文書回答事務を担当する者をいう。

局の部署で受け付けた照会は、局の審理課で審査を担当するが、この場合、局の課税総括課、個人課税課、資産課税課、資産評価官、法人課税課、消費税課及び調査管理課（関東信越、東京、名古屋及び大阪国税局にあっては調査審理課、沖縄国税事務所にあっては調査課をいう。以下同じ。）（以下「局関係主務課等」という。）と必要に応じて協議を行うこととする。

ただし、酒税に関する審査等は、局の酒税課において行う。

(3) 庁への上申又は進達

局は、2(2)の照会のうち重要な先例となるような事案については庁（審理室又は酒税課）へ上申するほか、当該事案のうち庁において審査すべきと判断されるものについては庁へ進達する。

(注)

- 1 重要な先例となる事案とは、例えば、新たに創設された税制に関連した取引等に関する照会で、その取扱いが明らかにされていないもの等、局における判断が困難と認められるものをいう。
- 2 庁において審査すべきものとは、例えば、その内容が全国的に波及し、解釈や取扱いを統一する必要のあるものをいう。

(4) 庁における審査事務の体制

局から庁に対して進達があった照会及び庁の部署で受け付けた照会は、原則として庁の審理室が審査を担当するが、この場合、庁の課税総括課、個人課税課、資産課税課、資産評価企画官、法人課税課、消費税室及び調査課（以下「庁関係主務課等」という。）と必要に応じて協議を行うこととする。

ただし、酒税に関する審査等は、庁の酒税課において行う。

3 照会時の対応及び提出書類等

国税に関する法令の適用等に関して、照会者から文書による回答を求めた照会があった場合には、庁又は局の審理室（課）又は酒税課の文書回答担当者（照会文書に係る審査事務及び文書回答事務を担当する者をいう。

以下同じ。)は、照会者に対して、本手続の趣旨・要件等を適切に説明するとともに、次の(1)から(7)までの事項を記載した書面並びに(8)及び(9)の書類(「次の事項を記載した書面」については別紙1の様式参照。以下、照会事項に関する参考資料を含めて「照会文書」という。)の提出を求めることとする。

(注) 照会者の主たる事務所の所在地の所轄局以外の局又は税務署(以下「所轄外部署」という。)に対して照会があった場合には、照会者に対して、照会の窓口は2(1)に定める部署である旨説明するとともに、照会があった旨等を同部署に対して速やかに連絡する。

- (1) 法令解釈・適用上の疑義の要約及びこれに対する照会者の求める見解の内容
- (2) 取引等における権利・義務関係などの具体的な事実関係
- (3) 3(2)の事実関係に対して法令の適用又は先例の適用等からなる照会者の求める見解となることの原因(具体的な根拠となる事例、裁判例、学説及び既に公表されている弁護士、税理士、公認会計士等の見解を含む。)
- (4) 関係する法令条項等
- (5) 審査に必要な資料の提出に照会者が同意する旨
- (6) 照会者名、照会内容及び回答内容が公表されること、公表に関して取引等関係者の了解を得ること、並びに仮に公表について取引等関係者間で紛争が起こった場合には、照会者の責任において処理することについて、照会者が同意する旨
- (7) 照会文書のうちに、日本語以外の言語で記述されているものが含まれている場合には、文書回答担当者の求めに応じて、照会文書に加え、その内容を網羅的に日本語に翻訳した資料(当該翻訳の責任者名の記述を含む。)を提出することに照会者が同意する旨
- (8) 照会に係る取引等に関するすべての関係書類
- (9) 「チェックシート(同業者団体等照会用)」(別紙1-4の様式参照)

以下同じ。)は、照会者に対して、本手続の趣旨・要件等を適切に説明するとともに、次の(1)から(7)までの事項を記載した書面並びに(8)及び(9)の書類(「次の事項を記載した書面」については別紙1の様式参照。以下、照会事項に関する参考資料を含めて「照会文書」という。)の提出を求めることとする。

(注) 照会者の主たる事務所の所在地の所轄局以外の局又は税務署(以下「所轄外部署」という。)に対して照会があった場合には、照会者に対して、照会の窓口は2(1)に定める部署である旨説明するとともに、照会があった旨等を同部署に対して速やかに連絡する。

- (1) 法令解釈・適用上の疑義の要約及びこれに対する照会者の求める見解の内容
- (2) 取引等における権利・義務関係などの具体的な事実関係
- (3) 3(2)の事実関係に対して法令の適用又は先例の適用等からなる照会者の求める見解となることの原因(具体的な根拠となる事例、裁判例、学説及び既に公表されている弁護士、税理士、公認会計士等の見解を含む。)
- (4) 関係する法令条項等
- (5) 審査に必要な資料の提出に照会者が同意する旨
- (6) 照会者名、照会内容及び回答内容が公表されること、公表に関して取引等関係者の了解を得ること、並びに仮に公表について取引等関係者間で紛争が起こった場合には、照会者の責任において処理することについて、照会者が同意する旨
- (7) 照会文書のうちに、日本語以外の言語で記述されているものが含まれている場合には、文書回答担当者の求めに応じて、照会文書に加え、その内容を網羅的に日本語に翻訳した資料(当該翻訳の責任者名の記述を含む。)を提出することに照会者が同意する旨
- (8) 照会に係る取引等に関するすべての関係書類
- (9) 「チェックシート(同業者団体等照会用)」(別紙1-4の様式参照)

#### 4 局における審査事務等

##### (1) 受理時の形式審査事務及び補正要求事務

文書回答担当者は、照会文書を受理した場合には、形式審査表（別紙2の様式参照）により、当該照会文書に3(1)から(7)までの事項の記載があること並びに(8)及び(9)の書類の提出があることを確認し、その記載事項に不明な点があるとき又は必要な参考資料が不足しているときには、照会者に対して記載事項の補正又は参考資料の提出等を速やかに求める。

(注) 照会者の所轄外部署に照会文書の提出があった場合には、所轄外部署から所轄局へ当該照会文書を速やかに移送し、所轄局において処理するとともに、移送を行った旨を照会者に対して伝える。

##### (2) 実質審査事務

イ 文書回答に当たっての実質審査は、当該照会に係る税目を担当している文書回答担当者が行うが、複数税目にかかわる事案については、事案ごとに起案担当者を定めた上で、該当税目の担当者による合議体において、一体的に取り組むこととする。

なお、相続税等の財産評価に関する照会のうち、平成12年6月5日付課評1-5ほか2課共同「財産評価基本通達第5項《評価方法の定めのない財産の評価》及び第6項《この通達の定めにより難い場合の評価》の運用について」（事務運営指針）において局資産評価官に連絡するものとして定められている事案を把握した場合には、同事務運営指針に定めるところに従い、速やかに局の資産評価官に連絡し、処理方針等について協議する。

ロ 局の審理課に消費税及び間接諸税（以下「消費税等」という。）の専担者が配置されていない局における消費税等に関する照会については、原則として所得税又は法人税の担当者が事案を担当することとなるが、審査等に当たっては、局の消費税課との連絡・協調を密にして、次により行うこととする。

#### 4 局における審査事務等

##### (1) 受理時の形式審査事務及び補正要求事務

文書回答担当者は、照会文書を受理した場合には、形式審査表（別紙2の様式参照）により、当該照会文書に3(1)から(7)までの事項の記載があること並びに(8)及び(9)の書類の提出があることを確認し、その記載事項に不明な点があるとき又は必要な参考資料が不足しているときには、照会者に対して記載事項の補正又は参考資料の提出等を速やかに求める。

(注) 照会者の所轄外部署に照会文書の提出があった場合には、所轄外部署から所轄局へ当該照会文書を速やかに移送し、所轄局において処理するとともに、移送を行った旨を照会者に対して伝える。

##### (2) 実質審査事務

イ 文書回答に当たっての実質審査は、当該照会に係る税目を担当している文書回答担当者が行うが、複数税目にかかわる事案については、事案ごとに起案担当者を定めた上で、該当税目の担当者による合議体において、一体的に取り組むこととする。

なお、相続税等の財産評価に関する照会のうち、平成12年6月5日付課評1-5ほか2課共同「財産評価基本通達第5項《評価方法の定めのない財産の評価》及び第6項《この通達の定めにより難い場合の評価》の運用について」（事務運営指針）において局資産評価官に連絡するものとして定められている事案を把握した場合には、同事務運営指針に定めるところに従い、速やかに局の資産評価官に連絡し、処理方針等について協議する。

ロ 局の審理課に消費税及び間接諸税（以下「消費税等」という。）の専担者が配置されていない局における消費税等に関する照会については、原則として所得税又は法人税の担当者が事案を担当することとなるが、審査等に当たっては、局の消費税課との連絡・協調を密にして、次により行うこととする。

(イ) 消費税に関する事案については、実質審査の早期の段階から局の消費税課と密接な協議を行う。

(ロ) 印紙税に関する事案については、局の消費税課と共同して実質審査等を行う。

(ハ) 印紙税を除く間接諸税に関する事案については、平成 13 年 6 月 26 日付課消 4-17 ほか 4 課共同「揮発油税等の審理事務の局間広域運営について」(事務運営指針)の定めるところにより、東京局又は大阪局の審理課の消費税担当者が、同局の消費税課と共同して実質審査等を行う。

#### ハ 留意事項

文書回答は、照会文書上明らかにされた事実関係に基づいて行うのであるから、実質審査に当たっては、当該照会文書上明らかにされた事実関係のみでは判断が困難となるような場合には、文書回答担当者は、照会者に対して書面等の方法による補足資料の提出を求めることとする。その際、事実関係の認定が伴う照会であると判断される場合は、回答の対象とはならないことに留意する。また、照会者以外の取引等関係者への照会等は行わないこととする。

なお、文書回答担当者は、速やかな事務処理に心掛け、審査に必要な資料(4(1)の参考資料を含む。)の提出及び記載事項の補正(以下「補足資料の提出等」という。)が必要な場合には、照会文書が受付窓口に到達した日から原則 1 か月以内に当該提出等がなされるよう努める。

(注) 実質審査の内容は「文書回答等を行う照会の事績整理票(同業者団体等用)」(別紙 3 の様式参照)に記載する。

#### (3) 取下書処理事務

照会者から、前提となる事実関係の変更等により、当該照会文書を取り下げたい旨の申出があった場合には、文書回答担当者は、取下書(任意様式)の提出を求める。文書回答担当者は、取下書を受理した場合には、その処理のてん末を記録し、当該取下書に係る照会文書とともに、

(イ) 消費税に関する事案については、実質審査の早期の段階から局の消費税課と密接な協議を行う。

(ロ) 印紙税に関する事案については、局の消費税課と共同して実質審査等を行う。

(ハ) 印紙税を除く間接諸税に関する事案については、平成 13 年 6 月 26 日付課消 4-17 ほか 4 課共同「揮発油税等の審理事務の局間広域運営について」(事務運営指針)の定めるところにより、東京局又は大阪局の審理課の消費税担当者が、同局の消費税課と共同して実質審査等を行う。

#### ハ 留意事項

文書回答は、照会文書上明らかにされた事実関係に基づいて行うのであるから、実質審査に当たっては、当該照会文書上明らかにされた事実関係のみでは判断が困難となるような場合には、文書回答担当者は、照会者に対して書面等の方法による補足資料の提出を求めることとする。その際、事実関係の認定が伴う照会であると判断される場合は、回答の対象とはならないことに留意する。また、照会者以外の取引等関係者への照会等は行わないこととする。

(新設)

(注) 実質審査の内容は「文書回答等を行う照会の事績整理票(同業者団体等用)」(別紙 3 の様式参照)に記載する。

#### (3) 取下書処理事務

照会者から、前提となる事実関係の変更等により、当該照会文書を取り下げたい旨の申出があった場合には、文書回答担当者は、取下書(任意様式)の提出を求める。文書回答担当者は、取下書を受理した場合には、その処理のてん末を記録し、当該取下書に係る照会文書とともに、

日付順又は項目別に編てつし、照会関係書類として保存する。

(4) 庁への上申又は進達

重要な先例となるような事案で、庁の判断が必要と認められるものについては、局は、庁の審理室又は酒税課へ連絡の上、局の回答案を付して庁へ上申を行うこととする。

ただし、重要な先例となるような事案のうち、照会内容からみて、庁において審査すべきと判断されるものについては、速やかに庁の審理室又は酒税課へ進達することとする。

(注) 庁への上申又は進達後に、照会者から局に対して取下書の提出があった場合には、庁に対し、取下書の写し（進達の場合は原本）を速やかに回付する。

5 回答及び公表

(1) 回答

実質審査を了した場合には、庁関係主務課等又は局関係主務課等にあらかじめ処理案を回付し、必要に応じ協議した上で、庁関係主務課等又は局関係主務課等との合議により決裁を了した後、その審査結果に応じて、それぞれイ又はロにより処理する。

なお、文書回答は、庁において受け付けた照会及び局から庁へ進達のあった照会については、庁の審理室長名又は酒税課長名（事案の内容に応じて庁の課税部長名）、それ以外のものについては、局の審理課長名（審理課が設置されていない局にあつては審理官名、沖縄国税事務所にあつては課税総括課長名）又は酒税課長名（沖縄国税事務所にあつては、間税課長名）で行うこととする。

また、文書回答は、照会文書が受付窓口に到達した日から原則3か月以内に行うよう努める。ただし、補足資料の提出等を求めた日から当該提出等がなされた日までの期間は、当該3か月の期間に算入しない。

おつて、次に掲げるような場合には、3か月以内にとらわれず、十分に審査を行った上で回答することに留意する。この場合、3か月以内に

日付順又は項目別に編てつし、照会関係書類として保存する。

(4) 庁への上申又は進達

重要な先例となるような事案で、庁の判断が必要と認められるものについては、局は、庁の審理室又は酒税課へ連絡の上、局の回答案を付して庁へ上申を行うこととする。

ただし、重要な先例となるような事案のうち、照会内容からみて、庁において審査すべきと判断されるものについては、速やかに庁の審理室又は酒税課へ進達することとする。

(注) 庁への上申又は進達後に、照会者から局に対して取下書の提出があった場合には、庁に対し、取下書の写し（進達の場合は原本）を速やかに回付する。

5 回答及び公表

(1) 回答

実質審査を了した場合には、庁関係主務課等又は局関係主務課等にあらかじめ処理案を回付し、必要に応じ協議した上で、庁関係主務課等又は局関係主務課等との合議により決裁を了した後、その審査結果に応じて、それぞれ次により処理する。

なお、文書回答は、庁において受け付けた照会及び局から庁へ進達のあった照会については、庁の審理室長名又は酒税課長名（事案の内容に応じて庁の課税部長名）、それ以外のものについては、局の審理課長名（審理課が設置されていない局にあつては審理官名、沖縄国税事務所にあつては課税総括課長名）又は酒税課長名（沖縄国税事務所にあつては、間税課長名）で行うこととする。

(新設)

回答することができないと見込まれるものについては、照会者に対し審査の進行状況及び回答時期の目途を連絡するなど配慮した上で、できる限り速やかに回答するように努める。

① 複雑な経済取引等に係る照会で審査に時間を要する場合

② 他省庁との協議等と審査に時間を要する場合

③ 担当部署の事務処理能力を超える多数の照会があったことにより、業務に著しい支障が生じるおそれがある場合

(注) 1 照会に対する文書回答は、審査の結果、当該取引等に係る税務上の取扱い等が他の手段によって明らかにされておらず、多数の納税者の予測可能性の向上の観点から、文書回答を行うことにより明らかにすることが相当と考えられる場合について行うものであることに留意する。

2 照会者への連絡状況等については、「文書回答等を行う事前照会の事績整理票（同業者団体等用）」(別紙3付表の様式参照)に随時記録する。

イ 文書回答を行う場合

審査の結果、文書回答を行うことが相当と考えられる場合には、次の区分に応じて、それぞれ処理する。

(イ) 照会事項について、照会者の求める見解の内容が相当と認められる場合

「貴見のとおりで差し支えない」旨を回答する文書（別紙4の様式参照）を作成し、照会者に対して送付する。

なお、この場合、「回答内容は、あくまで照会に係る事実関係を前提とした一般的なものであり、個別具体的な取引等に適用する場合においては、回答内容と異なる課税関係が生ずることがある」旨及び「回答内容は国税局（国税庁）としての見解であり、照会者の構成事業者等の申告内容等を拘束するものではない」旨を必ず記載する。

(ロ) 照会事項について、照会者の求める見解の内容が相当と認められ

(注) 照会に対する文書回答は、審査の結果、当該取引等に係る税務上の取扱い等が他の手段によって明らかにされておらず、多数の納税者の予測可能性の向上の観点から、文書回答を行うことにより明らかにすることが相当と考えられる場合について行うものであることに留意する。

(新設)

イ 文書回答を行う場合

審査の結果、文書回答を行うことが相当と考えられる場合には、次の区分に応じて、それぞれ処理する。

(イ) 照会事項について、照会者の求める見解の内容が相当と認められる場合

「貴見のとおりで差し支えない」旨を回答する文書（別紙4の様式参照）を作成し、照会者に対して送付する。

なお、この場合、「回答内容は、あくまで照会に係る事実関係を前提とした一般的なものであり、個別具体的な取引等に適用する場合においては、回答内容と異なる課税関係が生ずることがある」旨及び「回答内容は国税局（国税庁）としての見解であり、照会者の構成事業者等の申告内容等を拘束するものではない」旨を必ず記載する。

(ロ) 照会事項について、照会者の求める見解の内容が相当と認められ

ない場合

照会者の求める見解の内容が相当と認められない理由を記載した「貴見のとおり取り扱われるとは限らない」旨を回答する文書（別紙5の様式参照）を作成し、照会者に対して送付する。

なお、この場合、「回答内容は国税局（国税庁）としての見解であり、照会者の構成事業者等の申告内容等を拘束するものではない」旨を必ず記載する。

ロ 文書回答を行わない場合

照会文書に係る照会が文書回答の対象とならない照会に該当する場合や、審査中に文書回答の要件を満たさなくなった等の理由により、照会者に対して文書回答を行わない場合は、その理由を記載した「文書回答を行わない旨のお知らせ」（別紙6の様式参照）を作成し、照会者に対して送付する。

(2) 公表

イ 5(1)のイに係る照会文書及び回答文書のうち同様の取引等を行う他の多数の納税者に対しても国税に関する法令の適用等について予測可能性を与えることとなる部分については、速やかに公表することとする。

ロ 公表は、各局又は庁のホームページにおいて照会及び回答の内容を項目別に掲載して行うほか、各局又は庁の閲覧窓口において閲覧に供する。

ハ 照会者等の同意があったとしても、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や国税に関する法令上の守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を伏せて公表することに留意する。

6 関係部署への連絡等

(1) 回答内容の連絡等

文書回答担当者は、当該照会文書に係る庁関係主務課等又は局関係主

ない場合

照会者の求める見解の内容が相当と認められない理由を記載した「貴見のとおり取り扱われるとは限らない」旨を回答する文書（別紙5の様式参照）を作成し、照会者に対して送付する。

なお、この場合、「回答内容は国税局（国税庁）としての見解であり、照会者の構成事業者等の申告内容等を拘束するものではない」旨を必ず記載する。

ロ 文書回答を行わない場合

照会文書に係る照会が文書回答の対象とならない照会に該当する場合や、審査中に文書回答の要件を満たさなくなった等の理由により、照会者に対して文書回答を行わない場合は、その理由を記載した「文書回答を行わない旨のお知らせ」（別紙6の様式参照）を作成し、照会者に対して送付する。

(2) 公表

イ 5(1)のイに係る照会文書及び回答文書のうち同様の取引等を行う他の多数の納税者に対しても国税に関する法令の適用等について予測可能性を与えることとなる部分については、速やかに公表することとする。

ロ 公表は、各局又は庁のホームページにおいて照会及び回答の内容を項目別に掲載して行うほか、各局又は庁の閲覧窓口において閲覧に供する。

ハ 照会者等の同意があったとしても、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や国税に関する法令上の守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を伏せて公表することに留意する。

6 関係部署への連絡等

(1) 回答内容の連絡等

文書回答担当者は、当該照会文書に係る庁関係主務課等又は局関係主

務課等に対して回答文書の写しを回付するなど、その処理結果を連絡する。また、すべての処理が終了した場合には、一切の関係書類を日付順又は項目別に編てつし、照会関係書類として保存する。

(2) 庁審理室等への連絡等

局の文書回答担当者は、事後の事務処理の統一性を確保するために、「文書回答等を行う照会の事績整理票（同業者団体等用）」（別紙3の様式参照）を活用し、その処理事績を庁の審理室及び他局の文書回答担当者に連絡するとともに、連絡をした又は連絡を受けた庁又は局の文書回答担当者は、当該処理事績の内容に応じ、関係部署の職員に周知を図ることとする。

務課等に対して回答文書の写しを回付するなど、その処理結果を連絡する。また、すべての処理が終了した場合には、一切の関係書類を日付順又は項目別に編てつし、照会関係書類として保存する。

(2) 庁審理室等への連絡等

局の文書回答担当者は、事後の事務処理の統一性を確保するために、「文書回答等を行う照会の事績整理票（同業者団体等用）」（別紙3の様式参照）を活用し、その処理事績を庁の審理室及び他局の文書回答担当者に連絡するとともに、連絡をした又は連絡を受けた庁又は局の文書回答担当者は、当該処理事績の内容に応じ、関係部署の職員に周知を図ることとする。

(別添2)

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前																																																																		
<p>別紙3付表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">補足資料等 要求年月日</th> <th style="width: 15%;">提出等年月日</th> <th style="width: 15%;">除算期間</th> <th style="width: 55%;">補足資料等の要求内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>・</td><td>・</td><td>日</td><td></td></tr> <tr><td>・</td><td>・</td><td>日</td><td></td></tr> <tr><td>・</td><td>・</td><td>日</td><td></td></tr> <tr><td>・</td><td>・</td><td>日</td><td></td></tr> <tr><td>・</td><td>・</td><td>日</td><td></td></tr> <tr><td>・</td><td>・</td><td>日</td><td></td></tr> <tr><td>・</td><td>・</td><td>日</td><td></td></tr> <tr><td>・</td><td>・</td><td>日</td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2">① 合 計</td> <td>日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>② 照会年月日</td> <td>・</td> <td>照会日からの日数</td> <td rowspan="8" style="font-size: small;">(注) 1 ⑤の年月日欄は、群に従って照会年月日の3か月後の応答日を記入する。 2 ⑥の年月日欄は、⑤の年月日から④の日数を経過する日を記入する。</td> </tr> <tr> <td>③ 照会から3か月経過日</td> <td>・</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>④ 除算期間 (①)</td> <td>日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤ 3か月経過日(除算期間迄) (②+④)</td> <td>・</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>⑥ 回答年月日</td> <td>・</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>⑦ 処理期間 (⑥-②-④)</td> <td></td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>⑧ 3か月を超える場合の回答見込連絡年月日</td> <td>・</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">【備 考】</td> </tr> </tbody> </table>	補足資料等 要求年月日	提出等年月日	除算期間	補足資料等の要求内容	・	・	日		・	・	日		・	・	日		・	・	日		・	・	日		・	・	日		・	・	日		・	・	日		① 合 計		日		② 照会年月日	・	照会日からの日数	(注) 1 ⑤の年月日欄は、群に従って照会年月日の3か月後の応答日を記入する。 2 ⑥の年月日欄は、⑤の年月日から④の日数を経過する日を記入する。	③ 照会から3か月経過日	・	日	④ 除算期間 (①)	日		⑤ 3か月経過日(除算期間迄) (②+④)	・	日	⑥ 回答年月日	・	日	⑦ 処理期間 (⑥-②-④)		日	⑧ 3か月を超える場合の回答見込連絡年月日	・		【備 考】				<p>(新設)</p>
補足資料等 要求年月日	提出等年月日	除算期間	補足資料等の要求内容																																																																
・	・	日																																																																	
・	・	日																																																																	
・	・	日																																																																	
・	・	日																																																																	
・	・	日																																																																	
・	・	日																																																																	
・	・	日																																																																	
・	・	日																																																																	
① 合 計		日																																																																	
② 照会年月日	・	照会日からの日数	(注) 1 ⑤の年月日欄は、群に従って照会年月日の3か月後の応答日を記入する。 2 ⑥の年月日欄は、⑤の年月日から④の日数を経過する日を記入する。																																																																
③ 照会から3か月経過日	・	日																																																																	
④ 除算期間 (①)	日																																																																		
⑤ 3か月経過日(除算期間迄) (②+④)	・	日																																																																	
⑥ 回答年月日	・	日																																																																	
⑦ 処理期間 (⑥-②-④)		日																																																																	
⑧ 3か月を超える場合の回答見込連絡年月日	・																																																																		
【備 考】																																																																			

## 情報公開法チェックシート

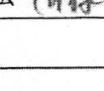
開示	不開示	存否不明	部分開示	(不開示部分)	
(不開示の根拠条文) 1号・2号(イ・ロ)・3号・4号・5号・6号(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)					
(理由)					
(不開示の場合の将来的判断)					
(保存期間)		10年	(文書分類) 大 5 中 1 小 6		
(行政文書ファイル名) 法令解釈通達および事務運営指針並びにその関係書類					

(注) 開示請求があった場合には、改めて法定の不開示情報の有無を確認の上、開示等の決定を行うものとする。

〔不開示情報〕 情報公開法第5条

- 1号 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
  - ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
  - ハ 当該個人が公務員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び職務遂行の内容に係る部分
- 2号 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
  - ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付すことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- 3号 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報
- 4号 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報
- 5号 国の機関及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- 6号 国の機関又は地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
  - ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
  - ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
  - ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
  - ホ 国又は地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

審理室決裁文書

起案日	2008年 2月27日	決裁日	20年 3月 日7	記号番号	課審1-2 ほか8課合目	
件名	「同業者団体等からの照会に対する文書回答の事務処理手続等について」の一部改正について（事務運営指針）				文書類	
					事務運営指針	
					基礎通達	
受信者	各国税局長、沖縄国税事務所長			発信者	国税庁長官	
記事						
整理欄					審査	
長官	次長	総務課長	課長補佐	総務第一係長		
—	—	—	—	—		
	課税部長	審理室長	課長補佐	審査評価係長	起案者 審理総括係長	
			課長補佐・企画専門官    	      		
起案者	課税部審理室審理総括係 関野和宏 (内保 ■■■)					
発送区分	配付基準					
官印押印済	確認			発送日	年 月 日	
文書分類	5課税	1法令・通達		6事務運営指針		
行政文書ファイル名	法令解釈通達及び事務運営指針並びにその関係書類					
簿冊名	法令解釈通達及び事務運営指針並びにその関係書類					
文書媒体区分	紙	編さん区分	暦年			
保存期間	10年（最終改正後）					
開示判定	開示	不開示の根拠条文				

審理室決裁文書

起案日	2008年 2月27日	決裁日	年 月 日	記号番号	
件名	「同業者団体等からの照会に対する文書回答の事務処理手続等について」の一部改正について（事務運営指針）				文書類
					事務運営指針
					基礎通達
受信者	各国税局長、沖縄国税事務所長			発信者	国税庁長官
記事					
整理欄					審査
			審理室長 	課長補佐 	起案者 審理総括係長 
		課税総括課長 	課長補佐 	係長 	
		課税企画官 			
起案者	課税部審理室審理総括係 関野和宏				
発送区分	配付基準				
官印押印済	確認			発送日	年 月 日
文書類	5課税		1法令・通達		6事務運営指針
行政文書 ファイル名	法令解釈通達及び事務運営指針並びにその関係書類				
簿冊名	法令解釈通達及び事務運営指針並びにその関係書類				
文書媒体区分	紙		編さん区分	暦年	
保存期間	10年（最終改正後）				
開示判定	開示		不開示の根拠条文		

審理室決裁文書

起案日	2008年 2月27日	決裁日	年 月 日	記号番号	
件名	「同業者団体等からの照会に対する文書回答の事務処理手続等について」の一部改正について（事務運営指針）				文書類
					事務運営指針
					基礎通達
受信者	各国税局長、沖縄国税事務所長			発信者	国税庁長官
記事					
整理欄					審査
		審理室長  個人課税課長 	課長補佐  課長補佐 	係長 	起案者 審理総括係長 
起案者	課税部審理室審理総括係 関野和宏				
発送区分		配付基準			
官印押印済		確認		発送日	年 月 日
文書類	5課税		1法令・通達		6事務運営指針
行政文書 ファイル名	法令解釈通達及び事務運営指針並びにその関係書類				
簿冊名	法令解釈通達及び事務運営指針並びにその関係書類				
文書媒体区分	紙		編さん区分	暦年	
保存期間	10年（最終改正後）				
開示判定	開示		不開示の根拠条文		

審理室決裁文書

起案日	2008年 2月27日	決裁日	年 月 日	記号番号	
件名	「同業者団体等からの照会に対する文書回答の事務処理手続等について」の一部改正について（事務運営指針）				文書類
					事務運営指針
					基礎通達
受信者	各国税局長、沖縄国税事務所長			発信者	国税庁長官
記事					
整理欄					審査
		審理室長  法人課税課長 	課長補佐  課長補佐    	    	起案者 審理総括係長 
起案者	課税部審理室審理総括係 関野和宏				
発送区分		配付基準			
官印押印済		確認		発送日	年 月 日
文書類	5課税		1法令・通達		6事務運営指針
行政文書 ファイル名	法令解釈通達及び事務運営指針並びにその関係書類				
簿冊名	法令解釈通達及び事務運営指針並びにその関係書類				
文書媒体区分	紙		編さん区分	暦年	
保存期間	10年（最終改正後）				
開示判定	開示		不開示の根拠条文		

審理室決裁文書

起案日	2008年 2月27日	決裁日	年 月 日	記号番号	
件名	「同業者団体等からの照会に対する文書回答の事務処理手続等について」の一部改正について（事務運営指針）				文書類
					事務運営指針
					基礎通達
受信者	各国税局長、沖縄国税事務所長			発信者	国税庁長官
記事					
整理欄					審査
		審理室長  調査課長 	課長補佐  課長補佐  主 査 	係長  	起案者 審理総括係長 
起案者	課税部審理室審理総括係 関野和宏				
発送区分		配付基準			
官印押印済		確認		発送日	年 月 日
文書分類	5課税		1法令・通達		6事務運営指針
行政文書 ファイル名	法令解釈通達及び事務運営指針並びにその関係書類				
簿冊名	法令解釈通達及び事務運営指針並びにその関係書類				
文書媒体区分	紙		編さん区分	暦年	
保存期間	10年（最終改正後）				
開示判定	開示		不開示の根拠条文		

審理室決裁文書

起案日	2008年 2月27日	決裁日	年 月 日	記号番号	
件名	「同業者団体等からの照会に対する文書回答の事務処理手続等について」の一部改正について（事務運営指針）				文書類
					事務運営指針
					基礎通達
受信者	各国税局長、沖縄国税事務所長			発信者	国税庁長官
記事					
整理欄					審査
		審理室長  資産評価企画官 	課長補佐  企画官補佐 		起案者 審理総括係長 
起案者	課税部審理室審理総括係 関野和宏				
発送区分		配付基準			
官印押印済		確認		発送日	年 月 日
文書類	5課税		1法令・通達		6事務運営指針
行政文書ファイル名	法令解釈通達及び事務運営指針並びにその関係書類				
簿冊名	法令解釈通達及び事務運営指針並びにその関係書類				
文書媒体区分	紙		編さん区分	暦年	
保存期間	10年（最終改正後）				
開示判定	開示		不開示の根拠条文		

審理室決裁文書

起案日	2008年 2月27日	決裁日	2008年 2月 27日	記号番号	
件名	「同業者団体等からの照会に対する文書回答の事務処理手続等について」の一部改正について（事務運営指針）				文書類
					事務運営指針
					基礎通達
受信者	各国税局長、沖縄国税事務所長			発信者	国税庁長官
記事					
整理欄					審査
		審理室長  資産課税課長 	課長補佐  課長補佐・専門官   	総務(総務123)    	起案者 審理総括係長 
起案者	課税部審理室審理総括係 関野和宏				
発送区分		配付基準			
官印押印済		確認		発送日	年 月 日
文書類	5課税		1法令・通達		6事務運営指針
行政文書 ファイル名	法令解釈通達及び事務運営指針並びにその関係書類				
簿冊名	法令解釈通達及び事務運営指針並びにその関係書類				
文書媒体区分	紙		編さん区分	暦年	
保存期間	10年（最終改正後）				
開示判定	開示		不開示の根拠条文		

審理室決裁文書

起案日	2008年 2月27日	決裁日	2008年 2月28日	記号番号	
件名	「同業者団体等からの照会に対する文書回答の事務処理手続等について」の一部改正について（事務運営指針）				文書類
					事務運営指針
					基礎通達
受信者	各国税局長、沖縄国税事務所長			発信者	国税庁長官
記事					
整理欄					審査
		審理室長  酒税課長  酒税企画官 	課長補佐  課長補佐 (総括, 監, 核) 		起案者 審理総括係長  係長  
起案者	課税部審理室審理総括係 関野和宏				
発送区分		配付基準			
官印押印済		確認		発送日	年 月 日
文書類	5課税	1法令・通達	6事務運営指針		
行政文書 ファイル名	法令解釈通達及び事務運営指針並びにその関係書類				
簿冊名	法令解釈通達及び事務運営指針並びにその関係書類				
文書媒体区分	紙	編さん区分	暦年		
保存期間	10年（最終改正後）				
開示判定	開示	不開示の根拠条文			

審理室決裁文書

起案日	2008年 2月27日	決裁日	年 月 日	記号番号	
件名	「同業者団体等からの照会に対する文書回答の事務処理手続等について」の一部改正について（事務運営指針）				文書類
					事務運営指針
					基礎通達
受信者	各国税局長、沖縄国税事務所長			発信者	国税庁長官
記事					
整理欄					審査
		審理室長  消費税室長 	課長補佐  課長補佐  	起案者 審理総括係長     	
起案者	課税部審理室審理総括係 関野和宏				
発送区分		配付基準			
官印押印済		確認		発送日	年 月 日
文書類	5課税		1法令・通達		6事務運営指針
行政文書 ファイル名	法令解釈通達及び事務運営指針並びにその関係書類				
簿冊名	法令解釈通達及び事務運営指針並びにその関係書類				
文書媒体区分	紙		編さん区分	暦年	
保存期間	10年（最終改正後）				
開示判定	開示		不開示の根拠条文		

## 伺　　い

文書回答手続は、納税者サービスの一環として、具体的な取引等に係る税法の適用等に関して、文書による回答を求める納税者からの照会（以下「事前照会」という。）に対して、一定の要件の下、回答を文書で行うとともに、その内容を公表することにより、他の納税者に対しても税法の適用等に関する予測可能性を与えることを目的として実施している。

今回、この文書回答手続について、納税者利便の一層の向上及び事務処理の適正化の観点から、所要の整備を行い、現行の事務運営指針を別案のとおり改正することとしたい。

○（注）なお、「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」の一部改正について（事務運営指針）については、本事務運営指針の改正と同時に発遣することを予定している。

配 付 要 領	総	個	資	法	諸	酒	管	徴	調	査
		a	a	a	a	a			a	a

(法)

課審1-02

課総2-02

課個1-03

課資1-07

課法1-012

課酒1-02

課評1-02

課消1-06

査調1-05

平成20年〇月〇日

37

各 国 税 局 長  
 国 税 局 長  
 神 縄 国 税 事 務 所 長

殿

公印之押し分付  
 空

国 税 庁 長 官

「同業者団体等からの照会に対する文書回答の事務処理  
 手続等について」の一部改正について（事務運営指針）

標題のことについては、平成16年2月17日付課審1-3ほか8課共同「同業者団体等からの照会に対する文書回答の事務処理手続等について」（事務運営指針）の一部を下記のとおり改正したから、平成20年4月1日以後に受け付けた照会に対する文書回答手続等については、これにより適切に実施されたい。

（趣旨）

同業者団体等からの照会に対する文書回答の事務処理手続等について、納税者利便の一層の向上及び事務処理の適正化の観点から、所要の整備を行うものである。

記

紙

別添「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄のように改める。

(別添)  
紙

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="353 427 896 497">同業者団体等からの照会に対する文書回答の 事務処理手続等について (事務運営指針)</p> <p data-bbox="163 550 1084 625">標題のことについて、下記のとおり定めたから、平成 16 年 3 月 29 日以降は、これにより適切に実施されたい。</p> <p data-bbox="174 718 257 746">(趣旨)</p> <p data-bbox="163 758 1084 1034">同業者団体等からの照会に対する文書回答は、納税者サービスの一環として、国税(関税、とん税及び特別とん税を除く。以下同じ。)に関する法令の適用等に関する同業者団体等からの事実認定を要しない一般的な照会のうち、一定の要件を満たすものに対する一般的な回答を文書により行い、その内容を公表することにより、同様の取引等を行う他の多数の納税者に対しても、国税に関する法令の適用等について予測可能性を与えることを目的として実施するものである。</p> <p data-bbox="163 1045 1084 1241">今般、平成 14 年 6 月 28 日付課審 1-14 ほか 8 課共同「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」(事務運営指針)を一部改正することに伴い、併せて同業者団体等からの文書回答を求める照会(以下「照会」という。)に対する事務処理手続等(以下「本手続」という。)を定めたものである。</p> <p data-bbox="611 1252 645 1281">記</p>	<p data-bbox="1305 427 1848 497">同業者団体等からの照会に対する文書回答の 事務処理手続等について (事務運営指針)</p> <p data-bbox="1115 550 2022 625">標題のことについて、下記のとおり定めたから、平成 16 年 3 月 29 日以降は、これにより適切に実施されたい。</p> <p data-bbox="1126 718 1209 746">(趣旨)</p> <p data-bbox="1115 758 2036 1034">同業者団体等からの照会に対する文書回答は、納税者サービスの一環として、国税(関税、とん税及び特別とん税を除く。以下同じ。)に関する法令の適用等に関する同業者団体等からの事実認定を要しない一般的な照会のうち、一定の要件を満たすものに対する一般的な回答を文書により行い、その内容を公表することにより、同様の取引等を行う他の多数の納税者に対しても、国税に関する法令の適用等について予測可能性を与えることを目的として実施するものである。</p> <p data-bbox="1115 1045 2036 1241">今般、平成 14 年 6 月 28 日付課審 1-14 ほか 8 課共同「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」(事務運営指針)を一部改正することに伴い、併せて同業者団体等からの文書回答を求める照会(以下「照会」という。)に対する事務処理手続等(以下「本手続」という。)を定めたものである。</p> <p data-bbox="1552 1252 1585 1281">記</p>

1 文書回答の対象となる照会の範囲

同業者団体等からの事実認定を要しない一般的な照会のうち、次の要件のすべてを満たすものであって、平成14年6月28日付課審1-14ほか8課共同「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」（事務運営指針）によらず、本手続により一般的に回答を行うことが、多数の納税者の国税に関する法令の適用等についての予測可能性の向上等の観点から適切と認められるものについては、同業者団体等の求める見解への回答を文書により行うこととする。

ただし、それぞれの趣旨・目的に基づいて別途事務運営指針等により手続が定められているものについては、当該事務運営指針等によることに留意する。

(注)

- 1 この事務運営指針において、「同業者団体等」とは、事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする、業種等を同じくする相当数の事業者の結合体又はその連合体（当該団体に連合会、中央会等の上部団体がある場合には、原則として、最も上部の団体に限る。）及びこれを所管する国又は地方公共団体の行政機関をいう。
- 2 本手続による文書回答は、あくまで照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であるから、個々の納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、改めて当該取引等に係る具体的な事実関係等を審査した上で判断することになることに留意する。

(1) 同業者団体の構成事業者が行う取引等に係る国税に関する法令の解釈・適用その他の税務上の取扱いに関する照会であること

(注) 同業者団体が自ら行う取引等に係るものについては、平成14年6月28日付課審1-14ほか8課共同「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」（事務運営指針）により処理する。

(2) 特定の事業者の個別の取引等に係るものでなく、同様の業種・業態に共通する取引等に係る照会で、当該業種・業態の多数の納税者から照会

1 文書回答の対象となる照会の範囲

同業者団体等からの事実認定を要しない一般的な照会のうち、次の要件のすべてを満たすものであって、平成14年6月28日付課審1-14ほか8課共同「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」（事務運営指針）によらず、本手続により一般的に回答を行うことが、多数の納税者の国税に関する法令の適用等についての予測可能性の向上等の観点から適切と認められるものについては、同業者団体等の求める見解への回答を文書により行うこととする。

ただし、それぞれの趣旨・目的に基づいて別途事務運営指針等により手続が定められているものについては、当該事務運営指針等によることに留意する。

(注)

- 1 この事務運営指針において、「同業者団体等」とは、事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする、業種等を同じくする相当数の事業者の結合体又はその連合体（当該団体に連合会、中央会等の上部団体がある場合には、原則として、最も上部の団体に限る。）及びこれを所管する国又は地方公共団体の行政機関をいう。
- 2 本手続による文書回答は、あくまで照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であるから、個々の納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、改めて当該取引等に係る具体的な事実関係等を審査した上で判断することになることに留意する。

(1) 同業者団体の構成事業者が行う取引等に係る国税に関する法令の解釈・適用その他の税務上の取扱いに関する照会であること

(注) 同業者団体が自ら行う取引等に係るものについては、平成14年6月28日付課審1-14ほか8課共同「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」（事務運営指針）により処理する。

(2) 特定の事業者の個別の取引等に係るものでなく、同様の業種・業態に共通する取引等に係る照会で、当該業種・業態の多数の納税者から照会

されることが予想されるものであること

(注) 特定の事業者の個別の取引等に係るものについては、平成14年6月28日付課審1-14ほか8課共同「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」(事務運営指針)により処理する。

- (3) 照会を行う同業者団体等(以下「照会者」という。)が、照会の申出の際に、後記3(1)から(9)までに記載の資料を提出するとともに、照会内容の審査の際に、審査に必要な追加的な資料の提出に応じること
- (4) 照会者名、照会内容及び回答内容が公表されること、公表に関して取引等関係者の了解を得ること、並びに仮に公表について取引等関係者間で紛争が起こった場合には、照会者の責任において処理することについて、照会者が同意していること
- (5) 調査等の手続、徴収手続、酒類等の製造免許若しくは酒類の販売業免許又は酒類行政に関係する照会でないこと
- (6) 取引等に係る税務上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去に公表された質疑事例等において明らかになっているものに係る照会でないこと
- (7) 事実関係の認定が伴う照会でないこと
- (8) 以上のほか、照会の内容が次に掲げるような性質を有しないものであること
  - イ 国税に関する法令以外の法令等に係る解釈等を必要とするもの
  - ロ 照会に係る取引等が、法令等に抵触し、又は抵触するおそれがあるもの
  - ハ 照会に係る取引等と同様の事案について、税務調査中・不服申立て中・税務訴訟中である等、税務上の紛争等が生じているもの
  - ニ 照会に係る取引等について、取引等関係者間で紛争中又は紛争のおそれが極めて高いもの
  - ホ 通常の経済取引としては不合理と認められるもの
  - ヘ 税の軽減を主要な目的とするもの
  - ト 一連の組み合わせられた取引等の一部のみを照会しているもの

されることが予想されるものであること

(注) 特定の事業者の個別の取引等に係るものについては、平成14年6月28日付課審1-14ほか8課共同「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」(事務運営指針)により処理する。

- (3) 照会を行う同業者団体等(以下「照会者」という。)が、照会の申出の際に、後記3(1)から(9)までに記載の資料を提出するとともに、照会内容の審査の際に、審査に必要な追加的な資料の提出に応じること
- (4) 照会者名、照会内容及び回答内容が公表されること、公表に関して取引等関係者の了解を得ること、並びに仮に公表について取引等関係者間で紛争が起こった場合には、照会者の責任において処理することについて、照会者が同意していること
- (5) 調査等の手続、徴収手続、酒類等の製造免許若しくは酒類の販売業免許又は酒類行政に関係する照会でないこと
- (6) 取引等に係る税務上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去に公表された質疑事例等において明らかになっているものに係る照会でないこと
- (7) 事実関係の認定が伴う照会でないこと
- (8) 以上のほか、照会の内容が次に掲げるような性質を有しないものであること
  - イ 国税に関する法令以外の法令等に係る解釈等を必要とするもの
  - ロ 照会に係る取引等が、法令等に抵触し、又は抵触するおそれがあるもの
  - ハ 照会に係る取引等と同様の事案について、税務調査中・不服申立て中・税務訴訟中である等、税務上の紛争等が生じているもの
  - ニ 照会に係る取引等について、取引等関係者間で紛争中又は紛争のおそれが極めて高いもの
  - ホ 通常の経済取引としては不合理と認められるもの
  - ヘ 税の軽減を主要な目的とするもの
  - ト 一連の組み合わせられた取引等の一部のみを照会しているもの

チ 上記イからトまでのほか、本手続による文書回答が適切でないと思われるもの

(例示)

- ① 回答内容が歪曲して宣伝される等、文書回答が、国税に関する法令の適用等についての予測可能性を与えるという本来の目的に反する形で利用されるおそれがある場合
- ② 照会の前提となる国税に関する法令以外の法令等により決定されるべき事項が未解決である場合
- ③ 法令の改正過程にあるものであり、現状における文書回答が困難である場合

## 2 事務処理体制の概要

照会に対する文書回答に係る事務処理体制の概要については、次のとおりとする。

### (1) 照会文書の受付窓口

照会は、原則として、照会者の主たる事務所の所在地の所轄国税局（沖縄国税事務所を含む。以下「局」という。）の審理課（審理課が設置されていない局にあつては審理官、沖縄国税事務所にあつては課税総括課をいう。以下同じ。）において受け付ける。

ただし、次に掲げる照会は、それぞれ次に定める国税庁（以下「庁」という。）又は局の部署において受け付ける。

#### イ 酒税の照会

局の酒税課（沖縄国税事務所にあつては間税課をいう。以下同じ。）

#### ロ 間接諸税（印紙税を除く。）の照会

局の消費税課（沖縄国税事務所にあつては間税課をいう。以下同じ。）

#### ハ 国の行政機関（地方支分部局を除く。）からの照会（2(1)イ及びロを除く。）

庁の審理室

### (2) 局における審査事務の体制

チ 上記イからトまでのほか、本手続による文書回答が適切でないと思われるもの

(例示)

- ① 回答内容が歪曲して宣伝される等、文書回答が、国税に関する法令の適用等についての予測可能性を与えるという本来の目的に反する形で利用されるおそれがある場合
- ② 照会の前提となる国税に関する法令以外の法令等により決定されるべき事項が未解決である場合
- ④ 法令の改正過程にあるものであり、現状における文書回答が困難である場合

## 2 事務処理体制の概要

照会に対する文書回答に係る事務処理体制の概要については、次のとおりとする。

### (1) 照会文書の受付窓口

照会は、原則として、照会者の主たる事務所の所在地の所轄国税局（沖縄国税事務所を含む。以下「局」という。）の審理課（審理課が設置されていない局にあつては審理官、沖縄国税事務所にあつては課税総括課をいう。以下同じ。）において受け付ける。

ただし、次に掲げる照会は、それぞれ次に定める国税庁（以下「庁」という。）又は局の部署において受け付ける。

#### イ 酒税の照会

局の酒税課（沖縄国税事務所にあつては間税課をいう。以下同じ。）

#### ロ 間接諸税（印紙税を除く。）の照会

局の消費税課（沖縄国税事務所にあつては間税課をいう。以下同じ。）

#### ハ 国の行政機関（地方支分部局を除く。）からの照会（2(1)イ及びロを除く。）

庁の審理室

### (2) 局における審査事務の体制

局の部署で受け付けた照会は、局の審理課で審査を担当するが、この場合、局の課税総括課、個人課税課、資産課税課、資産評価官、法人課税課、消費税課及び調査管理課（関東信越、東京、名古屋及び大阪国税局にあっては調査審理課、沖縄国税事務所にあっては調査課をいう。以下同じ。）（以下「局関係主務課等」という。）と必要に応じて協議を行うこととする。

ただし、酒税に関する審査等は、局の酒税課において行う。

(3) 庁への上申又は進達

局は、2(2)の照会のうち重要な先例となるような事案については庁（審理室又は酒税課）へ上申するほか、当該事案のうち庁において審査すべきと判断されるものについては庁へ進達する。

(注)

- 1 重要な先例となる事案とは、例えば、新たに創設された税制に関連した取引等に関する照会で、その取扱いが明らかにされていないもの等、局における判断が困難と認められるものをいう。
- 2 庁において審査すべきものとは、例えば、その内容が全国的に波及し、解釈や取扱いを統一する必要のあるものをいう。

(4) 庁における審査事務の体制

局から庁に対して進達があった照会及び庁の部署で受け付けた照会は、原則として庁の審理室が審査を担当するが、この場合、庁の課税総括課、個人課税課、資産課税課、資産評価企画官、法人課税課、消費税室及び調査課（以下「庁関係主務課等」という。）と必要に応じて協議を行うこととする。

ただし、酒税に関する審査等は、庁の酒税課において行う。

3 照会時の対応及び提出書類等

国税に関する法令の適用等に関して、照会者から文書による回答を求める照会があった場合には、庁又は局の審理室（課）又は酒税課の文書回答担当者（照会文書に係る審査事務及び文書回答事務を担当する者をいう。

局の部署で受け付けた照会は、局の審理課で審査を担当するが、この場合、局の課税総括課、個人課税課、資産課税課、資産評価官、法人課税課、消費税課及び調査管理課（関東信越、東京、名古屋及び大阪国税局にあっては調査審理課、沖縄国税事務所にあっては調査課をいう。以下同じ。）（以下「局関係主務課等」という。）と必要に応じて協議を行うこととする。

ただし、酒税に関する審査等は、局の酒税課において行う。

(3) 庁への上申又は進達

局は、2(2)の照会のうち重要な先例となるような事案については庁（審理室又は酒税課）へ上申するほか、当該事案のうち庁において審査すべきと判断されるものについては庁へ進達する。

(注)

- 1 重要な先例となる事案とは、例えば、新たに創設された税制に関連した取引等に関する照会で、その取扱いが明らかにされていないもの等、局における判断が困難と認められるものをいう。
- 2 庁において審査すべきものとは、例えば、その内容が全国的に波及し、解釈や取扱いを統一する必要のあるものをいう。

(4) 庁における審査事務の体制

局から庁に対して進達があった照会及び庁の部署で受け付けた照会は、原則として庁の審理室が審査を担当するが、この場合、庁の課税総括課、個人課税課、資産課税課、資産評価企画官、法人課税課、消費税室及び調査課（以下「庁関係主務課等」という。）と必要に応じて協議を行うこととする。

ただし、酒税に関する審査等は、庁の酒税課において行う。

3 照会時の対応及び提出書類等

国税に関する法令の適用等に関して、照会者から文書による回答を求める照会があった場合には、庁又は局の審理室（課）又は酒税課の文書回答担当者（照会文書に係る審査事務及び文書回答事務を担当する者をいう。

以下同じ。)は、照会者に対して、本手続の趣旨・要件等を適切に説明するとともに、次の(1)から(7)までの事項を記載した書面並びに(8)及び(9)の書類(「次の事項を記載した書面」については別紙1の様式参照。以下、照会事項に関する参考資料を含めて「照会文書」という。)の提出を求めることとする。

(注) 照会者の主たる事務所の所在地の所轄局以外の局又は税務署(以下「所轄外部署」という。)に対して照会があった場合には、照会者に対して、照会の窓口は2(1)に定める部署である旨説明するとともに、照会があった旨等を同部署に対して速やかに連絡する。

- (1) 法令解釈・適用上の疑義の要約及びこれに対する照会者の求める見解の内容
- (2) 取引等における権利・義務関係などの具体的な事実関係
- (3) 3(2)の事実関係に対して法令の適用又は先例の適用等からなる照会者の求める見解となること理由(具体的な根拠となる事例、裁判例、学説及び既に公表されている弁護士、税理士、公認会計士等の見解を含む。)
- (4) 関係する法令条項等
- (5) 審査に必要な資料の提出に照会者が同意する旨
- (6) 照会者名、照会内容及び回答内容が公表されること、公表に関して取引等関係者の了解を得ること、並びに仮に公表について取引等関係者間で紛争が起こった場合には、照会者の責任において処理することについて、照会者が同意する旨
- (7) 照会文書のうちに、日本語以外の言語で記述されているものが含まれている場合には、文書回答担当者の求めに応じて、照会文書に加え、その内容を網羅的に日本語に翻訳した資料(当該翻訳の責任者名の記述を含む。)を提出することに照会者が同意する旨
- (8) 照会に係る取引等に関するすべての関係書類
- (9) 「チェックシート(同業者団体等照会用)」(別紙1-4の様式参照)

#### 4 局における審査事務等

以下同じ。)は、照会者に対して、本手続の趣旨・要件等を適切に説明するとともに、次の(1)から(7)までの事項を記載した書面並びに(8)及び(9)の書類(「次の事項を記載した書面」については別紙1の様式参照。以下、照会事項に関する参考資料を含めて「照会文書」という。)の提出を求めることとする。

(注) 照会者の主たる事務所の所在地の所轄局以外の局又は税務署(以下「所轄外部署」という。)に対して照会があった場合には、照会者に対して、照会の窓口は2(1)に定める部署である旨説明するとともに、照会があった旨等を同部署に対して速やかに連絡する。

- (1) 法令解釈・適用上の疑義の要約及びこれに対する照会者の求める見解の内容
- (2) 取引等における権利・義務関係などの具体的な事実関係
- (3) 3(2)の事実関係に対して法令の適用又は先例の適用等からなる照会者の求める見解となること理由(具体的な根拠となる事例、裁判例、学説及び既に公表されている弁護士、税理士、公認会計士等の見解を含む。)
- (4) 関係する法令条項等
- (5) 審査に必要な資料の提出に照会者が同意する旨
- (6) 照会者名、照会内容及び回答内容が公表されること、公表に関して取引等関係者の了解を得ること、並びに仮に公表について取引等関係者間で紛争が起こった場合には、照会者の責任において処理することについて、照会者が同意する旨
- (7) 照会文書のうちに、日本語以外の言語で記述されているものが含まれている場合には、文書回答担当者の求めに応じて、照会文書に加え、その内容を網羅的に日本語に翻訳した資料(当該翻訳の責任者名の記述を含む。)を提出することに照会者が同意する旨
- (8) 照会に係る取引等に関するすべての関係書類
- (9) 「チェックシート(同業者団体等照会用)」(別紙1-4の様式参照)

#### 4 局における審査事務等

(1) 受理時の形式審査事務及び補正要求事務

文書回答担当者は、照会文書を受理した場合には、形式審査表（別紙2の様式参照）により、当該照会文書に3(1)から(7)までの事項の記載があること並びに(8)及び(9)の書類の提出があることを確認し、その記載事項に不明な点があるとき又は必要な参考資料が不足しているときには、照会者に対して記載事項の補正又は参考資料の提出等を速やかに求める。

(注) 照会者の所轄外部署に照会文書の提出があった場合には、所轄外部署から所轄局へ当該照会文書を速やかに移送し、所轄局において処理するとともに、移送を行った旨を照会者に対して伝える。

(2) 実質審査事務

イ 文書回答に当たっての実質審査は、当該照会に係る税目を担当している文書回答担当者が行うが、複数税目にかかわる事案については、事案ごとに起案担当者を定めた上で、該当税目の担当者による合議体において、一体的に取り組むこととする。

なお、相続税等の財産評価に関する照会のうち、平成12年6月5日付課評1-5ほか2課共同「財産評価基本通達第5項《評価方法の定めのない財産の評価》及び第6項《この通達の定めにより難しい場合の評価》の運用について」（事務運営指針）において局資産評価官に連絡するものとして定められている事案を把握した場合には、同事務運営指針に定めるところに従い、速やかに局の資産評価官に連絡し、処理方針等について協議する。

ロ 局の審理課に消費税及び間接諸税（以下「消費税等」という。）の専担者が配置されていない局における消費税等に関する照会については、原則として所得税又は法人税の担当者が事案を担当することとなるが、審査等に当たっては、局の消費税課との連絡・協調を密にして、次により行うこととする。

(イ) 消費税に関する事案については、実質審査の早期の段階から局の消費税課と密接な協議を行う。

(1) 受理時の形式審査事務及び補正要求事務

文書回答担当者は、照会文書を受理した場合には、形式審査表（別紙2の様式参照）により、当該照会文書に3(1)から(7)までの事項の記載があること並びに(8)及び(9)の書類の提出があることを確認し、その記載事項に不明な点があるとき又は必要な参考資料が不足しているときには、照会者に対して記載事項の補正又は参考資料の提出等を速やかに求める。

(注) 照会者の所轄外部署に照会文書の提出があった場合には、所轄外部署から所轄局へ当該照会文書を速やかに移送し、所轄局において処理するとともに、移送を行った旨を照会者に対して伝える。

(2) 実質審査事務

イ 文書回答に当たっての実質審査は、当該照会に係る税目を担当している文書回答担当者が行うが、複数税目にかかわる事案については、事案ごとに起案担当者を定めた上で、該当税目の担当者による合議体において、一体的に取り組むこととする。

なお、相続税等の財産評価に関する照会のうち、平成12年6月5日付課評1-5ほか2課共同「財産評価基本通達第5項《評価方法の定めのない財産の評価》及び第6項《この通達の定めにより難しい場合の評価》の運用について」（事務運営指針）において局資産評価官に連絡するものとして定められている事案を把握した場合には、同事務運営指針に定めるところに従い、速やかに局の資産評価官に連絡し、処理方針等について協議する。

ロ 局の審理課に消費税及び間接諸税（以下「消費税等」という。）の専担者が配置されていない局における消費税等に関する照会については、原則として所得税又は法人税の担当者が事案を担当することとなるが、審査等に当たっては、局の消費税課との連絡・協調を密にして、次により行うこととする。

(イ) 消費税に関する事案については、実質審査の早期の段階から局の消費税課と密接な協議を行う。

(ロ) 印紙税に関する事案については、局の消費税課と共同して実質審査等を行う。

(ハ) 印紙税を除く間接諸税に関する事案については、平成 13 年 6 月 26 日付課消 4-17 ほか 4 課共同「揮発油税等の審理事務の局間広域運営について」(事務運営指針)の定めるところにより、東京局又は大阪局の審理課の消費税担当者が、同局の消費税課と共同して実質審査等を行う。

#### ハ 留意事項

文書回答は、照会文書上明らかにされた事実関係に基づいて行うのであるから、実質審査に当たっては、当該照会文書上明らかにされた事実関係のみでは判断が困難となるような場合には、文書回答担当者は、照会者に対して書面等の方法による補足資料の提出を求めることとする。その際、事実関係の認定が伴う照会であると判断される場合は、回答の対象とはならないことに留意する。また、照会者以外の取引等関係者への照会等を行わないこととする。

なお、文書回答担当者は、速やかな事務処理に心掛け、審査に必要な資料(4(1)の参考資料を含む。)の提出及び記載事項の補正(以下「補足資料の提出等」という。)が必要な場合には、照会文書が受付窓口 に到達した日から原則 1 か月以内に当該提出等がなされるよう努める。

(注) 実質審査の内容は「文書回答等を行う照会の事績整理票(同業者団体等用)」(別紙 3 の様式参照)に記載する。

#### (3) 取下書処理事務

照会者から、前提となる事実関係の変更等により、当該照会文書を取り下げたい旨の申出があった場合には、文書回答担当者は、取下書(任意様式)の提出を求める。文書回答担当者は、取下書を受理した場合には、その処理のてん末を記録し、当該取下書に係る照会文書とともに、日付順又は項目別に編てつし、文書回答関係書類として保存する。

#### (4) 庁への上申又は進達

(ロ) 印紙税に関する事案については、局の消費税課と共同して実質審査等を行う。

(ハ) 印紙税を除く間接諸税に関する事案については、平成 13 年 6 月 26 日付課消 4-17 ほか 4 課共同「揮発油税等の審理事務の局間広域運営について」(事務運営指針)の定めるところにより、東京局又は大阪局の審理課の消費税担当者が、同局の消費税課と共同して実質審査等を行う。

#### ハ 留意事項

文書回答は、照会文書上明らかにされた事実関係に基づいて行うのであるから、実質審査に当たっては、当該照会文書上明らかにされた事実関係のみでは判断が困難となるような場合には、文書回答担当者は、照会者に対して書面等の方法による補足資料の提出を求めることとする。その際、事実関係の認定が伴う照会であると判断される場合は、回答の対象とはならないことに留意する。また、照会者以外の取引等関係者への照会等を行わないこととする。

なお、文書回答担当者は、速やかな事務処理に心掛け、審査に必要な資料(4(1)の参考資料を含む。)の提出及び記載事項の補正(以下「補足資料の提出等」という。)が必要な場合には、照会文書が受付窓口 に到達した日から原則 1 か月以内に当該提出等がなされるよう努める。

(注) 実質審査の内容は「文書回答等を行う照会の事績整理票(同業者団体等用)」(別紙 3 の様式参照)に記載する。

#### (3) 取下書処理事務

照会者から、前提となる事実関係の変更等により、当該照会文書を取り下げたい旨の申出があった場合には、文書回答担当者は、取下書(任意様式)の提出を求める。文書回答担当者は、取下書を受理した場合には、その処理のてん末を記録し、当該取下書に係る照会文書とともに、日付順又は項目別に編てつし、照会関係書類として保存する。

#### (4) 庁への上申又は進達

重要な先例となるような事案で、庁の判断が必要と認められるものについては、局は、庁の審理室又は酒税課へ連絡の上、局の回答案を付して庁へ上申を行うこととする。

ただし、重要な先例となるような事案のうち、照会内容からみて、庁において審査すべきと判断されるものについては、速やかに庁の審理室又は酒税課へ進達することとする。

(注) 庁への上申又は進達後に、照会者から局に対して取下書の提出があった場合には、庁に対し、取下書の写し（進達の場合は原本）を速やかに回付する。

## 5 回答及び公表

### (1) 回答

実質審査を了した場合には、庁関係主務課等又は局関係主務課等にあらかじめ処理案を回付し、必要に応じ協議した上で、庁関係主務課等又は局関係主務課等との合議により決裁を了した後、その審査結果に応じて、それぞれイ又はロにより処理する。

なお、文書回答は、庁において受け付けた照会及び局から庁へ進達であった照会については、庁の審理室長名又は酒税課長名（事案の内容に応じて庁の課税部長名）、それ以外のものについては、局の審理課長名（審理課が設置されていない局にあつては審理官名、沖縄国税事務所にあつては課税総括課長名）又は酒税課長名（沖縄国税事務所にあつては、間税課長名）で行うこととする。

また、文書回答は、照会文書が受付窓口に到達した日から原則3か月以内の極力早期に行うよう努める。ただし、補足資料の提出等を求めた日から当該提出等がなされた日までの期間は、当該3か月の期間に算入しない。

おって、次に掲げるような場合には、3か月以内にとらわれず、十分に審査を行った上で回答することに留意する。この場合、3か月以内に回答することができないと見込まれるものについては、照会者に対し審

重要な先例となるような事案で、庁の判断が必要と認められるものについては、局は、庁の審理室又は酒税課へ連絡の上、局の回答案を付して庁へ上申を行うこととする。

ただし、重要な先例となるような事案のうち、照会内容からみて、庁において審査すべきと判断されるものについては、速やかに庁の審理室又は酒税課へ進達することとする。

(注) 庁への上申又は進達後に、照会者から局に対して取下書の提出があった場合には、庁に対し、取下書の写し（進達の場合は原本）を速やかに回付する。

## 5 回答及び公表

### (1) 回答

実質審査を了した場合には、庁関係主務課等又は局関係主務課等にあらかじめ処理案を回付し、必要に応じ協議した上で、庁関係主務課等又は局関係主務課等との合議により決裁を了した後、その審査結果に応じて、それぞれイ又はロにより処理する。

なお、文書回答は、庁において受け付けた照会及び局から庁へ進達であった照会については、庁の審理室長名又は酒税課長名（事案の内容に応じて庁の課税部長名）、それ以外のものについては、局の審理課長名（審理課が設置されていない局にあつては審理官名、沖縄国税事務所にあつては課税総括課長名）又は酒税課長名（沖縄国税事務所にあつては、間税課長名）で行うこととする。

また、文書回答は、照会文書が受付窓口に到達した日から原則3か月以内に行うよう努める。ただし、補足資料の提出等を求めた日から当該提出等がなされた日までの期間は、当該3か月の期間に算入しない。

おって、次に掲げるような場合には、3か月以内にとらわれず、十分に審査を行った上で回答することに留意する。この場合、3か月以内に回答することができないと見込まれるものについては、照会者に対し審

査の進行状況及び回答時期の目途を連絡するなど配慮した上で、できる限り速やかに回答するよう努める。

- ① 複雑な経済取引等に係る照会で審査に時間を要する場合
- ② 他省庁との協議等、審査に時間を要する場合
- ③ 担当部署の事務処理能力を超える多数の照会があったことにより、業務に著しい支障が生じるおそれがある場合

(注)

- 1 照会に対する文書回答は、審査の結果、当該取引等に係る税務上の取扱い等が他の手段によって明らかにされておらず、多数の納税者の予測可能性の向上の観点から、文書回答を行うことにより明らかにすることが相当と考えられる場合について行うものであることに留意する。
- 2 照会者への連絡状況等については、「文書回答等を行う照会の事績整理票（同業者団体等用）」（別紙3付表の様式参照）に随時記録する。

イ 文書回答を行う場合

審査の結果、文書回答を行うことが適当と考えられる場合には、次の区分に応じて、それぞれ処理する。

(イ) 照会事項について、照会者の求める見解の内容が相当と認められる場合

「貴見のとおりで差し支えない」旨を回答する文書（別紙4の様式参照）を作成し、照会者に対して送付する。

なお、この場合、「回答内容は、あくまで照会に係る事実関係を前提とした一般的なものであり、個別具体的な取引等に適用する場合においては、回答内容と異なる課税関係が生ずることがある」旨及び「回答内容は国税局（国税庁）としての見解であり、照会者の構成事業者等の申告内容等を拘束するものではない」旨を必ず記載する。

(ロ) 照会事項について、照会者の求める見解の内容が相当と認められ

査の進行状況及び回答時期の目途を連絡するなど配慮した上で、できる限り速やかに回答するよう努める。

- ① 複雑な経済取引等に係る照会で審査に時間を要する場合
- ② 他省庁との協議等、審査に時間を要する場合
- ③ 担当部署の事務処理能力を超える多数の照会があったことにより、業務に著しい支障が生じるおそれがある場合

(注)

- 1 照会に対する文書回答は、審査の結果、当該取引等に係る税務上の取扱い等が他の手段によって明らかにされておらず、多数の納税者の予測可能性の向上の観点から、文書回答を行うことにより明らかにすることが相当と考えられる場合について行うものであることに留意する。
- 2 照会者への連絡状況等については、「文書回答等を行う事前照会の事績整理票（同業者団体等用）」（別紙3付表の様式参照）に随時記録する。

イ 文書回答を行う場合

審査の結果、文書回答を行うことが適当と考えられる場合には、次の区分に応じて、それぞれ処理する。

(イ) 照会事項について、照会者の求める見解の内容が相当と認められる場合

「貴見のとおりで差し支えない」旨を回答する文書（別紙4の様式参照）を作成し、照会者に対して送付する。

なお、この場合、「回答内容は、あくまで照会に係る事実関係を前提とした一般的なものであり、個別具体的な取引等に適用する場合においては、回答内容と異なる課税関係が生ずることがある」旨及び「回答内容は国税局（国税庁）としての見解であり、照会者の構成事業者等の申告内容等を拘束するものではない」旨を必ず記載する。

(ロ) 照会事項について、照会者の求める見解の内容が相当と認められ

ない場合

照会者の求める見解の内容が相当と認められない理由を記載した「貴見のとおり取り扱われるとは限らない」旨を回答する文書（別紙5の様式参照）を作成し、照会者に対して送付する。

なお、この場合、「回答内容は国税局（国税庁）としての見解であり、照会者の構成事業者等の申告内容等を拘束するものではない」旨を必ず記載する。

ロ 文書回答を行わない場合

照会文書に係る照会が文書回答の対象とならない照会に該当する場合や、審査中に文書回答の要件を満たさなくなった等の理由により、照会者に対して文書回答を行わない場合は、その理由を記載した「文書回答を行わない旨のお知らせ」（別紙6の様式参照）を作成し、照会者に対して送付する。

(2) 公表

イ 5(1)のイに係る照会内容及び回答内容のうち同様の取引等を行う他の多数の納税者に対しても国税に関する法令の適用等について予測可能性を与えることとなる部分については、速やかに公表することとする。

ロ 公表は、各局又は庁のホームページにおいて照会及び回答の内容を項目別に掲載して行うほか、各局又は庁の閲覧窓口において閲覧に供する。

ハ 照会者等の同意があったとしても、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や国税に関する法令上の守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を伏せて公表することに留意する。

6 関係部署への連絡等

(1) 回答内容の連絡等

文書回答担当者は、当該照会文書に係る庁関係主務課等又は局関係主

ない場合

照会者の求める見解の内容が相当と認められない理由を記載した「貴見のとおり取り扱われるとは限らない」旨を回答する文書（別紙5の様式参照）を作成し、照会者に対して送付する。

なお、この場合、「回答内容は国税局（国税庁）としての見解であり、照会者の構成事業者等の申告内容等を拘束するものではない」旨を必ず記載する。

ロ 文書回答を行わない場合

照会文書に係る照会が文書回答の対象とならない照会に該当する場合や、審査中に文書回答の要件を満たさなくなった等の理由により、照会者に対して文書回答を行わない場合は、その理由を記載した「文書回答を行わない旨のお知らせ」（別紙6の様式参照）を作成し、照会者に対して送付する。

(2) 公表

イ 5(1)のイに係る照会文書及び回答文書のうち同様の取引等を行う他の多数の納税者に対しても国税に関する法令の適用等について予測可能性を与えることとなる部分については、速やかに公表することとする。

ロ 公表は、各局又は庁のホームページにおいて照会及び回答の内容を項目別に掲載して行うほか、各局又は庁の閲覧窓口において閲覧に供する。

ハ 照会者等の同意があったとしても、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や国税に関する法令上の守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を伏せて公表することに留意する。

6 関係部署への連絡等

(1) 回答内容の連絡等

文書回答担当者は、当該照会文書に係る庁関係主務課等又は局関係主

務課等に対して回答文書の写しを回付するなど、その処理結果を連絡する。また、すべての処理が終了した場合には、一切の関係書類を日付順又は項目別に編てつし、文書回答関係書類として保存する。

(2) 庁審理室等への連絡等

局の文書回答担当者は、事後の事務処理の統一性を確保するために、「文書回答等を行う照会の事績整理票（同業者団体等用）」（別紙3の様式参照）を活用し、その処理事績を庁の審理室及び他局の文書回答担当者に連絡するとともに、連絡をした又は連絡を受けた庁又は局の文書回答担当者は、当該処理事績の内容に応じ、関係部署の職員に周知を図ることとする。

務課等に対して回答文書の写しを回付するなど、その処理結果を連絡する。また、すべての処理が終了した場合には、一切の関係書類を日付順又は項目別に編てつし、照会関係書類として保存する。

(2) 庁審理室等への連絡等

局の文書回答担当者は、事後の事務処理の統一性を確保するために、「文書回答等を行う照会の事績整理票（同業者団体等用）」（別紙3の様式参照）を活用し、その処理事績を庁の審理室及び他局の文書回答担当者に連絡するとともに、連絡をした又は連絡を受けた庁又は局の文書回答担当者は、当該処理事績の内容に応じ、関係部署の職員に周知を図ることとする。

平成 20 年 2 月 25 日

審理室

文書回答手続の事務運営指針の一部改正について

- 1 平成20年度税制改正審議を踏まえ、「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について(事務運営指針)」を次のとおり改正する。

(主な改正点)

- ① 文書回答を行う対象となる事前照会の範囲に、将来行う予定の取引で個別具体的な資料の提出が可能なものを加える。
- ② 照会・回答内容の公表に関して、事前照会者名などの事前照会者を特定する情報は原則非公表とする。  
なお、事前照会者から申出があった場合は事前照会者名を公表することができることとする。
- ③ 回答文書等は、原則として、その回答後 60 日以内に公表することとしているが、事前照会者の申出があり、その申出に相当な理由がある場合には、180 日以内(現行 120 日以内)の期間、公表を延期できることとする。
- ④ 文書回答は、照会文書が到達した日から原則3か月以内に行うよう努めることとしているが、原則3か月以内の極力早期に行うよう努めることとする。

(参考) 現行の事務運営指針中に「複数の選択肢がある事実関係に基づくものではないこと」との要件があるが、その意味は、「一つの照会文書において前提となる事実関係が選択的なものとなっていないことである」旨注記し、明確化を図ることとする。

- 2 「同業者団体等からの照会に対する文書回答の事務処理手続等について(事務運営指針)」についても、上記1④と同様の改正を行う。
- 3 上記改正は、いずれも平成20年4月1日以後に受け付けたものから適用する。

# 決裁・供覧

件名	「同業者団体等からの照会に対する文書回答の事務処理手続等について」 の一部改正について（事務運営指針）		文書番号		
			課 審 1-32		
伺い文	同業者団体等からの照会に対する文書回答手続は、納税者サービスの一環として、税法の適用等に関する同業者団体等からの事実認定を要しない一般的な照会について文書により回答を行うとともに、その内容を公表することにより、同様の取引等を行う他の多数の納税者に対しても税法の適用等について予測可能性を与えることを目的として実施している。 別紙3参照				
起案	起案日	平成29年03月07日	受付日		
	部署	国税庁 課税部 課税総括 課審理室 審理総括係	決裁	決裁処理期限日	
				決裁日	平成29年05月23日
	起案者	山崎 栄二		施行処理期限日	
連絡先			施行日	平成29年05月26日	
分類名称	大分類	公文書管理（その他）	施行	施行先	
	中分類	訓令及び通達の立案の検討 その他の重要な経緯		施行者	
	名称（小分類）	【平成29年】事務運営指針 及び事務運営指針関係書類		取扱上の注意	
取扱区分	秘密区分		格付け	機密性格付け	2
	秘密期間終了日			取扱制限	
	指定事由		保存	行政文書保存期間	10年
				保存期間満了時期	令和09年12月31日
決裁・供覧欄	<p>国税庁 課税部 川嶋 真（部長【庁】） 【済】</p> <p>国税庁 長官官房 総務課 渡邊 淳平（課長補佐【庁】） 【後閲】</p> <p>国税庁 長官官房 総務課 審査企画係 谷口 香穂（係長【庁】）</p> <p>国税庁 長官官房 総務課 審査企画係 大島 健輔（事務官【庁】）</p> <p>国税庁 課税部 課税総括課 総務係 有澤 美香（係長（国税実査官）【庁】） 【済】</p> <p>国税庁 調査査察部 調査課 鈴木 孝直（課長【庁】） 【済】</p> <p>別紙1参照</p>				
備考欄					

# 別紙1

国税庁 調査査察部 調査課  
戸谷 淳哉（課長補佐【庁】） 【済】

国税庁 調査査察部 調査課  
田口 敏也（主査（国税調査官）【庁】） 【済】

国税庁 調査査察部 調査課  
小西 勉（企画専門官【庁】） 【済】

国税庁 調査査察部 調査課 審理第一係  
島本 豊暢（係長（国税調査官）【庁】） 【済】

国税庁 調査査察部 調査課 審理第二係  
岩澤 証（係長（国税調査官）【庁】） 【後関】 【済】

国税庁 課税部 課税総括課消費税軽減税率制度対応室  
石澤 勇司（課長補佐【庁】） 【済】

国税庁 課税部 課税総括課消費税軽減税率制度対応室 総括係  
寺井 健人（係長（国税実査官）【庁】） 【後関】 【済】

国税庁 課税部 課税総括課消費税室  
永田 寛幸（室長） 【済】

国税庁 課税部 課税総括課消費税室  
竹内 啓（課長補佐【庁】） 【済】

国税庁 課税部 課税総括課消費税室 消費税第一係  
末安 直貴（係長（国税実査官）【庁】） 【後関】 【済】

国税庁 課税部 資産評価企画官  
松山 清人（資産評価企画官） 【済】

国税庁 課税部 資産評価企画官  
田所 寛幹（資産評価企画官補佐） 【済】

国税庁 課税部 資産評価企画官 評価係  
丹羽 隆浩（係長（国税実査官）【庁】） 【済】

国税庁 課税部 酒税課  
田村 公一（課長【庁】） 【済】

国税庁 課税部 酒税課  
宮葉 敏之（酒税企画官） 【済】

国税庁 課税部 酒税課  
磯見 竜太（課長補佐【庁】） 【済】

国税庁 課税部 酒税課 総務係  
高橋 啓（係長（国税実査官）【庁】） 【済】

国税庁 課税部 法人課税課  
飯守 一文（課長【庁】） 【済】

国税庁 課税部 法人課税課  
神谷 信（課長補佐【庁】） 【済】

国税庁 課税部 法人課税課 総務係  
浜田 さゆり（係長（国税実査官）【庁】） 【済】

国税庁 課税部 資産課税課  
瀧澤 一弘（課長【庁】） 【済】

国税庁 課税部 資産課税課  
岩佐 由加里（課長補佐【庁】） 【済】

決  
裁  
・  
供  
覧  
欄  
（  
別  
紙  
）

# 別紙1

国税庁 課税部 資産課税課 総務係  
松下 武史（係長（国税実査官）【庁】） 【済】

国税庁 課税部 資産課税課 総務係  
富山 智子（国税実査官【庁】） 【済】

国税庁 課税部 個人課税課  
榎原 耕太郎（課長【庁】） 【済】

国税庁 課税部 個人課税課  
石澤 弘樹（課長補佐【庁】） 【済】

国税庁 課税部 個人課税課 総務係  
小林 秀和（係長（国税実査官）【庁】） 【済】

国税庁 課税部 課税総括課  
市田 浩恩（課長【庁】） 【済】

国税庁 課税部 課税総括課  
山下 和博（課税企画官） 【済】

国税庁 課税部 課税総括課  
鈴木 友康（企画調整官） 【済】

国税庁 課税部 課税総括課  
長内 昌三（課長補佐【庁】） 【済】

国税庁 課税部 課税総括課 調整係  
小林 克巳（係長（国税実査官）【庁】） 【済】

国税庁 課税部 課税総括課 審理室  
千葉 俊徳（室長） 【済】

国税庁 課税部 課税総括課 審理室  
遠部 友子（課長補佐【庁】） 【済】

国税庁 課税部 課税総括課 審理室  
野崎 剛（企画専門官【庁】） 【済】

国税庁 課税部 課税総括課 審理室  
大野 隆太（課長補佐【庁】） 【済】

国税庁 課税部 課税総括課 審理室  
森高 厚胤（企画専門官【庁】） 【済】

国税庁 課税部 課税総括課 審理室  
上田 浩人（課長補佐【庁】） 【済】

国税庁 課税部 課税総括課 審理室 審理第五係  
神田 泰宏（係長（国税実査官）【庁】） 【済】

国税庁 課税部 課税総括課 審理室 審理第四係  
吉場 英雄（係長（国税実査官）【庁】） 【済】

国税庁 課税部 課税総括課 審理室 審理第三係  
板東 一也（係長（国税実査官）【庁】） 【済】

国税庁 課税部 課税総括課 審理室 審理第二係  
池内 学（係長（国税実査官）【庁】） 【済】

国税庁 課税部 課税総括課 審理室 審理第一係  
馬淵 大樹（係長（国税実査官）【庁】） 【済】

決裁・  
供覧欄  
(別紙)

## 別紙3

今回、この文書回答手続について、納税者利便の一層の向上の観点から、所要の整備を行い、現行の事務運営指針を別案のとおり改正することとしたい。

(注) 「『事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について』の一部改正について(事務運営指針)」については、本事務運営指針の改正と同時に発遣することを予定している。

伺い文  
(別紙)

## 伺 い

同業者団体等からの照会に対する文書回答手続は、納税者サービスの一環として、税法の適用等に関する同業者団体等からの事実認定を要しない一般的な照会について文書により回答を行うとともに、その内容を公表することにより、同様の取引等を行う他の多数の納税者に対しても税法の適用等について予測可能性を与えることを目的として実施している。

今回、この文書回答手続について、納税者利便の一層の向上の観点から、所要の整備を行い、現行の事務運営指針を別案のとおり改正することとしたい。

(注)『事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について』の一部改正について(事務運営指針)については、本事務運営指針の改正と同時に発遣することを予定している。

課 審 1 - 〇

課 総 2 - 〇

課 個 1 - 〇

課 資 1 - 〇

課 法 1 - 〇

課 酒 1 - 〇

課 評 1 - 〇

課 消 1 - 〇

課 軽 1 - 〇

査 調 1 - 〇

平成29年5月〇日

各 国 税 局 長  
殿  
沖 縄 国 税 事 務 所 長

国 税 庁 長 官  
(官印省略)

「同業者団体等からの照会に対する文書回答の事務処理  
手続等について」の一部改正について（事務運営指針）

標題のことについては、平成16年2月17日付課審1-3ほか8課共同「同業者団体等からの照会に対する文書回答の事務処理手続等について」（事務運営指針）の一部を下記のとおり改正したから、平成29年7月1日以後に受け付ける照会に対する文書回答手続等については、これにより適切に実施されたい。

(趣旨)

同業者団体等からの照会に対する文書回答の事務処理手続等について、納税者利便の一層の向上の観点から、所要の整備を行うものである。

記

別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄のように改める。

(別紙)

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="376 411 925 485">同業者団体等からの照会に対する文書回答の 事務処理手続等について（事務運営指針）</p> <p data-bbox="179 539 639 568">1 文書回答の対象となる照会の範囲</p> <p data-bbox="199 577 1127 858">同業者団体等からの事実認定を要しない一般的な照会のうち、次の要件の<u>全て</u>を満たすものであって、平成 14 年 6 月 28 日付課審 1-14 ほか 8 課共同「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」（事務運営指針）によらず、本手続により一般的に回答を行うことが、多数の納税者の国税に関する法令の適用等についての予測可能性の向上等の観点から適切と認められるものについては、同業者団体等の求める見解への回答を文書により行うこととする。</p> <p data-bbox="199 868 1127 983">ただし、それぞれの趣旨・目的に基づいて別途事務運営指針等により手続が定められているものについては、当該事務運営指針等によることに留意する。</p> <p data-bbox="217 992 272 1021">(注)</p> <p data-bbox="233 1031 1102 1062">1 この事務運営指針において、「同業者団体等」とは、<u>次の者をいう。</u></p> <p data-bbox="251 1238 1127 1311">① <u>事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする、業種等と同じくする相当数の事業者の結合体又はその連合体</u></p> <p data-bbox="251 1321 698 1353">② <u>国又は地方公共団体の行政機関</u></p> <p data-bbox="251 1362 1127 1436">③ <u>照会の対象となる取引等の当事者ではないが当該取引等と密接な関連を有する業務を行う者</u></p>	<p data-bbox="1347 411 1896 485">同業者団体等からの照会に対する文書回答の 事務処理手続等について（事務運営指針）</p> <p data-bbox="1149 539 1610 568">1 文書回答の対象となる照会の範囲</p> <p data-bbox="1170 577 2097 858">同業者団体等からの事実認定を要しない一般的な照会のうち、次の要件の<u>すべて</u>を満たすものであって、平成 14 年 6 月 28 日付課審 1-14 ほか 8 課共同「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」（事務運営指針）によらず、本手続により一般的に回答を行うことが、多数の納税者の国税に関する法令の適用等についての予測可能性の向上等の観点から適切と認められるものについては、同業者団体等の求める見解への回答を文書により行うこととする。</p> <p data-bbox="1170 868 2097 983">ただし、それぞれの趣旨・目的に基づいて別途事務運営指針等により手続が定められているものについては、当該事務運営指針等によることに留意する。</p> <p data-bbox="1188 992 1242 1021">(注)</p> <p data-bbox="1204 1031 2097 1228">1 この事務運営指針において、「同業者団体等」とは、<u>事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする、業種等と同じくする相当数の事業者の結合体又はその連合体（当該団体に連合会、中央会等の上部団体がある場合には、原則として、最も上部の団体に限る。）及びこれを所管する国又は地方公共団体の行政機関をいう。</u></p> <p data-bbox="1238 1238 1315 1270">(新設)</p>

改正後	改正前
<p>(注) 「取引等と密接な関連を有する業務を行う者」には、例えば、<u>商品取引所が自ら開設する商品市場における取引等に係る照会を行う場合の当該商品取引所がこれに該当する。</u></p> <p>2 (省略)</p> <p>(1) 同業者団体等の構成事業者等が行う取引等に係る国税に関する法令の解釈・適用その他の税務上の取扱いに関する照会であること (注) 同業者団体等が自ら行う取引等に係るものについては、平成14年6月28日付課審1-14ほか8課共同「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」(事務運営指針)により処理する。</p> <p>(2)~(7) (省略)</p> <p>(8) 以上のほか、照会の内容が次に掲げるような性質を有しないものであること イ~ト (省略) チ <u>上記イからトまでに掲げるもの</u>のほか、本手続による文書回答が適切でないと認められるもの (例示) (省略)</p> <p>3 照会時の対応及び提出書類等 国税に関する法令の適用等に関して、照会者から文書による回答を求める照会があった場合には、庁又は局の審理室(課)又は酒税課の文書回答担当者(照会文書に係る審査事務及び文書回答事務を担当する者をいう。以下同じ。)は、照会者に対して、本手続の趣旨・要件等を適切に説明するとともに、次の(1)から(7)までの事項を記載した書面並びに(8)及び(9)の書類(「次の事項を記載した書面」については別紙1の様式参照。以下、照会事項に関係する参考資料を含めて「照会文書」という。)の提出を求めることとする。 (注) (省略)</p> <p>(1)~(7) (省略)</p> <p>(8) 照会に係る取引等に関する<u>全て</u>の関係書類</p> <p>(9) (省略)</p>	<p>2 (省略)</p> <p>(1) 同業者団体の構成事業者が行う取引等に係る国税に関する法令の解釈・適用その他の税務上の取扱いに関する照会であること (注) 同業者団体が自ら行う取引等に係るものについては、平成14年6月28日付課審1-14ほか8課共同「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」(事務運営指針)により処理する。</p> <p>(2)~(7) (省略)</p> <p>(8) 以上のほか、照会の内容が次に掲げるような性質を有しないものであること イ~ト (省略) チ <u>上記イからトまでのほか、本手続による文書回答が適切でない</u>と認められるもの (例示) (省略)</p> <p>3 照会時の対応及び提出書類等 国税に関する法令の適用等に関して、照会者から文書による回答を求める照会があった場合には、庁又は局の審理室(課)又は酒税課の文書回答担当者(照会文書に係る審査事務及び文書回答事務を担当する者をいう。以下同じ。)は、照会者に対して、本手続の趣旨・要件等を適切に説明するとともに、次の(1)から(7)までの事項を記載した書面並びに(8)及び(9)の書類(「次の事項を記載した書面」については別紙1の様式参照。以下、照会事項に関係する参考資料を含めて「照会文書」という。)の提出を求めることとする。 (注) (省略)</p> <p>(1)~(7) (省略)</p> <p>(8) 照会に係る取引等に関する<u>すべて</u>の関係書類</p> <p>(9) (省略)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>6 関係部署への連絡等</p> <p>(1) 回答内容の連絡等</p> <p>文書回答担当者は、当該照会文書に係る庁関係主務課等又は局関係主務課等に対して回答文書の写しを回付するなど、その処理結果を連絡する。また、<u>全ての</u>処理が終了した場合には、一切の関係書類を日付順又は項目別に編てつし、文書回答関係書類として保存する。</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>6 関係部署への連絡等</p> <p>(1) 回答内容の連絡等</p> <p>文書回答担当者は、当該照会文書に係る庁関係主務課等又は局関係主務課等に対して回答文書の写しを回付するなど、その処理結果を連絡する。また、<u>すべての</u>処理が終了した場合には、一切の関係書類を日付順又は項目別に編てつし、文書回答関係書類として保存する。</p> <p>(2) (省略)</p>

改正後

別紙1

取引等に係る税務上の取扱い等に関する照会（同業者団体等用）

受付印 平成 年 月 日		① 整理番号		
		② 所在地		
国税局 審理課長（審理官） 酒税課長	照会者	③ (フリガナ) 団体の名称		
		④ (フリガナ) 代表者等の役職・氏名	電話番号	
	代理人	(フリガナ) 担当者の氏名	電話番号	
		⑤ 住所・居所		
		(フリガナ) 氏名	電話番号	
⑥ 同意事項等 次の取引等に係る国税に関する法令の解釈・適用その他税務上の取扱い等について、次の「照会の趣旨」とおりの見解で差し支えないかどうか文書による回答を受けたいので照会します。 なお、この照会に関して、添付した資料のほか、審査のために必要な資料や、日本語以外の言語で記述されている資料について日本語翻訳文の提出を求められた場合には、その提出に応じます。 また、照会者は、他の納税者に対しても税法の適用等について予測可能性を与えるため、照会者名、照会内容及び回答内容が一般に公表されること、公表に関して取引等の関係者の了解を得ること、並びに仮に関係者間で紛争が起こった場合には照会者の責任において処理することに同意します。				
⑦ 照会の趣旨（法令解釈・適用上の疑義の要約及び照会者の求める見解の内容）		別紙1-1のとおり		
⑧ 照会に係る取引等の事実関係（取引等関係者の名称、取引等における権利・義務関係等）		別紙1-2のとおり		
⑨ ⑧の事実関係に対して照会者の求める見解となること理由		別紙1-3のとおり		
⑩ 関係する法令条項等				
⑪ 添付書類		1 代理人による照会の場合は、その委任状 2 チェックシート（別紙1-4） 3 照会の趣旨及びその理由等の照会事項に関する参考資料		

（注意事項）

- 照会の内容等によっては、資料を提出していただいても本手続による文書回答がなされない場合があります。特に、個別の事業者の取引等に係る照会については、取引等を行う当事者が別の手続で照会を行う必要があることにご留意ください。
- 本手続による回答は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、個々の具体的な取引等に適用する場合には、改めて当該取引等に係る具体的な事実関係等に則して判断することになります。
- 提出された資料につきましては返却いたしませんので、ご留意ください。

改正前

別紙1

取引等に係る税務上の取扱い等に関する照会（同業者団体等用）

受付印 平成 年 月 日		① 整理番号		
		② 所在地		
国税局 審理課長（審理官） 酒税課長	照会者	③ (フリガナ) 団体の名称		
		④ (フリガナ) 代表者の氏名	電話番号	
	代理人	(フリガナ) 担当者の氏名	電話番号	
		⑤ 住所・居所		
		(フリガナ) 氏名	電話番号	
⑥ 同意事項等 次の取引等に係る国税に関する法令の解釈・適用その他税務上の取扱い等について、次の「照会の趣旨」とおりの見解で差し支えないかどうか文書による回答を受けたいので照会します。 なお、この照会に関して、添付した資料のほか、審査のために必要な資料や、日本語以外の言語で記述されている資料について日本語翻訳文の提出を求められた場合には、その提出に応じます。 また、照会者は、他の納税者に対しても税法の適用等について予測可能性を与えるため、照会者名、照会内容及び回答内容が一般に公表されること、公表に関して取引等の関係者の了解を得ること、並びに仮に関係者間で紛争が起こった場合には照会者の責任において処理することに同意します。				
⑦ 照会の趣旨（法令解釈・適用上の疑義の要約及び照会者の求める見解の内容）		別紙1-1のとおり		
⑧ 照会に係る取引等の事実関係（取引等関係者の名称、取引等における権利・義務関係等）		別紙1-2のとおり		
⑨ ⑧の事実関係に対して照会者の求める見解となること理由		別紙1-3のとおり		
⑩ 関係する法令条項等				
⑪ 添付書類		1 代理人による照会の場合は、その委任状 2 チェックシート（別紙1-4） 3 照会の趣旨及びその理由等の照会事項に関する参考資料		

（注意事項）

- 照会の内容等によっては、資料を提出していただいても本手続による文書回答がなされない場合があります。特に、個別の事業者の取引等に係る照会については、取引等を行う当事者が別の手続で照会を行う必要があることにご留意ください。
- 本手続による回答は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、個々の具体的な取引等に適用する場合には、改めて当該取引等に係る具体的な事実関係等に則して判断することになります。
- 提出された資料につきましては返却いたしませんので、ご留意ください。

改 正 後	改 正 前
<p>別紙1-1～別紙1-3 (省略)</p> <p>「取引等に係る税務上の取扱い等に関する照会 (同業者団体等用)」 の記載要領</p> <p>1・2 (省略)</p> <p>3 「③ 団体の名称」及び「④代表者等」 ③欄に照会者である団体の名称及び連絡先の電話番号を、④欄に代表者等の役職及び氏名を記載し、代表者等の印を押してください。なお、代表者等は、担当役員でも差し支えありません。また、担当者の氏名及び連絡先の電話番号を記載してください。</p> <p>4～11 (省略)</p>	<p>別紙1-1～別紙1-3 (省略)</p> <p>「取引等に係る税務上の取扱い等に関する照会 (同業者団体等用)」 の記載要領</p> <p>1・2 (省略)</p> <p>3 「③ 団体の名称」及び「④代表者等」 ③欄に照会者である団体の名称及び連絡先の電話番号を、④欄に代表者氏名を記載し、代表者の印を押してください。また、担当者の氏名及び連絡先の電話番号を記載してください。</p> <p>4～11 (省略)</p>

改正後

別紙1-4

チェックシート  
(同業者団体等照会用)

このチェックシートは、「取引等に係る税務上の取扱い等に関する照会（同業者団体等用）」を提出するに当たって、照会の内容等が文書による回答の対象であるかどうかを確認していただくための「一般的な事項」をまとめたものです。

確認が終わりましたら、照会文書と併せて提出してください。

項	目	チェック欄
(1)	照会者の構成事業者等が行う取引等に係る照会である。	はい・いいえ
(2)	国税（関税、とん税及び特別とん税を除く。以下同じ。）に関する法令の解釈・適用その他税務上の取扱いに関する照会である。	はい・いいえ
(3)	特定の事業者の個別の取引等に係るものでなく、同様の業種・業態に共通する取引等に係る照会で、多数の納税者から照会されることが予想されるものである。	はい・いいえ
(4)	照会の申出の際に、審査に必要な資料を提出している。	はい・いいえ
(5)	照会内容の審査に必要な追加的な資料や翻訳文の提出に同意する。	はい・いいえ
(6)	照会者名、照会内容及び回答内容が公表されることに同意する。	はい・いいえ
(7)	照会者名、照会内容及び回答内容が公表されることについて、取引等の関係者の了解を得ること、並びに仮に関係者間で紛争が起こった場合には、照会者の責任において処理することに同意する。	はい・いいえ
(8)	調査等の手続、徴収手続、酒類等の製造免許若しくは酒類の販売業免許又は酒類行政に関係する照会ではない。	はい・いいえ
(9)	取引等に係る税務上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去に公表された質疑事例等において明らかになっていない。	はい・いいえ
(10)	事実関係の認定が伴う照会ではない。	はい・いいえ
(11)	照会に係る取引等は、法令等に抵触しない又は抵触のおそれがないものである。	はい・いいえ
(12)	照会に係る取引等について、関係者間で紛争中ではない又は紛争のおそれがない。	はい・いいえ
(13)	照会に係る取引等は、税の軽減を図ることを主要な目的として行われるものではない。	はい・いいえ
(14)	一連の組み合わせられた取引等の一部のみの照会ではない。	はい・いいえ

(注) このチェックシートの全ての項目に該当する場合であっても、審査の結果、文書による回答がなされない場合があります（詳細につきましては、国税局等の窓口でご相談ください。）。

照会者	所在地	印
	団体等の名称及び代表者等の氏名	

改正前

別紙1-4

チェックシート  
(同業者団体等照会用)

このチェックシートは、「取引等に係る税務上の取扱い等に関する照会（同業者団体等用）」を提出するに当たって、照会の内容等が文書による回答の対象であるかどうかを確認していただくための「一般的な事項」をまとめたものです。

確認が終わりましたら、照会文書と併せて提出してください。

項	目	チェック欄
(1)	照会者の構成事業者等が行う取引等に係る照会である。	はい・いいえ
(2)	国税（関税、とん税及び特別とん税を除く。以下同じ。）に関する法令の解釈・適用その他税務上の取扱いに関する照会である。	はい・いいえ
(3)	特定の事業者の個別の取引等に係るものでなく、同様の業種・業態に共通する取引等に係る照会で、多数の納税者から照会されることが予想されるものである。	はい・いいえ
(4)	照会の申出の際に、審査に必要な資料を提出している。	はい・いいえ
(5)	照会内容の審査に必要な追加的な資料や翻訳文の提出に同意する。	はい・いいえ
(6)	照会者名、照会内容及び回答内容が公表されることに同意する。	はい・いいえ
(7)	照会者名、照会内容及び回答内容が公表されることについて、取引等の関係者の了解を得ること、並びに仮に関係者間で紛争が起こった場合には、照会者の責任において処理することに同意する。	はい・いいえ
(8)	調査等の手続、徴収手続、酒類等の製造免許若しくは酒類の販売業免許又は酒類行政に関係する照会ではない。	はい・いいえ
(9)	取引等に係る税務上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去に公表された質疑事例等において明らかになっていない。	はい・いいえ
(10)	事実関係の認定が伴う照会ではない。	はい・いいえ
(11)	照会に係る取引等は、法令等に抵触しない又は抵触のおそれがないものである。	はい・いいえ
(12)	照会に係る取引等について、関係者間で紛争中ではない又は紛争のおそれがない。	はい・いいえ
(13)	照会に係る取引等は、税の軽減を図ることを主要な目的として行われるものではない。	はい・いいえ
(14)	一連の組み合わせられた取引等の一部のみの照会ではない。	はい・いいえ

(注) このチェックシートのすべての項目に該当する場合であっても、審査の結果、文書による回答がなされない場合があります（詳細につきましては、国税局等の窓口でご相談ください。）。

照会者	所在地	印
	団体等の名称及び代表者名	

改 正 後

別紙2

形式審査表（同業者団体等用）

照会者の名称		局担当者	局 課	作成年月日	整理番号
審査事項		確認	補正状況		
記載事項	1 照会者の所在地・名称の記載がある	適・不適	・	・	
	2 押印漏れはない	適・不適	・	・	
	3 代理人の委任状等の書類はある	適・不適	・	・	
	4 照会の趣旨は明らかである	適・不適	・	・	
	5 取引等の事実関係は明らかである	適・不適	・	・	
	6 求める見解の理由は明らかである	適・不適	・	・	
	7 提出資料の漏れはない	適・不適	・	・	
要件事項	8 他の事務運営指針等により、別途処理手続が定められているものではない	適・不適			
	9 照会者の構成事業者等が行う取引等である	適・不適			
	10 同様の業種・業態に共通する取引等で、多数の納税者からの照会が予想されるものである	適・不適			
	11 調査等の手続に関係するものではない	適・不適			
	12 既に取扱い等が明らかにされているものではない	適・不適			
	13 事実関係の認定が伴うものではない	適・不適			
	14 事務運営指針1(8)に規定する要件を満たしている	適・不適			
簡易補正	求めた方法	求めた年月日	求めた事項		担当者
	面接・電話・文書	・			
	面接・電話・文書	・			
	面接・電話・文書	・			
その他連絡事項					

改 正 前

別紙2

形式審査表（同業者団体等用）

照会者の名称		局担当者	局 課	作成年月日	整理番号
審査事項		確認	補正状況		
記載事項	1 照会者の所在地・名称の記載がある	適・不適	・	・	
	2 押印漏れはない	適・不適	・	・	
	3 代理人の委任状等の書類はある	適・不適	・	・	
	4 照会の趣旨は明らかである	適・不適	・	・	
	5 取引等の事実関係は明らかである	適・不適	・	・	
	6 求める見解の理由は明らかである	適・不適	・	・	
	7 提出資料の漏れはない	適・不適	・	・	
要件事項	8 他の事務運営指針等により、別途処理手続が定められているものではない	適・不適			
	9 照会者の構成事業者等が行う取引等である	適・不適			
	10 同様の業種・業態に共通する取引等で、多数の納税者からの照会が予想されるものである	適・不適			
	11 調査等の手続に関係するものではない	適・不適			
	12 既に取扱い等が明らかにされているものではない	適・不適			
	13 事実関係の認定が伴うものではない	適・不適			
	14 事務運営指針1(8)に規定する要件を満たしている	適・不適			
簡易補正	求めた方法	求めた年月日	求めた事項		担当者
	面接・電話・文書	・			
	面接・電話・文書	・			
	面接・電話・文書	・			
その他連絡事項					

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="383 263 920 295">[形式審査表（同業者団体等用）の記載要領]</p> <p data-bbox="197 347 394 379">1～3 （省略）</p> <p data-bbox="197 389 1111 459">4 「要件事項」については、各要件事項について、次の要件事項が記載されているかどうかを確認した結果、「適」又は「不適」のいずれかを○で囲む。</p> <p data-bbox="219 472 367 504">(1) （省略）</p> <p data-bbox="219 513 1111 584">(2) 「9」欄……照会者の構成事業者等が行う取引等に係る照会であること。</p> <p data-bbox="219 596 416 628">(3)～(7) （省略）</p> <p data-bbox="197 638 394 670">5・6 （省略）</p>	<p data-bbox="1346 263 1883 295">[形式審査表（同業者団体等用）の記載要領]</p> <p data-bbox="1158 347 1355 379">1～3 （省略）</p> <p data-bbox="1158 389 2067 459">4 「要件事項」については、各要件事項について、次の要件事項が記載されているかどうかを確認した結果、「適」又は「不適」のいずれかを○で囲む。</p> <p data-bbox="1180 472 1328 504">(1) （省略）</p> <p data-bbox="1180 513 2067 545">(2) 「9」欄……照会者の構成事業者が行う取引等に係る照会であること。</p> <p data-bbox="1180 596 1377 628">(3)～(7) （省略）</p> <p data-bbox="1158 638 1355 670">5・6 （省略）</p>

(決裁参考)

## 文書回答手続（同業者団体）の事務運営指針の一部改正について

### 1 文書回答手続の概要

同業者団体等からの照会に対する文書回答手続は、納税者サービスの一環として、税法の適用等に関する同業者団体等からの事実認定を要しない一般的な照会について文書により回答を行うとともに、その内容を公表することにより、同様の取引等を行う他の多数の納税者に対しても税法の適用等について予測可能性を与えることを目的として実施している。

### 2 改正点

納税者利便の一層の向上の観点から、「同業者団体等からの照会に対する文書回答の事務処理手続等について」を次のとおり改正する。

#### ① 同業者団体等の範囲の拡大

現行の事務運営指針においては、照会者を〇〇中央会のような国内最上部団体である同業者団体等に限定している。そのため、

- ・ 地方同業者団体がその地域独自の取引等について照会したい場合
- ・ 取引の当事者ではないものの当該取引と密接な関連を有する業務を行う者が当該取引について照会したい場合（例えば、商品先物市場の開設者が市場参加者の行う取引について照会したい場合など。）

に、これらの者が照会当事者とはなれないことから、利便性を高めるために同業者団体等の範囲を拡大する。

#### ② 納税者の照会に係る事務手続の簡素化

現行の事務運営指針においては、照会文書には一律に代表者の記名押印を求めているところ、大企業においては記名押印のための代表者への説明等の事務手続が煩雑であり、照会する上での負担になっているとの意見があることから、記名押印を行うべき者について担当役員でも差し支えないこととする。

### 3 適用時期

平成29年7月1日以後に受け付けるものから適用する。

# 決裁・供覧

件名	「同業者団体等からの照会に対する文書回答の事務処理手続等について」 の一部改正について（事務運営指針）			文書番号		
				課 審 1-27		
伺い文	同業者団体等からの照会に対する文書回答手続は、納税者サービスの一環として、税法の適用等に関する同業者団体等からの事実認定を要しない一般的な照会について文書により回答を行うとともに、その内容を公表することにより、同様の取引等を行う他の多数の納税者に対しても税法の適用等について予測可能性を与えることを目的として実施している。 別紙3参照					
起案	起案日	令和02年10月19日		受付日		
	部署	国税庁 課税部 課税総括課審理室 審理総括係		決裁	決裁処理期限日	
					決裁日	令和02年10月19日
	起案者	父母石 英毅		施行	施行処理期限日	
連絡先				施行日	令和02年10月19日	
分類名称	大分類	公文書管理（その他）		施行	施行先	
	中分類	訓令及び通達の立案の検討 その他の重要な経緯			施行者	
	名称（小分類）	【令和2年】【審総】事務運営指針及び事務運営指針関係書類			取扱上の注意	
取扱区分	秘密区分			格付け	機密性格付け	2
	秘密期間終了日				取扱制限	
	指定事由			保存	行政文書保存期間	10年
					保存期間満了時期	令和12年12月31日
決裁・供覧欄	<p>国税庁 課税部 課税総括課審理室 江崎 純子（室長） 【済】</p> <p>国税庁 長官官房 総務課 審査企画係 二見 智子（係長【庁】） 【済】</p> <p>国税庁 長官官房 総務課 審査企画係 黒井 悠貴（事務官【庁】） 【済】</p> <p>国税庁 課税部 課税総括課審理室 尾張 佳也（課長補佐【庁】） 【済】</p> <p>国税庁 課税部 課税総括課審理室 山中 英司（企画専門官【庁】） 【済】</p> <p>国税庁 課税部 課税総括課審理室 塚尾 敦嗣（課長補佐【庁】） 【済】</p> <p>別紙1参照</p>					
備考欄	今回の事務運営指針の改正は、書面・押印の見直しに係る庁内の方針に従うものであるため、合議は省略する（国税庁行政文書取扱規則第12条2項）。					

# 別紙1

国税庁 課税部 課税総括課審理室  
池内 学 (企画専門官【庁】) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課審理室  
鈴木 憲太郎 (企画専門官【庁】) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課審理室 審理第五係  
石井 孝 (係長 (国税実査官)【庁】) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課審理室 審理第四係  
林 賢輔 (係長 (国税実査官)【庁】) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課審理室  
安部 幸紀 【後関】

国税庁 課税部 課税総括課審理室 審理第二係  
二摩 真矢 (係長 (国税実査官)【庁】) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課審理室 審理第一係  
徳村 典明 (係長 (国税実査官)【庁】) 【済】

### 別紙3

今回、この文書回答手続について、照会者等の事務負担の軽減及び行政事務の効率化を図る観点から、所要の整備を行い、現行の事務運営指針を別案のとおり改正することとしたい。

(注) 「『事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について』の一部改正について(事務運営指針)」については、本事務運営指針の改正と同時に発遣することを予定している。

課 審 1 - 〇

令和 2 年 10 月 〇 日

各 国 税 局 長  
殿  
沖 縄 国 税 事 務 所 長

国 税 庁 長 官  
(官印省略)

「同業者団体等からの照会に対する文書回答の事務処理  
手続等について」の一部改正について（事務運営指針）

標題のことについては、平成16年2月17日付課審1-3ほか8課共同「同業者団体等からの照会に対する文書回答の事務処理手続等について」（事務運営指針）の一部を下記のとおり改正したから、令和2年10月26日以後に受け付ける照会に対する文書回答手続等については、これにより適切に実施されたい。

(趣旨)

同業者団体等からの照会に対する文書回答の事務処理手続等について、照会者等の事務負担の軽減及び行政事務の効率化を図る観点から、所要の整備を行うものである。

記

別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄のように改める。

(別紙)

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="376 419 913 491">同業者団体等からの照会に対する文書回答の 事務処理手続等について（事務運営指針）</p> <p data-bbox="568 544 719 571">本文（省略）</p>	<p data-bbox="1335 419 1872 491">同業者団体等からの照会に対する文書回答の 事務処理手続等について（事務運営指針）</p> <p data-bbox="1527 544 1677 571">本文（省略）</p>

改 正 後

別紙1

取引等に係る税務上の取扱い等に関する照会（同業者団体等用）

受付印 令和 年 月 日		① ※整理番号			
		② 所在地	〒		
国税局 審理課長（審理官） 酒税課長 殿	照	③ (フリガナ) 団体の名称	（ ）	電話番号	（ ）
		④ 法人番号	（ ）		
	会	⑤ (フリガナ) 代表者等の役職・氏名	（ ）		
		(フリガナ) 担当者の氏名	（ ）	電話番号	（ ）
	代 理 人	住所・居所	（ ）		
(フリガナ) 氏 名		（ ）	電話番号	（ ）	
⑦ 同意事項等 次の取引等に係る国税に関する法令の解釈・適用その他税務上の取扱い等について、次の「照会の趣旨」とおりの見解で差し支えないかどうか文書による回答を受けたいので照会します。 なお、この照会に関して、添付した資料のほかに、審査のために必要な資料や、日本語以外の言語で記述されている資料について日本語翻訳文の提出を求められた場合には、その提出に応じます。 また、照会者は、他の納税者に対しても税法の適用等について予測可能性を与えるため、照会者名、照会内容及び回答内容が一般に公表されること、公表に関して取引等の関係者の了解を得ること、並びに仮に関係者間で紛争が起った場合には照会者の責任において処理することに同意します。					
⑧ 照会の趣旨（法令解釈・適用上の疑義の要約及び照会者の求める見解の内容）		別紙1-1のとおり			
⑨ 照会に係る取引等の事実関係（取引等関係者の名称、取引等における権利・義務関係等）		別紙1-2のとおり			
⑩ ⑨の事実関係に対して照会者の求める見解となることと理由		別紙1-3のとおり			
⑪ 関係する法令条項等					
⑫ 添付書類		1 代理人による照会の場合は、その委任状 2 チェックシート（別紙1-4） 3 照会の趣旨及びその理由等の照会事項に関する参考資料 [ ]			

(注意事項)

- 照会の内容等によっては、資料を提出していただいても本手続による文書回答がなされない場合があります。特に、個別の事業者の取引等に係る照会については、取引等を行う当事者が別の手続で照会を行う必要があることにご留意ください。
- 本手続による回答は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、個々の具体的な取引等に適用する場合には、改めて当該取引等に係る具体的な事実関係等に則して判断することになります。
- 提出された資料につきましては返却いたしませんので、ご留意ください。

改 正 前

別紙1

取引等に係る税務上の取扱い等に関する照会（同業者団体等用）

受付印 平成 年 月 日		① ※整理番号			
		② 所在地	〒		
国税局 審理課長（審理官） 酒税課長 殿	照	③ (フリガナ) 団体の名称	（ ）	電話番号	（ ）
		④ (フリガナ) 代表者等の役職・氏名	（ ）		⑮
	会	(フリガナ) 担当者の氏名	（ ）	電話番号	（ ）
		住所・居所	（ ）		
	代 理 人	(フリガナ) 氏 名	（ ）	電話番号	（ ）
⑯ 同意事項等 次の取引等に係る国税に関する法令の解釈・適用その他税務上の取扱い等について、次の「照会の趣旨」とおりの見解で差し支えないかどうか文書による回答を受けたいので照会します。 なお、この照会に関して、添付した資料のほかに、審査のために必要な資料や、日本語以外の言語で記述されている資料について日本語翻訳文の提出を求められた場合には、その提出に応じます。 また、照会者は、他の納税者に対しても税法の適用等について予測可能性を与えるため、照会者名、照会内容及び回答内容が一般に公表されること、公表に関して取引等の関係者の了解を得ること、並びに仮に関係者間で紛争が起った場合には照会者の責任において処理することに同意します。					
⑰ 照会の趣旨（法令解釈・適用上の疑義の要約及び照会者の求める見解の内容）		別紙1-1のとおり			
⑱ 照会に係る取引等の事実関係（取引等関係者の名称、取引等における権利・義務関係等）		別紙1-2のとおり			
⑲ ⑱の事実関係に対して照会者の求める見解となることと理由		別紙1-3のとおり			
⑳ 関係する法令条項等					
㉑ 添付書類		1 代理人による照会の場合は、その委任状 2 チェックシート（別紙1-4） 3 照会の趣旨及びその理由等の照会事項に関する参考資料 [ ]			

(注意事項)

- 照会の内容等によっては、資料を提出していただいても本手続による文書回答がなされない場合があります。特に、個別の事業者の取引等に係る照会については、取引等を行う当事者が別の手続で照会を行う必要があることにご留意ください。
- 本手続による回答は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、個々の具体的な取引等に適用する場合には、改めて当該取引等に係る具体的な事実関係等に則して判断することになります。
- 提出された資料につきましては返却いたしませんので、ご留意ください。

改正後

別紙1-1

⑧ 照会の趣旨（法令解釈・適用上の疑義の要約及び照会者の求める見解の内容）

改正前

別紙1-1

⑦ 照会の趣旨（法令解釈・適用上の疑義の要約及び照会者の求める見解の内容）

改正後

別紙1-2

㊦ 照会に係る取引等の事実関係（取引等関係者の名称、取引等における権利・義務関係等）

改正前

別紙1-2

㊦ 照会に係る取引等の事実関係（取引等関係者の名称、取引等における権利・義務関係等）

改 正 後

別紙 1-3

㊦ ㊦の事実関係に対して照会者の求める見解となること理由（具体的な根拠となる事例、裁判例、学説及び既に公表されている弁護士、税理士、公認会計士等の見解を含む。）

改 正 前

別紙 1-3

㊦ ㊦の事実関係に対して照会者の求める見解となること理由（具体的な根拠となる事例、裁判例、学説及び既に公表されている弁護士、税理士、公認会計士等の見解を含む。）

改正後

別紙1-4

チェックシート

(同業者団体等照会用)

このチェックシートは、「取引等に係る税務上の取扱い等に関する照会（同業者団体等用）」を提出するに当たって、照会の内容等が文書による回答の対象であるかどうかを確認していただくための「一般的な事項」をまとめたものです。

確認が終わりましたら、照会文書と併せて提出してください。

項目	チェック欄
(1) 照会者の構成事業者等が行う取引等に係る照会である。	はい・いいえ
(2) 国税（関税、とん税及び特別とん税を除く。以下同じ。）に関する法令の解釈・適用その他税務上の取扱いに関する照会である。	はい・いいえ
(3) 特定の事業者の個別の取引等に係るものでなく、同様の業種・業態に共通する取引等に係る照会で、多数の納税者から照会されることが予想されるものである。	はい・いいえ
(4) 照会の申出の際に、審査に必要な資料を提出している。	はい・いいえ
(5) 照会内容の審査に必要な追加的な資料や翻訳文の提出に同意する。	はい・いいえ
(6) 照会者名、照会内容及び回答内容が公表されることに同意する。	はい・いいえ
(7) 照会者名、照会内容及び回答内容が公表されることについて、取引等の関係者の了解を得ること、並びに仮に関係者間で紛争が起こった場合には、照会者の責任において処理することに同意する。	はい・いいえ
(8) 調査等の手続、徴収手続、酒類等の製造免許若しくは酒類の販売業免許又は酒類行政に係る照会ではない。	はい・いいえ
(9) 取引等に係る税務上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去に公表された質疑事例等において明らかになっていない。	はい・いいえ
(10) 事実関係の認定が伴う照会ではない。	はい・いいえ
(11) 照会に係る取引等は、法令等に抵触しない又は抵触のおそれがないものである。	はい・いいえ
(12) 照会に係る取引等について、関係者間で紛争中ではない又は紛争のおそれがない。	はい・いいえ
(13) 照会に係る取引等は、税の軽減を図ることを主要な目的として行われるものではない。	はい・いいえ
(14) 一連の組み合わせられた取引等の一部のみの照会ではない。	はい・いいえ

(注) このチェックシートのすべての項目に該当する場合であっても、審査の結果、文書による回答がなされない場合もあります（詳細につきましては、国税局等の窓口でご相談ください）。

照会者	所在地	
	団体等の名称及び代表者等の氏名	

改正前

別紙1-4

チェックシート

(同業者団体等照会用)

このチェックシートは、「取引等に係る税務上の取扱い等に関する照会（同業者団体等用）」を提出するに当たって、照会の内容等が文書による回答の対象であるかどうかを確認していただくための「一般的な事項」をまとめたものです。

確認が終わりましたら、照会文書と併せて提出してください。

項目	チェック欄
(1) 照会者の構成事業者等が行う取引等に係る照会である。	はい・いいえ
(2) 国税（関税、とん税及び特別とん税を除く。以下同じ。）に関する法令の解釈・適用その他税務上の取扱いに関する照会である。	はい・いいえ
(3) 特定の事業者の個別の取引等に係るものでなく、同様の業種・業態に共通する取引等に係る照会で、多数の納税者から照会されることが予想されるものである。	はい・いいえ
(4) 照会の申出の際に、審査に必要な資料を提出している。	はい・いいえ
(5) 照会内容の審査に必要な追加的な資料や翻訳文の提出に同意する。	はい・いいえ
(6) 照会者名、照会内容及び回答内容が公表されることに同意する。	はい・いいえ
(7) 照会者名、照会内容及び回答内容が公表されることについて、取引等の関係者の了解を得ること、並びに仮に関係者間で紛争が起こった場合には、照会者の責任において処理することに同意する。	はい・いいえ
(8) 調査等の手続、徴収手続、酒類等の製造免許若しくは酒類の販売業免許又は酒類行政に係る照会ではない。	はい・いいえ
(9) 取引等に係る税務上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去に公表された質疑事例等において明らかになっていない。	はい・いいえ
(10) 事実関係の認定が伴う照会ではない。	はい・いいえ
(11) 照会に係る取引等は、法令等に抵触しない又は抵触のおそれがないものである。	はい・いいえ
(12) 照会に係る取引等について、関係者間で紛争中ではない又は紛争のおそれがない。	はい・いいえ
(13) 照会に係る取引等は、税の軽減を図ることを主要な目的として行われるものではない。	はい・いいえ
(14) 一連の組み合わせられた取引等の一部のみの照会ではない。	はい・いいえ

(注) このチェックシートのすべての項目に該当する場合であっても、審査の結果、文書による回答がなされない場合もあります（詳細につきましては、国税局等の窓口でご相談ください）。

照会者	所在地	
	団体等の名称及び代表者等の氏名	印

改 正 後	改 正 前
<p>「取引等に係る税務上の取扱い等に関する照会（同業者団体等用）」の記載要領</p> <p>1・2 （省略）</p> <p>3 「③ 団体の名称」、「④ 法人番号」及び「⑤ 代表者等」  ③欄に照会者である団体の名称及び連絡先の電話番号、④欄に法人番号及び⑤欄に代表者等の役職及び氏名を記載してください。なお、代表者等は、担当役員でも差し支えありません。また、担当者の氏名及び連絡先の電話番号を記載してください。</p> <p>4 「⑥ 代理人」  税理士等の代理人を選任している場合には、その方の住所又は居所及び氏名を記載してください。</p> <p>5 「⑦ 同意事項等」  審査に必要な追加資料の提出や、照会内容・回答内容等の公表に関する同意事項をよくご確認ください。</p> <p>6 「⑧ 照会の趣旨」  取引等に係る税務上の取扱い等に関する法令解釈・適用上の疑義を要約して記載するとともに、その疑義に対する照会者の求める見解の内容を必ず記載してください。  また、この欄に書ききれない場合は、適宜、用紙を追加してその内容を記載し、添付してください（記載事項⑨及び⑩についても、同様です。）。</p> <p>7 「⑨ 照会に係る取引等の事実関係」  照会事項に関係する当事者の名称、取引等における権利・義務関係など、課税関係を判断する上で必要と考えられる事実関係を、できる限り具体的に記載してください。</p> <p>8 「⑩ ⑨の事実関係に対して照会者の求める見解となることの理由」  ⑨の事実関係に対して法令の適用又は先例の適用等からなる照会者の求める見解となることの理由を、根拠となる事例、裁判例、学説、及び既に公表されている弁護士、税理</p>	<p>「取引等に係る税務上の取扱い等に関する照会（同業者団体等用）」の記載要領</p> <p>1・2 （省略）</p> <p>3 「③ 団体の名称」及び「④ 代表者等」  ③欄に照会者である団体の名称及び連絡先の電話番号を、④欄に代表者等の役職及び氏名を記載し、代表者等の印を押してください。なお、代表者等は、担当役員でも差し支えありません。また、担当者の氏名及び連絡先の電話番号を記載してください。</p> <p>4 「⑤ 代理人」  税理士等の代理人を選任している場合には、その方の住所又は居所及び氏名を記載し、押印してください。</p> <p>5 「⑥ 同意事項等」  審査に必要な追加資料の提出や、照会内容・回答内容等の公表に関する同意事項をよくご確認ください。</p> <p>6 「⑦ 照会の趣旨」  取引等に係る税務上の取扱い等に関する法令解釈・適用上の疑義を要約して記載するとともに、その疑義に対する照会者の求める見解の内容を必ず記載してください。  また、この欄に書ききれない場合は、適宜、用紙を追加してその内容を記載し、添付してください（記載事項⑧及び⑨についても、同様です。）。</p> <p>7 「⑧ 照会に係る取引等の事実関係」  照会事項に関係する当事者の名称、取引等における権利・義務関係など、課税関係を判断する上で必要と考えられる事実関係を、できる限り具体的に記載してください。</p> <p>8 「⑨ ⑧の事実関係に対して照会者の求める見解となることの理由」  ⑧の事実関係に対して法令の適用又は先例の適用等からなる照会者の求める見解となることの理由を、根拠となる事例、裁判例、学説、及び既に公表されている弁護士、税理</p>

改 正 後	改 正 前
<p>士、公認会計士等の見解の引用も含めて、具体的、かつ、明確に記載してください。</p> <p>9 「⑩ 関係する法令条項等」  ⑩の見解となることの理由に関係する法令及び法令解釈通達等の条項等を記載してください。</p> <p>10 「⑫ 添付書類」  照会の趣旨及びその理由等の照会事項を説明するに当たり、関係する必要な資料を添付し、その資料の名称を( )内に簡単に記載してください。</p> <p>11 (省略)</p>	<p>士、公認会計士等の見解の引用も含めて、具体的、かつ、明確に記載してください。</p> <p>9 「⑩ 関係する法令条項等」  ⑩の見解となることの理由に関係する法令及び法令解釈通達等の条項等を記載してください。</p> <p>10 「⑪ 添付書類」  照会の趣旨及びその理由等の照会事項を説明するに当たり、関係する必要な資料を添付し、その資料の名称を( )内に簡単に記載してください。</p> <p>11 (省略)</p>

改正後

別紙 2

形式審査表 (同業者団体等用)

照会者の名称		局 課		作成年月日
		局 課		
審査事項		確認	補正状況	
記載事項	1	照会者の所在地・名称の記載がある	適・不適	・ ・
	2	代理人の委任状等の書類はある	適・不適	・ ・
	3	照会の趣旨は明らかである	適・不適	・ ・
	4	取引等の事実関係は明らかである	適・不適	・ ・
	5	求める見解の理由は明らかである	適・不適	・ ・
	6	提出資料の漏れはない	適・不適	・ ・
要件事項	7	他の事務運営指針等により、別途処理手続が定められているものではない	適・不適	
	8	照会者の構成事業者等が行う取引等である	適・不適	
	9	同様の業種・業態に共通する取引等で、多数の納税者からの照会が予想されるものである	適・不適	
	10	調査等の手続に関係するものではない	適・不適	
	11	既に取扱い等が明らかにされているものではない	適・不適	
	12	事実関係の認定が伴うものではない	適・不適	
13	事務運営指針 1 (8) に規定する要件を満たしている	適・不適		
簡易補正	求めた方法	求めた年月日	求めた事項	
	面接・電話・文書	・ ・		
	面接・電話・文書	・ ・		
担当者				
その他連絡事項				

改正前

別紙 2

形式審査表 (同業者団体等用)

照会者の名称		局 課		作成年月日
		局 課		
審査事項		確認	補正状況	
記載事項	1	照会者の所在地・名称の記載がある	適・不適	・ ・
	2	押印漏れはない	適・不適	・ ・
	3	代理人の委任状等の書類はある	適・不適	・ ・
	4	照会の趣旨は明らかである	適・不適	・ ・
	5	取引等の事実関係は明らかである	適・不適	・ ・
	6	求める見解の理由は明らかである	適・不適	・ ・
	7	提出資料の漏れはない	適・不適	・ ・
要件事項	8	他の事務運営指針等により、別途処理手続が定められているものではない	適・不適	
	9	照会者の構成事業者等が行う取引等である	適・不適	
	10	同様の業種・業態に共通する取引等で、多数の納税者からの照会が予想されるものである	適・不適	
	11	調査等の手続に関係するものではない	適・不適	
	12	既に取扱い等が明らかにされているものではない	適・不適	
	13	事実関係の認定が伴うものではない	適・不適	
14	事務運営指針 1 (8) に規定する要件を満たしている	適・不適		
簡易補正	求めた方法	求めた年月日	求めた事項	
	面接・電話・文書	・ ・		
	面接・電話・文書	・ ・		
担当者				
その他連絡事項				

改 正 後	改 正 前
<b>【形式審査表（同業者団体等用）の記載要領】</b>	<b>【形式審査表（同業者団体等用）の記載要領】</b>
1～3 （省略）	1～3 （省略）
4 「要件事項」については、各要件事項について、次の要件事項が記載されているかどうかを確認した結果、「適」又は「不適」のいずれかを○で囲む。	4 「要件事項」については、各要件事項について、次の要件事項が記載されているかどうかを確認した結果、「適」又は「不適」のいずれかを○で囲む。
(1) 「7」欄……個別取引等に係る事前照会に対する文書回答等、別途事務運営指針等により、別途処理手続が定められているものではないこと。	(1) 「8」欄……個別取引等に係る事前照会に対する文書回答等、別途事務運営指針等により、別途処理手続が定められているものではないこと。
(2) 「8」欄……照会者の構成事業者等が行う取引等に係る照会であること。	(2) 「9」欄……照会者の構成事業者等が行う取引等に係る照会であること。
(3) 「9」欄……特定の事業者の個別の取引等に係るものでなく、同様の業種・業態に共通する取引等で、当該業種・業態の多数の納税者から照会されることが予想されるものであること。	(3) 「10」欄……特定の事業者の個別の取引等に係るものでなく、同様の業種・業態に共通する取引等で、当該業種・業態の多数の納税者から照会されることが予想されるものであること。
(4) 「10」欄……調査等の手続、徴収手続及び酒類等の製造免許又は酒類の販売業免許に関係する照会でないこと。	(4) 「11」欄……調査等の手続、徴収手続及び酒類等の製造免許又は酒類の販売業免許に関係する照会でないこと。
(5) 「11」欄……取引等に係る税務上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去の公表された質疑事例等において明らかになっているものに係る照会でないこと。	(5) 「12」欄……取引等に係る税務上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去の公表された質疑事例等において明らかになっているものに係る照会でないこと。
(6) 「12」欄……事実関係の認定が伴うものでないこと。	(6) 「13」欄……事実関係の認定が伴うものでないこと。
(7) 「13」欄……次のような性質を有するものでないこと。 イ～ト （省略）	(7) 「14」欄……次のような性質を有するものでないこと。 イ～ト （省略）
5・6 （省略）	5・6 （省略）

改正後

別紙4 (同業者団体等用)

(文書番号)  
令和 年 月 日

〒□□□-□□□□  
(所在地)

(名称)

\_\_\_\_\_ 殿

\_\_\_\_\_ 国税局

審理課長 \_\_\_\_\_ 印

\_\_\_\_\_ について  
(金 . . . 付照会に対する回答)

(文案の例示)

標題のことについては、御照会に係る事実関係を前提とする限り、貴見のとおりで差し支えありません。

ただし、次のことを申し添えます。

- (1) この文書回答は、御照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答ですので、個々の納税者が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあります。
- (2) この回答内容は 国税局としての見解であり、照会者の構成事業者等の申告内容等を拘束するものではありません。

改正前

別紙4 (同業者団体等用)

(文書番号)  
平成 年 月 日

〒□□□-□□□□  
(所在地)

(名称)

\_\_\_\_\_ 殿

\_\_\_\_\_ 国税局

審理課長 \_\_\_\_\_ 印

\_\_\_\_\_ について  
(平 . . . 付照会に対する回答)

(文案の例示)

標題のことについては、ご照会に係る事実関係を前提とする限り、貴見のとおりで差し支えありません。

ただし、次のことを申し添えます。

- (1) この文書回答は、ご照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答ですので、個々の納税者が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあります。
- (2) この回答内容は 国税局としての見解であり、照会者の構成事業者等の申告内容等を拘束するものではありません。



改 正 後	改 正 前
<p>別紙6 (同業者団体等用)</p> <p style="text-align: right;">(文 書 番 号) 令和 年 月 日</p> <p>〒□□□-□□□□ (所在地)</p> <hr/> <p>(名称) _____ 殿  <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">_____ 国税局            審理課長 _____ 印</div></p> <p style="text-align: center;">文書回答を行わない旨のお知らせ (通知)</p> <p>(文案の例示)</p> <p>同業者団体等からの照会に対する文書回答は、照会者に文書回答を行うとともに、その内容を公表することにより、同様の業種・業態に共通する取引等を行う他の多数の納税者に対しても国税に関する法令の適用等について予測可能性を与えるものとして、一定の要件に該当し、かつ、回答を行うことが適切と認められる照会を対象として行うこととしています。</p> <p>しかしながら、令和 年 月 日に收受しました照会内容は、下記の理由から、文書回答を行いませんので、お知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(理由)</p>	<p>別紙6 (同業者団体等用)</p> <p style="text-align: right;">(文 書 番 号) 平成 年 月 日</p> <p>〒□□□-□□□□ (所在地)</p> <hr/> <p>(名称) _____ 殿  <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">_____ 国税局            審理課長 _____ 印</div></p> <p style="text-align: center;">文書回答を行わない旨のお知らせ (通知)</p> <p>(文案の例示)</p> <p>同業者団体等からの照会に対する文書回答は、照会者に文書回答を行うとともに、その内容を公表することにより、同様の業種・業態に共通する取引等を行う他の多数の納税者に対しても国税に関する法令の適用等について予測可能性を与えるものとして、一定の要件に該当し、かつ、回答を行うことが適切と認められる照会を対象として行うこととしています。</p> <p>しかしながら、平成 年 月 日に收受しました照会内容は、下記の理由から、文書回答を行いませんので、お知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(理由)</p>

(決裁参考)

## 文書回答手続（同業者団体）の事務運営指針の一部改正について

### 1 文書回答手続の概要

同業者団体等からの照会に対する文書回答手続は、納税者サービスの一環として、税法の適用等に関する同業者団体等からの事実認定を要しない一般的な照会について文書により回答を行うとともに、その内容を公表することにより、同様の取引等を行う他の多数の納税者に対しても税法の適用等について予測可能性を与えることを目的として実施している。

### 2 改正点

照会者等の事務負担の軽減及び行政事務の効率化を図る観点から、照会文書への押印を不要とするなど、平成16年2月17日付課審1-3ほか8課共同「同業者団体等からの照会に対する文書回答の事務処理手続等について」（事務運営指針）に定める様式等を改正する。

### 3 適用時期

令和2年10月26日以後に受け付けるものから適用する。

# 決裁・供覧

件名	「同業者団体等からの照会に対する文書回答の事務処理手続等について」 の一部改正について（事務運営指針）			文書番号	
				課 審 1-16	
伺い文	同業者団体等からの照会に対する文書回答手続は、納税者サービスの一環として、税法の適用等に関する同業者団体等からの事実認定を要しない一般的な照会について文書により回答を行うとともに、その内容を公表することにより、同様の取引等を行う他の多数の納税者に対しても税法の適用等について予測可能性を与えることを目的として実施している。 別紙3参照				
起案	起案日	令和03年06月17日		受付日	
	部署	国税庁 課税部 課税総括課 審理室 審理総括係		決裁	決裁処理期限日
	起案者	父母石 英毅			決裁日
	連絡先				令和03年06月21日
分類名称	大分類	公文書管理（その他）		施行	施行処理期限日
	中分類	訓令及び通達の立案の検討 その他の重要な経緯			施行日
	名称（小分類）	【令和3年】【審総】事務運営指針及び事務運営指針関係書類			施行先
	秘密区分				施行者
取扱区分	秘密期間終了日			格付け	機密性格付け
	指定事由			保	取扱制限
				存	行政文書保存期間
					10年
決裁・供覧欄	<p>国税庁 課税部 課税総括課 審理室 江崎 純子（室長） 【済】</p> <p>国税庁 課税部 重藤 哲郎（部長【庁】） 【済】</p> <p>国税庁 課税部 課税総括課 総務係 松山 栄里子（係長（国税実査官）【庁】） 【済】</p> <p>国税庁 課税部 課税総括課 審理室 審理第一係 高梨 英樹（国税実査官【庁】） 【済】</p> <p>国税庁 長官官房 総務課 審査企画係 二見 智子（係長【庁】） 【済】</p> <p>国税庁 長官官房 総務課 審査企画係 黒井 悠貴（事務官【庁】） 【済】</p> <p>別紙1参照</p>				
備考欄					

# 別紙1

国税庁 長官官房 総務課 審査企画係  
津田 優希子 (事務官【庁】) 【済】

国税庁 調査査察部 調査課  
古川 勇人 (課長【庁】) 【済】

国税庁 調査査察部 調査課  
沼田 千明 (課長補佐【庁】) 【済】

国税庁 調査査察部 調査課 総務係  
原田 健史 (係長 (国税調査官)【庁】) 【後関】 【済】

国税庁 課税部 酒税課  
郷 敦 (課長【庁】) 【済】

国税庁 課税部 酒税課  
山里 崇 (課長補佐【庁】) 【済】

国税庁 課税部 酒税課 総務係  
川村 賢史 (係長 (国税実査官)【庁】) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課消費税軽減税率制度対応室  
福田 あづさ (室長) 【後関】 【済】

国税庁 課税部 課税総括課消費税軽減税率制度対応室  
竹中 茉莉子 (課長補佐【庁】) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課消費税軽減税率制度対応室 総括係  
原岡 昌幸 (係長 (国税実査官)【庁】) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課消費税室  
松山 清人 (室長) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課消費税室  
濱田 正義 (課長補佐【庁】) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課消費税室 消費税第一係  
嶋原 憲司 (係長 (国税実査官)【庁】) 【済】

国税庁 課税部 資産評価企画官  
渡邊 秀雄 (資産評価企画官) 【済】

国税庁 課税部 資産評価企画官  
北川 了浩 (資産評価企画官補佐) 【済】

国税庁 課税部 資産評価企画官 評価係  
井上 哲裕 (係長 (国税実査官)【庁】) 【済】

国税庁 課税部 法人課税課  
田島 伸二 (課長【庁】) 【済】

国税庁 課税部 法人課税課  
田畑 仁 (課長補佐【庁】) 【済】

国税庁 課税部 法人課税課 総務係  
川合 敬一 (係長 (国税実査官)【庁】) 【済】

国税庁 課税部 資産課税課  
西野 享太郎 (課長【庁】) 【済】

国税庁 課税部 資産課税課  
尾張 佳也 (課長補佐【庁】) 【済】

国税庁 課税部 資産課税課 総務係  
園田 裕亮 (係長 (国税実査官)【庁】) 【済】

決裁・供覧欄  
(別紙)

# 別紙1

決裁・  
供覧欄  
(別紙)

- 国税庁 課税部 個人課税課  
上良 睦彦 (課長【庁】) 【済】
- 国税庁 課税部 個人課税課  
松井 めぐみ (課長補佐【庁】) 【済】
- 国税庁 課税部 個人課税課 総務係  
佐ノ木 隼人 (係長 (国税実査官)【庁】) 【済】
- 国税庁 課税部 課税総括課  
小平 忠久 (課長【庁】) 【済】
- 国税庁 課税部 課税総括課  
岩佐 由加里 (企画調整官) 【済】
- 国税庁 課税部 課税総括課  
酒井 秀行 (課長補佐【庁】) 【済】
- 国税庁 課税部 課税総括課 調整係  
福井 健広 (係長 (国税実査官)【庁】) 【済】
- 国税庁 課税部 課税総括課 審理室  
関野 和宏 (課長補佐【庁】) 【済】
- 国税庁 課税部 課税総括課 審理室  
山中 英司 (企画専門官【庁】) 【済】
- 国税庁 課税部 課税総括課 審理室  
塚尾 敦嗣 (課長補佐【庁】) 【後関】 【済】
- 国税庁 課税部 課税総括課 審理室  
池内 学 (企画専門官【庁】) 【済】
- 国税庁 課税部 課税総括課 審理室  
鈴木 憲太郎 (企画専門官【庁】) 【済】
- 国税庁 課税部 課税総括課 審理室 審理第五係  
石井 孝 (係長 (国税実査官)【庁】) 【済】
- 国税庁 課税部 課税総括課 審理室 審理第四係  
林 賢輔 (係長 (国税実査官)【庁】) 【後関】
- 国税庁 課税部 課税総括課 審理室  
安部 幸紀 【後関】
- 国税庁 課税部 課税総括課 審理室 審理第二係  
二摩 真矢 (係長 (国税実査官)【庁】) 【後関】
- 国税庁 課税部 課税総括課 審理室 審理第一係  
徳村 典明 (係長 (国税実査官)【庁】) 【後関】

## 別紙3

今回、この文書回答手続について、納税者利便の一層の向上の観点から、所要の整備を行い、現行の事務運営指針を別案のとおり改正することとしたい。

(注) 「『事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について』の一部改正について(事務運営指針)」については、本事務運営指針の改正と同時に発遣することを予定している。

伺い文(別紙)

課審 1 - ●  
課総 2 - ●  
課個 1 - ●  
課資 1 - ●  
課法 1 - ●  
課酒 1 - ●  
課評 1 - ●  
課消 1 - ●  
課軽 1 - ●  
査調 1 - ●  
令和3年6月●日

各 国 税 局 長  
殿  
沖 縄 国 税 事 務 所 長

国 税 庁 長 官  
(官印省略)

「同業者団体等からの照会に対する文書回答の事務処理  
手続等について」の一部改正について (事務運営指針)

標題のことについては、平成16年2月17日付課審1-3ほか8課共同「同業者団体等からの照会に対する文書回答の事務処理手続等について」(事務運営指針)の一部を下記のとおり改正したから、令和3年7月1日以後に受け付ける照会に対する文書回答手続等については、これにより適切に実施されたい。

(趣旨)

同業者団体等からの照会に対する文書回答の事務処理手続等について、納税者利便の一層の向上の観点から、所要の整備を行うものである。

記

別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄のように改める。

(別紙)

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="376 384 920 451">同業者団体等からの照会に対する文書回答の 事務処理手続等について (事務運営指針)</p> <p data-bbox="192 496 645 523">1 文書回答の対象となる照会の範囲</p> <p data-bbox="210 531 1104 778">同業者団体等からの事実認定を要しない一般的な照会のうち、次の要件の全てを満たすものであって、平成14年6月28日付課審1—14ほか8課共同「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」(事務運営指針)によらず、本手続により一般的に回答を行うことが、多数の納税者の国税に関する法令の適用等についての予測可能性の向上等の観点から適切と認められるものについては、同業者団体等の求める見解への回答を文書により行うこととする。</p> <p data-bbox="210 786 1104 890">ただし、それぞれの趣旨・目的に基づいて別途事務運営指針等により手続が定められているものについては、当該事務運営指針等によることに留意する。</p> <p data-bbox="210 898 450 925">(注) 1・2 (省略)</p> <p data-bbox="210 970 1104 1074">(1) 同業者団体等の構成事業者等が行う取引等に係る国税に関する法令 (法令の改正過程にあるものを除く。)の解釈・適用その他の税務上の 取扱いに関する照会であること</p> <p data-bbox="241 1082 1104 1185">(注) 同業者団体等が自ら行う取引等に係るものについては、平成14年 6月28日付課審1—14ほか8課共同「事前照会に対する文書回答の 事務処理手続等について」(事務運営指針)により処理する。</p> <p data-bbox="210 1193 383 1220">(2)~(7) (省略)</p> <p data-bbox="210 1228 1104 1289">(8) 以上のほか、照会の内容が次に掲げるような性質を有しないものであること</p> <p data-bbox="241 1297 1104 1358">イ 国税に関する法令以外の法令等に係る解釈等を必要とするもの(当 該法令等により決定されるべき事項が未解決であるものを含む。)</p> <p data-bbox="241 1366 436 1393">ロ~ニ (省略)</p>	<p data-bbox="1328 384 1872 451">同業者団体等からの照会に対する文書回答の 事務処理手続等について (事務運営指針)</p> <p data-bbox="1137 496 1590 523">1 文書回答の対象となる照会の範囲</p> <p data-bbox="1155 531 2049 778">同業者団体等からの事実認定を要しない一般的な照会のうち、次の要件の全てを満たすものであって、平成14年6月28日付課審1—14ほか8課共同「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」(事務運営指針)によらず、本手続により一般的に回答を行うことが、多数の納税者の国税に関する法令の適用等についての予測可能性の向上等の観点から適切と認められるものについては、同業者団体等の求める見解への回答を文書により行うこととする。</p> <p data-bbox="1155 786 2049 890">ただし、それぞれの趣旨・目的に基づいて別途事務運営指針等により手続が定められているものについては、当該事務運営指針等によることに留意する。</p> <p data-bbox="1155 898 1429 925">(注) 1・2 (同左)</p> <p data-bbox="1155 970 2049 1031">(1) 同業者団体等の構成事業者等が行う取引等に係る国税に関する法令の 解釈・適用その他の税務上の取扱いに関する照会であること</p> <p data-bbox="1187 1082 2049 1185">(注) 同業者団体等が自ら行う取引等に係るものについては、平成14年 6月28日付課審1—14ほか8課共同「事前照会に対する文書回答の 事務処理手続等について」(事務運営指針)により処理する。</p> <p data-bbox="1155 1193 1328 1220">(2)~(7) (同左)</p> <p data-bbox="1155 1228 2049 1289">(8) 以上のほか、照会の内容が次に掲げるような性質を有しないものであること</p> <p data-bbox="1187 1297 2000 1324">イ 国税に関する法令以外の法令等に係る解釈等を必要とするもの</p> <p data-bbox="1187 1366 1359 1393">ロ~ニ (同左)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>ホ 一連の組み合わせられた取引等の一部のみを照会しているもの</p> <p>ヘ 上記イからホまでに掲げるもののほか、<u>回答内容が歪曲して宣伝されるおそれがあるなど、本手続による文書回答が適切でない</u>と認められるもの</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>2～6 (省略)</p>	<p>ホ <u>通常の経済取引としては不合理と認められるもの</u></p> <p>ヘ <u>税の軽減を主要な目的とするもの</u></p> <p>ト 一連の組み合わせられた取引等の一部のみを照会しているもの</p> <p>チ 上記イからトまでに掲げるもののほか、<u>本手続による文書回答が適切でない</u>と認められるもの</p> <p><u>(例示)</u></p> <p>① <u>回答内容が歪曲して宣伝される等、文書回答が、国税に関する法令の適用等についての予測可能性を与えるという本来の目的に反する形で利用されるおそれがある場合</u></p> <p>② <u>照会の前提となる国税に関する法令以外の法令等により決定されるべき事項が未解決である場合</u></p> <p>③ <u>法令の改正過程にあるものであり、現状における文書回答が困難である場合</u></p> <p>2～6 (同左)</p>

改正前

別紙1-4

チェックシート  
(同業者団体等照会用)

このチェックシートは、「取引等に係る税務上の取扱い等に関する照会(同業者団体等照会)」を提出するに当たって、照会の内容等が文書による回答の対象であるかどうかを確認していただくための「一般的な事項」をまとめたものです。  
確認が終わりましたら、照会文書と併せて提出してください。

項目	目	チェック欄
(1)	照会者の構成事業者等を行う取引等に係る照会である。	はい・いいえ
(2)	国税(関税、とん税及び特別とん税を除く。以下同じ。)に関する法令の解釈・適用その他税務上の取扱いに関する照会である。	はい・いいえ
(3)	特定の事業者の個別の取引等に係るものでなく、同様の業種・業態に共通する取引等に係る照会で、多数の納税者から照会されることが予想されるものである。	はい・いいえ
(4)	照会の申出の際に、審査に必要な資料を提出している。	はい・いいえ
(5)	照会内容の審査に必要な追加的な資料や翻訳文の提出に同意する。	はい・いいえ
(6)	照会者名、照会内容及び回答内容が公表されることに同意する。	はい・いいえ
(7)	照会者名、照会内容及び回答内容が公表されることについて、取引等の関係者の了解を得ること、並びに仮に関係者間で紛争が起こった場合には、照会者の責任において処理することに同意する。	はい・いいえ
(8)	調査等の手続、徴収手続、酒類等の製造免許若しくは酒類の販売業免許又は酒類行政に関係する照会ではない。	はい・いいえ
(9)	取引等に係る税務上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去に公表された質疑事例等において明らかになっていない。	はい・いいえ
(10)	事実関係の認定が伴う照会ではない。	はい・いいえ
(11)	照会に係る取引等は、法令等に抵触しない又は抵触のおそれがないものである。	はい・いいえ
(12)	照会に係る取引等について、関係者間で紛争中ではない又は紛争のおそれがない。	はい・いいえ
(13)	照会に係る取引等は、税の軽減を図ることを主要な目的として行われるものではない。	はい・いいえ
(14)	一連の組み合わせられた取引等の一部のみの照会ではない。	はい・いいえ

(注) このチェックシートのすべての項目に該当する場合であっても、審査の結果、文書による回答がなされない場合もあります(詳細につきましては、国税局等の窓口でご相談ください)。

所在地	
照会者 団体等の名称 及び代表者等の 氏名	

改正後

別紙1-4

チェックシート  
(同業者団体等照会用)

このチェックシートは、「取引等に係る税務上の取扱い等に関する照会(同業者団体等照会)」を提出するに当たって、照会の内容等が文書による回答の対象であるかどうかを確認していただくための「一般的な事項」をまとめたものです。  
確認が終わりましたら、照会文書と併せて提出してください。

項目	目	チェック欄
(1)	照会者の構成事業者等を行う取引等に係る照会である。	はい・いいえ
(2)	国税(関税、とん税及び特別とん税を除く。以下同じ。)に関する法令(法令の改正過程にあるものを除く。)の解釈・適用その他税務上の取扱いに関する照会である。	はい・いいえ
(3)	特定の事業者の個別の取引等に係るものでなく、同様の業種・業態に共通する取引等に係る照会で、多数の納税者から照会されることが予想されるものである。	はい・いいえ
(4)	照会の申出の際に、審査に必要な資料を提出している。	はい・いいえ
(5)	照会内容の審査に必要な追加的な資料や翻訳文の提出に同意する。	はい・いいえ
(6)	照会者名、照会内容及び回答内容が公表されることに同意する。	はい・いいえ
(7)	照会者名、照会内容及び回答内容が公表されることについて、取引等の関係者の了解を得ること、並びに仮に関係者間で紛争が起こった場合には、照会者の責任において処理することに同意する。	はい・いいえ
(8)	調査等の手続、徴収手続、酒類等の製造免許若しくは酒類の販売業免許又は酒類行政に関係する照会ではない。	はい・いいえ
(9)	取引等に係る税務上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去に公表された質疑事例等において明らかになっていない。	はい・いいえ
(10)	事実関係の認定が伴う照会ではない。	はい・いいえ
(11)	照会に係る取引等は、法令等に抵触しない又は抵触のおそれがないものである。	はい・いいえ
(12)	照会に係る取引等について、関係者間で紛争中ではない又は紛争のおそれがない。	はい・いいえ
	(削除)	
(13)	一連の組み合わせられた取引等の一部のみの照会ではない。	はい・いいえ

(注) このチェックシートのすべての項目に該当する場合であっても、審査の結果、文書による回答がなされない場合もあります(詳細につきましては、国税局等の窓口でご相談ください)。

所在地	
照会者 団体等の名称 及び代表者等の 氏名	

改正後	改正前
<p>別紙2</p> <p style="text-align: center;">[形式審査表（同業者団体等用）の記載要領]</p> <p>1～3 （省略）</p> <p>4 「要件事項」については、各要件事項について、次の要件事項が記載されているかどうかを確認した結果、「適」又は「不適」のいずれかを○で囲む。</p> <p>(1)～(6) (省略)</p> <p>(7) 「13」欄……次のような性質を有するものでないこと。  イ 国税に関する法令以外の法令等に係る解釈等を必要とするもの <u>（当該法令等により決定されるべき事項が未解決であるものを含む。）</u></p> <p>ロ・ハ （省略）</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>ニ 一連の組み合わせられた取引等の一部のみを照会しているもの</p> <p>ホ 上記のほか、<u>回答内容が歪曲して宣伝されるおそれがあるなど、本手続による回答が適切でない</u>と認められるもの</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>5・6 （省略）</p>	<p>別紙2</p> <p style="text-align: center;">[形式審査表（同業者団体等用）の記載要領]</p> <p>1～3 （同左）</p> <p>4 「要件事項」については、各要件事項について、次の要件事項が記載されているかどうかを確認した結果、「適」又は「不適」のいずれかを○で囲む。</p> <p>(1)～(6) (同左)</p> <p>(7) 「13」欄……次のような性質を有するものでないこと。  イ 国税に関する法令以外の法令等に係る解釈等を必要とするもの</p> <p>ロ・ハ （同左）</p> <p>ニ <u>通常の経済取引としては不合理と認められるもの</u></p> <p>ホ <u>税の軽減を主要な目的とするもの</u></p> <p>ヘ 一連の組み合わせられた取引等の一部のみを照会しているもの</p> <p>ト 上記のほか、本手続による回答が適切でない<u>と認められるもの</u></p> <p><u>（例示）</u></p> <p>① <u>文書回答が、税法の適用等についての予測可能性を与えるという本来の目的に反する形で利用されるおそれがある場合</u></p> <p>② <u>他の法令等により決定されるべき前提となる事項が未解決である場合</u></p> <p>③ <u>法令の改正過程にある問題であり、現状における回答が困難である場合</u></p> <p>5・6 （同左）</p>

(決裁参考)

## 文書回答手続（同業者団体）の事務運営指針の一部改正について

### 1 文書回答手続の概要

同業者団体等からの照会に対する文書回答手続は、納税者サービスの一環として、税法の適用等に関する同業者団体等からの事実認定を要しない一般的な照会について文書により回答を行うとともに、その内容を公表することにより、同様の取引等を行う他の多数の納税者に対しても税法の適用等について予測可能性を与えることを目的として実施している。

### 2 改正点

文書回答の対象となる同業者団体等からの照会の範囲については、照会内容を公表することにより納税者の予測可能性を向上させるという文書回答手続の趣旨や濫用防止の観点から、複数の要件が定められている。

この要件については、①項目が多く、類似するものがある、②抽象的な表現もあり、文書回答の対象になるかどうかの判断が難しい、といった意見が寄せられていたところ。

このような意見を踏まえ、今般、この要件のうち、類似する要件を統合するとともに、「税の軽減を主要な目的とするもの」のように、照会の段階において確定的に判断が困難な要件を削除するなど、要件の整理・合理化を行うこととしたい。

### 3 適用時期

令和3年7月1日以後に受け付けるものから適用する。

# 決裁・供覧

件名	令和5年度機構改正による沖縄国税事務所への審理官設置に伴う関係事務運営指針の一部改正について（事務運営指針）			文書番号		
				課 審 1-23		
伺い文	令和5年度機構改正 による沖縄国税事務所への審理官設置等に伴い、関係事務運営指針について所要の整備を行うため、別案1から別案4により関係事務運営指針の一部を改正し、各国税局長及び沖縄国税事務所長宛に発遣してよろしいか伺います。					
起案	起案日	令和05年06月19日		受付日		
	部署	国税庁 課税部 課税総括課 審理室 審理総括係		決裁	決裁処理期限日	
					決裁日	令和05年06月28日
	起案者	平岩 彩		施行	施行処理期限日	
連絡先	■■■■			施行日	令和05年06月30日	
分類名称	大分類	公文書管理（その他）		施行	施行先	各国税局長及び沖縄国税事務所長
	中分類	訓令及び通達の立案の検討 その他の重要な経緯			施行者	国税庁長官
	名称（小分類）	【令和5年】【審総】事務運営指針及び事務運営指針関係書類			取扱上の注意	
	秘密区分					
取扱区分	秘密期間終了日			格付け	機密性格付け	2
	指定事由				取扱制限	
				保存	行政文書保存期間	10年
						保存期間満了時期
決裁・供覧欄	<p>国税庁 星屋 和彦（次長） 【済】</p> <p>国税庁 長官官房 人事課 秘書係 福井 健広（係長【庁】） 【済】</p> <p>国税庁 課税部 課税総括課 審理室 審理総括係 平岩 彩（係長（国税実査官）【庁】） 【済】</p> <p>国税庁 長官官房 総務課 桑野 侑大（審査室長） 【後関】</p> <p>国税庁 長官官房 総務課 総務第一係 小濱 考雄（係長【庁】） 【済】</p> <p>国税庁 長官官房 総務課 久田 訓寛（課長補佐【庁】） 【済】 別紙1参照</p>					
備考欄						

# 別紙1

決  
裁  
・  
供  
覧  
欄  
(  
別  
紙  
)

国税庁 長官官房 総務課 審査企画係  
大木 美紀 (係長【庁】) 【済】

国税庁 長官官房 総務課 審査企画係  
松元 奈々子 (主任【庁】) 【済】

国税庁 長官官房 総務課 審査企画係  
友部 瑠莉那 (事務官【庁】) 【済】

国税庁 調査査察部 調査課  
松山 清人 (課長【庁】) 【済】

国税庁 調査査察部 調査課  
比田勝 隆博 (国際調査管理官) 【済】

国税庁 調査査察部 調査課  
尾張 佳也 (課長補佐【庁】) 【済】

国税庁 調査査察部 調査課  
宮本 温大 (課長補佐【庁】) 【済】

国税庁 調査査察部 調査課  
島本 豊暢 (主査(国税調査官)【庁】) 【済】

国税庁 調査査察部 調査課 総務係  
柳井谷 忍 (係長(国税調査官)【庁】) 【済】

国税庁 調査査察部 調査課 国際監理係  
原田 健史 (係長(国税調査官)【庁】) 【済】

国税庁 調査査察部 調査課 審理第一係  
中山 尚宏 (係長(国税調査官)【庁】) 【済】

国税庁 長官官房 国際業務課  
田畑 健隆 (課長【庁】) 【済】

国税庁 長官官房 国際業務課  
片岡 絵里 (課長補佐【庁】) 【済】

国税庁 長官官房 国際業務課  
吉平 菜採 (係長【庁】) 【済】

国税庁 長官官房 総務課  
吉岡 雅史 (課長補佐【庁】) 【済】

国税庁 長官官房 総務課 調査第一係  
秋葉 慎一 (係長【庁】) 【済】

国税庁 長官官房 総務課 調査第二係  
細野 秀雄 (係長【庁】) 【済】

国税庁 長官官房 総務課 調査第二係  
村上 晴香 (主任【庁】) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課消費税室  
上竹 良彦 (室長) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課消費税室  
竹中 茉莉子 (課長補佐【庁】) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課消費税室  
吉場 英雄 (課長補佐【庁】) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課消費税室 消費税第一係  
村林 由佳子 (係長(国税実査官)【庁】) 【済】

# 別紙1

決裁・供覧欄（別紙）

国税庁 課税部 課税総括課消費税室 諸税第二係  
高山 克哉（係長（国税実査官）【庁】） 【済】

国税庁 課税部 資産評価企画官  
中島 格志（資産評価企画官） 【済】

国税庁 課税部 資産評価企画官  
宇野沢 貴司（資産評価企画官補佐） 【済】

国税庁 課税部 資産評価企画官  
松田 貴司（資産評価企画官補佐） 【済】

国税庁 課税部 資産評価企画官 審理係  
井上 哲裕（係長（国税実査官）【庁】） 【済】

国税庁 課税部 資産評価企画官 評価係  
久保田 裕己（係長（国税実査官）【庁】） 【済】

国税庁 課税部 資産評価企画官 評価係  
落合 彩友里（国税実査官【庁】） 【済】

国税庁 課税部 法人課税課  
江崎 純子（課長【庁】） 【済】

国税庁 課税部 法人課税課  
齋藤 保人（課長補佐【庁】） 【済】

国税庁 課税部 法人課税課  
松尾 公二（課長補佐【庁】） 【済】

国税庁 課税部 法人課税課 総務係  
古上 晋吾（係長（国税実査官）【庁】） 【済】

国税庁 課税部 法人課税課 審理第一係  
中堀 弘樹（係長（国税実査官）【庁】） 【済】

国税庁 課税部 資産課税課  
加藤 千博（課長【庁】） 【済】

国税庁 課税部 資産課税課  
林 ひとみ（課長補佐【庁】） 【済】

国税庁 課税部 資産課税課  
高村 悠美子（課長補佐【庁】） 【済】

国税庁 課税部 資産課税課  
十見 和真（課長補佐【庁】） 【済】

国税庁 課税部 資産課税課 総務係  
福場 淳一（係長（国税実査官）【庁】） 【済】

国税庁 課税部 資産課税課 監理第二係  
福田 進矢（係長（国税実査官）【庁】） 【済】

国税庁 課税部 個人課税課  
山縣 哲也（課長【庁】） 【済】

国税庁 課税部 個人課税課  
沼田 千明（課長補佐【庁】） 【済】

国税庁 課税部 個人課税課 総務係  
中島 聖（係長（国税実査官）【庁】） 【済】

国税庁 課税部 課税総括課  
山崎 博之（課長【庁】） 【済】

# 別紙1

国税庁 課税部 課税総括課  
門脇 瞬有 (国際課税企画官) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課  
下野 哲史 (課税企画官) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課  
出口 達也 (企画調整官) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課  
越智 康博 (課長補佐【庁】) 【後関】

国税庁 課税部 課税総括課  
長内 泰祐 (課長補佐【庁】) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課  
成瀬 洋平 (課長補佐【庁】) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課 調査第二係  
山口 達矢 (係長 (国税実査官)【庁】) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課 税務手続係  
鴨志田 光佑 (係長 (国税実査官)【庁】) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課 調整係  
金子 順一 (係長 (国税実査官)【庁】) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課 審理室  
山崎 諭司 (主任訟務専門官) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課 審理室  
鎌田 絢子 (課長補佐【庁】) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課 審理室  
馬淵 大樹 (課長補佐【庁】) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課 審理室  
池内 学 (課長補佐【庁】) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課 審理室  
山崎 栄二 (企画専門官【庁】) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課 審理室 争訟支援係  
大川原 順一 (係長 (国税実査官)【庁】) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課 審理室 審理第五係  
外池 晃平 (係長 (国税実査官)【庁】) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課 審理室 審理第二係  
小笠原 大輔 (係長 (国税実査官)【庁】) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課 審理室 審理第一係  
玉城 司 (係長 (国税実査官)【庁】) 【済】

決裁・  
供覧欄  
(別紙)

# 別紙2

件名  
(別紙)

課審1-24/課審1-25/課審1-26

文書番号  
(別紙)

国税庁 課税部 課税総括課 調整係  
向峠 綾  
課総2-41/課総2-42/課総2-43

国税庁 課税部 個人課税課 総務係  
平塚 真友香  
課個1-58

国税庁 課税部 法人課税課 審理第一係  
小林 哲  
課法2-11/課法2-13

国税庁 課税部 資産評価企画官 評価係  
落合 彩友里  
課評1-35

共同  
起案欄  
(別紙)

国税庁 長官官房 総務課 調査第二係  
村上 晴香  
官総4-28

国税庁 長官官房 国際業務課  
吉平 菜探  
官際1-103

国税庁 調査査察部 調査課 総務係  
進藤 幸路  
査調1-70/査調8-25

国税庁 課税部 課税総括課消費税室 諸税第二係  
澤野 史幸  
課消5 - 23

国税庁 課税部 資産課税課 監理第二係  
福田 進矢  
課資7-37

## 別案2

課 審 1 - ●

課 総 2 - ●

令和5年6月●日

各 国 税 局 長  
沖 縄 国 税 事 務 所 長 殿

国 税 庁 長 官  
(官 印 省 略)

「同業者団体等からの照会に対する文書回答の事務処理手続等について」の  
一部改正について（事務運営指針）

標題のことについては、平成16年2月17日付課審1-3ほか8課共同「同業者団体等からの照会に対する文書回答の事務処理手続等について」（事務運営指針）の一部を下記のとおり改正したから、令和5年7月10日以降はこれによらねたい。

（趣旨）

令和5年度機構改正による沖縄国税事務所への審理官設置等に伴い、所要の整備を行うものである。

記

別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄のように改める。

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>同業者団体等からの照会に対する文書回答の事務処理手続等について (事務運営指針)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事務処理体制の概要 照会に対する文書回答に係る事務処理体制の概要については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 照会文書の受付窓口 照会は、原則として、照会者の主たる事務所の所在地の所轄国税局(沖縄国税事務所を含む。以下「局」という。)の審理課(審理課が設置されていない局にあつては<u>審理官</u>をいう。以下同じ。)において受け付ける。</p> <p>ただし、次に掲げる照会は、それぞれ次に定める国税庁(以下「庁」という。)又は局の部署において受け付ける。 イ～ハ (略)</p> <p>(2) 局における審査事務の体制 局の部署で受け付けた照会は、局の審理課で審査を担当するが、この場合、局の<u>課税総括課(資料総括課を含む。)</u>、個人課税課、資産課税課、資産評価官、法人課税課、消費税課及び調査管理課(関東信越、東京、名古屋及び大阪国税局にあつては調査審理課、沖縄国税事務所にあつては調査課をいう。以下同じ。)(以下「局関係主務課等」という。)と必要に応じて協議を行うこととする。 ただし、酒税に関する審査等は、局の酒税課において行う。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>同業者団体等からの照会に対する文書回答の事務処理手続等について (事務運営指針)</p> <p>1 (同左)</p> <p>2 事務処理体制の概要 照会に対する文書回答に係る事務処理体制の概要については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 照会文書の受付窓口 照会は、原則として、照会者の主たる事務所の所在地の所轄国税局(沖縄国税事務所を含む。以下「局」という。)の審理課(審理課が設置されていない局にあつては<u>審理官、沖縄国税事務所にあつては課税総括課</u>をいう。以下同じ。)において受け付ける。</p> <p>ただし、次に掲げる照会は、それぞれ次に定める国税庁(以下「庁」という。)又は局の部署において受け付ける。 イ～ハ (同左)</p> <p>(2) 局における審査事務の体制 局の部署で受け付けた照会は、局の審理課で審査を担当するが、この場合、局の<u>課税総括課</u>、個人課税課、資産課税課、資産評価官、法人課税課、消費税課及び調査管理課(関東信越、東京、名古屋及び大阪国税局にあつては調査審理課、沖縄国税事務所にあつては調査課をいう。以下同じ。)(以下「局関係主務課等」という。)と必要に応じて協議を行うこととする。 ただし、酒税に関する審査等は、局の酒税課において行う。</p> <p>(3)～(4) (同左)</p> <p>3・4 (同左)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>5 回答及び公表</p> <p>(1) 回答</p> <p>実質審査を了した場合には、庁関係主務課等又は局関係主務課等にあらかじめ処理案を回付し、必要に応じ協議した上で、庁関係主務課等又は局関係主務課等との合議により決裁を了した後、その審査結果に応じて、それぞれイ又はロにより処理する。</p> <p>なお、文書回答は、庁において受け付けた照会及び局から庁へ進達のあった照会については、庁の審理室長名又は酒税課長名（事案の内容に応じて庁の課税部長名）、それ以外のものについては、局の審理課長名（審理課が設置されていない局にあつては審理官名）又は酒税課長名（沖縄国税事務所にあつては、間税課長名）で行うこととする。</p> <p>（後略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>6 （略）</p> <p>別紙 1・2 （略）</p>	<p>5 回答及び公表</p> <p>(1) 回答</p> <p>実質審査を了した場合には、庁関係主務課等又は局関係主務課等にあらかじめ処理案を回付し、必要に応じ協議した上で、庁関係主務課等又は局関係主務課等との合議により決裁を了した後、その審査結果に応じて、それぞれイ又はロにより処理する。</p> <p>なお、文書回答は、庁において受け付けた照会及び局から庁へ進達のあった照会については、庁の審理室長名又は酒税課長名（事案の内容に応じて庁の課税部長名）、それ以外のものについては、局の審理課長名（<u>審理課が設置されていない局にあつては審理官名、沖縄国税事務所にあつては課税総括課長名</u>）又は酒税課長名（沖縄国税事務所にあつては、間税課長名）で行うこととする。</p> <p>（同左）</p> <p>(2) （同左）</p> <p>6 （同左）</p> <p>別紙 1・2 （同左）</p>

別紙3

文書回答等を行う照会の事績整理票 (同業者団体等用)

別紙3

文書回答等を行う照会の事績整理票 (同業者団体等用)

事案番号	税目	<input type="checkbox"/> 申告所得税 <input type="checkbox"/> 源泉所得税 <input type="checkbox"/> 譲渡・山林所得 <input type="checkbox"/> 相続税・贈与税 <input type="checkbox"/> 法人税 <input type="checkbox"/> 消費税・間接諸税 <input type="checkbox"/> 酒税 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
局担当者 (関係課)	局	課	課		
照会者 (照会者名) (役職等) (代理人)	照会年月日	年 月 日			
	審査開始日	年 月 日			
	処理年月日	年 月 日			
照会事項	【照会要旨】				
【回答要旨】					
処理態様	<input type="checkbox"/> 文書回答 <input type="checkbox"/> 非文書回答 (口頭回答: <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無)		非文書回答の理由	(事務運営指針の基準に該当しなかった項目を記載)	

整理番号	次級合巻欄			関係課	照会年月日 審査開始日	担当者
	課名	課長	管理課(管理官)			
局名	課	課	課			
担当者						
照会者 (照会者名) 照会者 (担当者名)						
【照会事項】						
【事実関係】						
【照会要旨】						
【回答要旨等】						
処理年月日	処理態様	文書回答・非文書回答 (口頭回答=有・無)				

改 正 前

【検討内容】

改 正 後

【検討内容】

改正後	改正前
別紙3付表～別紙6 (略)	別紙3付表～別紙6 (同左)